

資料21 自衛隊の主な行動

区 分	対象となる事態	行動の要件など	認められる主な権限など
防衛出動 〔自衛隊法 第76条〕	外部からの武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態に際して、わが国を防衛するため必要があると認める場合	① 命令権者：内閣総理大臣 ② 国会の承認：必要（原則として事前承認）	○ 武力の行使（自衛権発動の三要件を満たす場合に限る。） ○ 公共の秩序維持のための権限（治安出動時と同じ） ○ その他（海上保安庁の統制、緊急通行、物資の収用、海上輸送規制、捕虜の取扱、国民保護など）
防御施設構築の措置 〔自衛隊法 第77条の2〕	事態が緊迫し防衛出動命令が発せられることが予測される場合において、出動を命ぜられた自衛隊の部隊を展開させることが見込まれ、かつ、防備をあらかじめ強化しておく必要があると認められる地域（展開予定地域）があるとき	① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：必要（対処基本方針の閣議決定後）（注1） ③ その他：内閣総理大臣の承認	○ 展開予定地域内における陣地・その他の防御のための施設の構築 ○ 自己等防護のための武器使用
防衛出動下令前の行動関連措置 〔自衛隊法 第77条の3〕	事態が緊迫し、防衛出動命令が発せられることが予測される場合	① 命令権者：（物品提供）防衛大臣又はその委任を受けた者、（役務提供）防衛大臣 ② 国会の承認：（物品提供）不要、（役務提供）必要 （対処基本方針の閣議決定後）（注1）	○ 米軍行動関連措置法に基づく行動関連措置としての米軍への物品の提供 ○ 行動関連措置としての役務の提供 ○ 自己等防護のための武器使用
国民保護等派遣 〔自衛隊法 第77条の4〕	国民保護法の規定に基づき都道府県知事から要請を受けた場合において事態やむを得ないと認めるとき、又は武力攻撃事態等対策本部長（又は緊急対処事態対策本部長）から同法の規定による求めがあったとき	① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：不要 ③ その他：内閣総理大臣の承認	○ 国民保護法に規定する避難住民の誘導に関する措置、応急措置等、交通の規制など ○ 警職法（注2）の一部準用（退避、犯罪の予防・制止、立入など） ○ 海上保安庁法の一部準用（協力要請など） ○ 武器の使用
命令による治安出動 〔自衛隊法 第78条〕	間接侵略その他の緊急事態に際して、一般の警察力をもっては、治安を維持することができないと認められる場合	① 命令権者：内閣総理大臣 ② 国会の承認：必要（出動命令から20日以内に付議）	○ 警職法の準用（質問、避難、犯罪の予防・制止など） ○ 海上保安庁法の一部準用（協力要請、立入検査など） ○ 武器の使用 ○ 海上保安庁の統制
治安出動下令前に行う情報収集 〔自衛隊法 第79条の2〕	事態が緊迫し治安出動命令が発せられること及び小銃、機関銃などの武器を所持した者による不法行為が行われることが予測される場合において、情報収集を行うための特別の必要があると認められる場合	① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：不要 ③ その他：国家公安委員会と協議の上、内閣総理大臣の承認を得る。	○ 自己等防護のための武器使用
要請による治安出動 〔自衛隊法 第81条〕	都道府県知事が治安維持上重大な事態につきやむを得ないと認め、かつ内閣総理大臣が事態やむを得ないと認める場合	① 命令権者：内閣総理大臣 ② 国会の承認：不要 ③ その他：都道府県公安委員会と協議の上、都道府県知事が内閣総理大臣に要請	○ 警職法の準用（質問、避難、犯罪の予防・制止など） ○ 海上保安庁法の一部準用（協力要請、立入検査など） ○ 武器の使用
自衛隊の施設等の警護出動 〔自衛隊法 第81条の2〕	自衛隊の施設又は在日米軍施設・区域において、大規模なテロ攻撃が行われるおそれがあり、かつ、その被害を防止するため特別の必要があると認める場合	① 命令権者：内閣総理大臣 ② 国会の承認：不要 ③ その他：あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴き、防衛大臣と国家公安委員会とが協議する。	○ 警職法の一部準用（質問、避難などの措置、立入（以上は警察官がその場にいらない場合のみ）、犯罪の予防・制止） ○ 武器の使用
海上における警備行動 〔自衛隊法 第82条〕	海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため特別の必要がある場合	① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：不要 ③ その他：内閣総理大臣の承認	○ 海上保安庁法の一部準用（協力要請、立入検査など） ○ 武器の使用
海賊対処行動 〔自衛隊法 第82条の2 及び 海賊対処法〕	海賊行為に対処するため特別の必要がある場合	① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：不要（海賊対処行動を総理が承認したとき又は海賊対処行動が終了したとき、国会報告） ③ その他：内閣総理大臣の承認（防衛大臣が対処要項を総理に提出）	○ 海上保安庁法の一部準用（協力要請、立入検査など） ○ 武器の使用
弾道ミサイル等に対する破壊措置 〔自衛隊法 第82条の3〕	弾道ミサイル等が我が国に飛来するおそれがあり、その落下による我が国領域における人命又は財産に対する被害を防止するため必要があると認めるとき	① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：不要（事後報告） ③ その他：内閣総理大臣の承認（緊急の場合に備え、総理の承認を受けた緊急対処要領に従いあらかじめ命令できる。）	○ 武器の使用
災害派遣 〔自衛隊法 第83条〕	天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため、必要があると認める場合（注3）	① 命令権者：防衛大臣又はその指定する者 ② 国会の承認：不要 ③ その他：都道府県知事その他政令で定める者の要請（ただし、その事態に照らし特に緊急を要し要請を待つとまがないと認めるときを除く。）	○ 警職法の一部準用（避難、立入など。警察官がその場にいらない場合に限る。） ○ 海上保安庁法の一部準用（協力要請） ○ 災害対策基本法に規定する権限（警戒区域の設定、緊急通行車両の通行確保など。市町村長、警察官等がその場にいらない場合に限る。）

区 分	対象となる事態	行動の要件など	認められる主な権限など
地震防災派遣 〔自衛隊法 第83条の2〕	地震防災応急対策を的確かつ迅速に実施するため、自衛隊の支援を求める必要があると地震災害警戒本部長が認める場合（大規模地震対策特別措置法第13条第2項）	① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：不要 ③ その他：地震災害警戒本部長（内閣総理大臣）の要請	○ 警職法の一部準用（災害派遣時と同じ） ○ 海上保安庁法の一部準用（災害派遣時と同じ）
原子力災害派遣 〔自衛隊法 第83条の3〕	緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため、自衛隊の支援を求める必要があると原子力災害対策本部長が認める場合（原子力災害対策特別措置法第20条第4項）	① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：不要 ③ その他：原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）の要請	○ 災害派遣時と同じ
領空侵犯に対する措置 〔自衛隊法 第84条〕	外国の航空機が国際法又は航空法その他の法令の規定に違反してわが国の領域の上空に侵入したとき	① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：不要	○ 領空侵犯機を着陸させ又はわが国の領域の上空から退去させるため必要な措置（誘導、無線などによる警告、武器使用など）（注4）
機雷等の除去 〔自衛隊法 第84条の2〕		① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：不要	○ 海上における機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理
在外邦人等の輸送 〔自衛隊法 第84条の3〕	外国における災害、騒乱その他の緊急事態	① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：不要 ③ その他：外務大臣から生命又は身体の保護を要する邦人の輸送の依頼	○ 自己等防護のための武器使用
後方地域支援等 〔自衛隊法第84条の4、 周辺事態安全確保法 及び船舶検査活動法〕	我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態	① 命令権者：（物品提供）防衛大臣又はその委任を受けた者（役務提供、後方地域搜索救助活動、船舶検査活動）防衛大臣 ② 国会の承認：必要（原則として対応措置の実施前） ③ その他：内閣総理大臣の承認（基本計画に従い定められた実施要項につき）	○ 後方地域支援としての物品及び役務の提供、後方地域搜索救助活動、船舶検査活動 ○ 自己等防護のための武器使用
国際緊急援助活動 〔自衛隊法第84条の4 及び 国際緊急援助隊法〕		① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：不要 ③ その他：被災国政府等より国際緊急援助隊派遣の要請及び外務大臣との協議	○ 部隊等又は隊員による国際緊急援助活動及び当該活動を行う人員又は当該活動に必要な物資の輸送
国際平和協力業務 〔自衛隊法第84条の4 及び国際平和協力法〕	国際平和協力法に適合する範囲で国際連合から要請された場合	① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：平和維持隊の本体業務を自衛隊の部隊等が行う場合は必要（原則として事前承認） ③ その他：国際平和協力本部長（内閣総理大臣）の要請	○ 部隊等による国際平和協力業務及び委託に基づく輸送 ○ 自己等防護のための武器使用

（図中の権限などについては、すべて法律に規定されている。）

（注1） 防御施設構築の措置及び防衛出動下令等の行動関連措置としての役務の提供に関して内閣総理大臣が行う承認は、対処基本方針に記載し、国会の承認を求めることとされている（武力攻撃事態対処法第9条）。

（注2） 警察官職務執行法の略。警察官がその場にはない限りのみ準用

（注3） このほか、庁舎、営舎その他の防衛省の施設またはこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合には、部隊等の長は、部隊等を派遣できる（第83条第3項。いわゆる近傍派遣）。

（注4） 「必要な措置」の中に含まれると解される。

資料22 自衛官または自衛隊の部隊に認められた武力行使および武器使用に関する規定

行動類型など	条 文	内 容
防衛出動	自衛隊法第88条	防衛出動を命ぜられた自衛隊は、我が国を防衛するため、必要な武力を行使できる。
	自衛隊法第92条第2項	防衛出動を命ぜられた自衛隊の自衛官が公共の秩序の維持のために行う職務の執行について、警察官職務執行法第7条、自衛隊法第90条第1項、海上保安庁法第20条第2項を準用
防御施設構築の措置	自衛隊法第92条の4	防御施設構築の措置の職務に従事する自衛官について、展開予定地域内において、自己又は自己と共にその職務に従事する隊員の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、その事態に応じて合理的に必要と判断される限度での武器使用を規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定
国民保護等派遣	自衛隊法第92条の3第2項	国民保護等派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について、警察官又は海上保安官若しくは海上保安官補がその場にはない場合に限り、警察官職務執行法第7条を準用
治安出動	自衛隊法第89条第1項	治安出動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用
	自衛隊法第90条第1項	治安出動を命ぜられた自衛隊の自衛官について、準用する警察官職務執行法第7条の規定により武器を使用する場合のほか、職務上警護する人などが暴行・侵害を受け又は受けようとする明白な危険がある場合などにおいて、武器を使用するほか、他にこれを排除する適当な手段がない場合などの武器の使用を規定
	自衛隊法第91条第2項	治安出動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官の職務の執行について、一定の要件を満たした船舶を停船させるための武器の使用を規定した海上保安庁法第20条第2項を準用

行動類型など	条 文	内 容
治安出動下令 前の情報収集	自衛隊法 第92条の5	治安出動下令前に行う情報収集の職務に従事する自衛官について、自己又は自己と共にその職務に従事する隊員の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、その事態に応じて合理的に必要と判断される限度での武器使用を規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定
警護出動	自衛隊法 第91条の2第2項	警護出動を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用
	自衛隊法 第91条の2第3項	警護出動を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について、準用する警察官職務執行法第7条の規定により武器を使用する場合のほか、職務上警護する施設が大規模な破壊に至るおそれのある侵害を受ける明白な危険があり、武器を使用するほか、他にこれを排除する適当な手段がないと認める相当の理由がある場合、その事態に応じて合理的に必要と判断される限度での武器の使用を規定
海上警備行動	自衛隊法 第93条第1項	海上における警備行動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用
	自衛隊法 第93条第3項	海上における警備行動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官の職務の執行について、一定の要件を満たした船舶を停船させるための武器の使用を規定した海上保安庁法第20条第2項を準用
海賊対処行動	海賊対処法 第8条第2項	海賊対処行動を命ぜられた自衛官の職務の執行について、警職法第7条を準用
		現に行われている他の船舶への著しい接近や付きまとい等の海賊行為の制止にあたり、当該海賊行為を行っている者が、他の制止の措置に従わず、なお船舶を航行させて当該海賊行為を継続しようとする場合において、当該船舶の進行を停止させるために他に手段がないと信ずるに足りる相当な理由があるときには、その事態に応じ合理的に必要とされる限度において武器を使用することができる。
弾道ミサイル 等の破壊措置	自衛隊法第93条の3	我が国に飛来する弾道ミサイル等の破壊措置を命ぜられた自衛隊の部隊は、弾道ミサイル等の破壊のため必要な武器を使用することができる。
領空侵犯に対 する処置	自衛隊法第84条	領空侵犯機を着陸させ又は我が国の領域の上空から退去させるため「必要な措置」として、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合に武器の使用ができる。(注)
在外邦人等 輸送	自衛隊法第94条の5	在外邦人等の輸送に従事する自衛官について、自己若しくは自己と共にその輸送の職務に従事する隊員又はその保護の下に入った輸送の対象である邦人若しくは外国人の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、その事態に応じて合理的に必要と判断される限度での武器使用を規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定
周辺事態安全確保法第11条 ～後方地域支援など		後方地域支援としての役務の提供又は後方地域搜索救助活動の実施を命ぜられた自衛官について、自己又は自己と共にその職務に従事する者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ、合理的に必要と判断される限度での武器使用について規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定
船舶検査活動法第6条 ～船舶検査活動		船舶検査活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官について、自己又は自己と共にその職務に従事する者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ、合理的に必要と判断される限度での武器使用を規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定
国際平和協力法第24条 ～国際平和協力業務		国際平和協力業務に従事する自衛官について、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員、国際平和協力隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ、合理的に必要と判断される限度での武器使用を規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定
武器などの 防護	武器などの防護	自衛隊の武器などを職務上警護する自衛官について、その武器などを防護するため必要であると認める相当の理由がある場合、その事態に応じて合理的に必要と判断される限度での武器使用を規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定
施設の警護	施設の警護	本邦内にある一定の要件を満たす自衛隊の施設を職務上警護する自衛官について、その職務を遂行するため又は自己若しくは他人を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合、その事態に応じて合理的に必要と判断される限度での武器使用を規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定
部内の 秩序維持	自衛隊法 第96条第3項	部内の秩序維持に専従する自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用
米軍行動関連措置法第12条		行動関連措置としての役務の提供の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官について、その職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合に、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度での武器の使用を規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定
海上輸送規制法第37条		海上輸送規制法に規定する措置を命ぜられた海上自衛隊の部隊の自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用。その他、停船を繰り返し命じても当該船舶の乗組員等がこれに 응ぜず、なお自衛官の職務の執行に抵抗し、又は逃亡しようとする場合において、当該船舶の進行を停止させるために他の手段がないと信ずるに足りる相当の理由があるときは、艦長等の命令により、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度での武器の使用を規定
捕虜取扱い法第152条		防衛出動を命ぜられた自衛官が拘束措置を行う場合について、また、捕虜等警備自衛官について、その職務の執行に関し、その事態に応じ、合理的に必要と判断される限度における武器の使用を規定。正当防衛又は緊急避難など一定の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定

(注) 武器の使用について明文の規定はないが、「必要な措置」の中に含まれると解される。

資料23 災害派遣の実績（過去5年間）

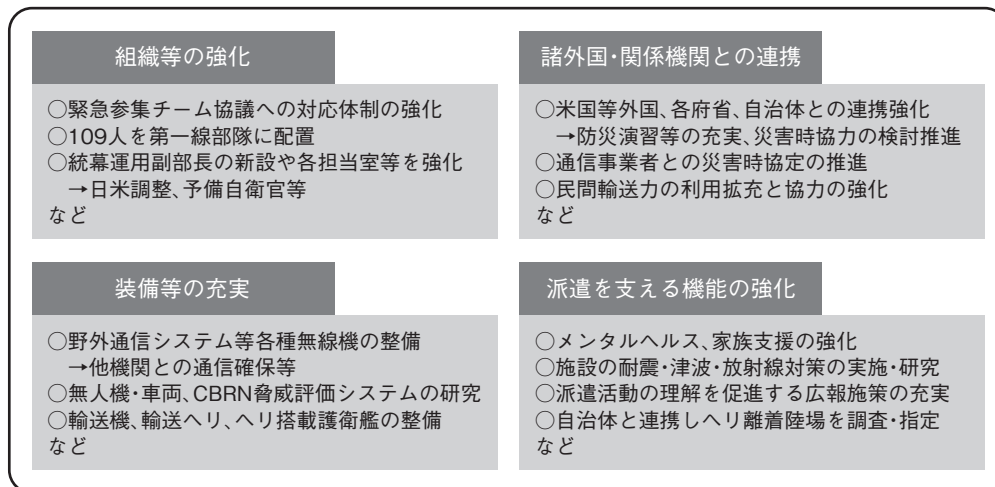
年度	21	22	23	24	25
件 数	559	529	586	520	555
人 員（人）	3万3,700	3万9,646	4万3,494	1万2,410	8万9,049
車 両（両）	3,909	6,637	12,177	2,068	7,949
航空機（機）	885	649	968	684	1,255
艦 艇（隻）	126	2	2	1	51

東日本大震災に係る自衛隊災害派遣実績（平成22～23年度）

	計
人 員（人）	1,066万4,870
航空機（機）	5万0,179
艦 艇（隻）	4,818

資料24 東日本大震災にかかる教訓事項に対する改善事項および今後の方向性の主なポイント

東日本大震災は、防衛省・自衛隊が全力をあげて取り組んだ活動。このため改善事項は意思決定から組織運営まで10分野32項目にわたった。各改善事項を内容ごとに横断的にまとめたポイントは次のとおり。



今後の大規模地震等各種の災害に、より有効に対応しうる体制・能力を構築

資料25 災害派遣にかかる主な訓練の実施および参加実績（平成25年度）

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 自衛隊統合防災演習（南海トラフ地震対処訓練）の実施 ② 防衛省災害対策本部運営訓練の実施 ③ 「防災の日」政府本部運営訓練への参加 ④ 政府図上訓練への参加 ⑤ 平成25年度原子力総合防災訓練 ⑥ 津波防災訓練への参加 | <ul style="list-style-type: none"> ⑦ 原子力防災訓練への参加 ⑧ 広域医療搬送訓練への参加 ⑨ 静岡県総合防災訓練と連携した訓練への参加 ⑩ 九都県市合同防災訓練と連携した訓練への参加 ⑪ 近畿府県合同防災訓練を連携した訓練への参加 ⑫ 東海地域広域連携防災訓練と連携した訓練への参加 ⑬ その他、地方公共団体などの行なう総合防災訓練への参加 |
|--|--|

資料26 退職自衛官の地方公共団体防災関係部局における在職状況（平成26年4月30日現在：304名）

都道府県	在職状況
北海道	北海道庁2名、帯広市役所2名、千歳市役所3名、美幌市役所、札幌市役所2名、鹿部町役場、美幌町役場2名、苫小牧市役所、北斗市役所、岩見沢市役所2名、旭川市役所、恵庭市役所2名、釧路市役所、釧路町役場、名寄市役所、北見市役所、七飯町役場、留萌市役所、遠軽町役場、滝川市役所、赤平市役所、北広島市役所、登別市役所、標茶町役場、白老町役場、弟子屈町役場、鹿追町役場、函館市役所2名、室蘭市役所、芽室町役場、新ひだか町役場、長沼町役場
青森県	青森県庁、八戸市役所2名、青森市役所3名、弘前市役所、おいらせ町役場
岩手県	岩手県庁、花巻市役所、紫波町役場、滝沢村役場、遠野市役所、八幡市役所、久慈市役所、盛岡市役所
宮城県	宮城県庁、仙台市役所2名、石巻市役所、多賀城市役所、大衡村役場
秋田県	秋田県庁、大仙市役所、横手市役所、仙北市役所、大館市役所
山形県	山形県庁、東根市役所、酒田市役所、天童市役所
福島県	福島県庁、福島市役所
茨城県	茨城県庁、牛久市役所2名、龍ヶ崎市役所
栃木県	栃木県庁、宇都宮市役所
群馬県	群馬県庁、前橋市役所4名、渋川市役所
埼玉県	埼玉県庁、草加市役所2名、さいたま市役所、和光市役所
千葉県	千葉県庁、浦安市役所、市川市役所、いすみ市役所、習志野市役所、船橋市役所、松戸市役所、勝浦市役所、成田市役所、大網白里市役所
東京都	東京都庁4名、板橋区役所2名、荒川区役所、足立区役所、品川区役所
神奈川県	神奈川県庁、横浜市役所9名、川崎市役所2名、藤沢市役所2名、茅ヶ崎市役所、逗子市役所、相模原市役所、座間市役所
新潟県	新潟県庁、胎内市役所
富山県	富山県庁、富山市役所
石川県	金沢市役所、小松市役所
福井県	福井県庁、福井市役所
山梨県	山梨県庁2名、南アルプス市役所、富士吉田市役所
長野県	長野県庁、伊那市役所、松本市役所
岐阜県	岐阜県庁2名、海津市役所
静岡県	静岡県庁4名、伊東市役所、浜松市役所、御殿場市役所2名、裾野市役所、小山町役場、袋井市役所、静岡市役所、牧之原市役所、伊豆の国市役所

都道府県	在職状況
愛知県	瀬戸市役所、北名古屋市役所2名、みよし市役所、美浜町役場、武豊町役場、愛西市役所、豊橋市役所、蒲郡市役所、飛島村役場、あま市役所、大府市役所、清須市役所、海部郡大治町役場、西尾市役所、東海市役所、半田市役所、豊明市役所、豊山町役場、南知多町役場
三重県	三重県庁、津市役所、伊勢市役所、亀山市役所、名張市役所、志摩市役所、鳥羽市役所、桑名市役所、四日市市役所
滋賀県	滋賀県庁、高島市役所
京都府	京都府庁、精華町役場、木津川市役所、八幡市役所
大阪府	大阪府庁、堺市役所、池田市役所、大阪市役所2名、河内長野市役所、松原市役所、和泉市役所、枚方市役所、泉佐野市役所、豊能郡豊能町役場
兵庫県	兵庫県庁、明石市役所、豊岡市役所、三木市役所
奈良県	奈良県庁2名、奈良市役所3名、五條市役所
和歌山県	和歌山県庁、和歌山市役所
鳥取県	鳥取県庁2名、鳥取市役所
島根県	島根県庁、松江市役所、出雲市役所、浜田市役所
岡山県	岡山県庁、倉敷市役所
広島県	広島県庁2名
山口県	山口県庁、山口市役所、岩国市役所、下関市役所、周南市役所、防府市役所、長門市役所
徳島県	徳島県庁2名、小松島市役所2名、阿南市役所、吉野川市役所
香川県	香川県庁、丸亀市役所、坂出市役所、善通寺市役所
愛媛県	愛媛県庁2名、松山市役所、今治市役所
高知県	高知県庁、香南市役所
福岡県	福岡県庁、久留米市役所、飯塚市役所、直方市役所、春日市役所、田川市役所、那珂川町役場、太宰府市役所、筑前町役場、大野城市役所、宗像市役所、粕屋町役場
佐賀県	佐賀県庁2名、唐津市役所
長崎県	長崎県庁5名、佐世保市役所2名、長崎市役所、大村市役所2名、南島原市役所、島原市役所
熊本県	熊本県庁4名、熊本市役所、菊池市役所
大分県	大分県庁3名、佐伯市役所
宮崎県	宮崎県庁2名、宮崎市役所、都城市役所、延岡市役所、えびの市役所、都農町役場、小林市役所
鹿児島県	鹿児島県庁4名、薩摩川内市役所、霧島市役所、垂水市役所

※平成26年4月30日現在で防衛省が把握しているものである（非常勤職員を含む）。

資料27 国民保護にかかる国と地方公共団体との共同訓練参加状況（平成25年度）

形態	日付	場所
実動訓練	25.11. 7	青 森 県
	26. 1.17	沖 縄 県
	26. 1.28	愛 知 県
図上訓練	25. 9.13	東 京 都
	25.10.31	千 葉 県
	26. 1. 9	愛 媛 県
	26. 1.10	富 山 県
	26. 2. 4	熊 本 県
	26. 2. 6	徳 島 県
	26. 2. 7	香 川 県
	26. 2.13	福 井 県
	26. 2.14	新 潟 県

（注）平成19年度については、15府県で実施
 平成20年度については、18県で実施
 平成21年度については、14都県で実施
 平成22年度については、10府県で実施
 平成23年度については、12道県で実施
 平成24年度については、11都道府県で実施

複数回実施都道府県

回数	場所
2回	北海道（H18、H23）、長野県（H19、H20） 岩手県（H21、H22）、秋田県（H20、H21） 千葉県（H19、H25）、神奈川県（H20、H22） 愛知県（H19、H25）、岐阜県（H19、H23） 京都府（H19、H22）、滋賀県（H20、H24） 三重県（H20、H24）、兵庫県（H21、H23） 岡山県（H20、H24）、山口県（H19、H20） 香川県（H21、H25）、福岡県（H18、H23） 長崎県（H20、H23）、鹿児島県（H19、H24）
3回	山形県（H20、H23、H24）、新潟県（H20、H23、H25） 青森県（H20、H22、H25）、茨城県（H18、H19、H22） 埼玉県（H17、H18、H22）、東京都（H18、H21、H25） 佐賀県（H17、H18、H23）、熊本県（H19、H22、H25） 宮崎県（H20、H23、H24）、沖縄県（H21、H24、H25）
4回	富山県（H17、H22、H24、H25） 鳥取県（H17、H18、H18、H20）
6回	徳島県（H20、H21、H22、H23、H24、H25） 愛媛県（H18、H19、H20、H23、H24、H25）
8回	福井県（H17、H18、H20、H21、H22、H23、H24、H25）

資料28 日米協議（閣僚級）の実績（10（平成22）年以降）

年 月 日	会議／場所	出席者	概要・成果など
10.5.25	日米防衛相会談 ／ワシントン	北澤防衛大臣 ゲイツ国防長官	・普天間飛行場移設問題について、日米両国は引き続き緊密に連携し問題の解決に取り組んでいくことで一致 ・北澤防衛大臣から、韓国海軍艦艇沈没事件について、わが国としても北朝鮮を強く非難し、米国、韓国をはじめ国際社会と緊密に連携していく考えである旨発言 ・中国艦船の最近の動向について、北澤防衛大臣から説明し、かかる状況の中で、日米間でさまざまな協力を行っている旨述べ、ゲイツ長官と協力の重要性につき意見が一致 ・日米同盟について、幅広い分野での協力を着実に進めていくことで一致。防衛相間の連携も強化することで一致
10.10.11	日米防衛相会談 ／ハノイ	北澤防衛大臣 ゲイツ国防長官	・地域情勢、米軍再編、HNSなどについて意見交換 ・同盟の基盤強化を確認
11.1.13	日米防衛相会談 ／東京	北澤防衛大臣 ゲイツ国防長官	・日米韓の協力の重要性を確認 ・安全保障分野においても21世紀の日米同盟のビジョンを共同で示すことができるよう日米同盟の深化について協議を加速させることで一致 ・普天間飛行場移設については2010年5月の日米合意を実施していくことを確認 ・航空機の訓練移転先としてグアムを追加するための作業状況を確認 ・HNS、BMDについて意見交換
11.6.3	日米防衛相会談 ／シンガポール	北澤防衛大臣 ゲイツ国防長官	・東日本大震災への対応について、米国からの支援に対して謝意を示すとともに、長年の日米間の共同訓練などが緊密な連携に結びついたことを確認 ・SM—3ブロックⅡAの米国による第三国移転および普天間飛行場移設問題について意見交換
11.6.21	日米安全保障協議 委員会（「2+2」） ／ワシントン	北澤防衛大臣 松本外務大臣 ゲイツ国防長官 クリントン國務長官	・2005年、2007年の共通戦略目標の見直し・再確認 ・日米間の安全保障・防衛協力を深化・拡大 ・普天間飛行場の代替施設の滑走路の形状をV字案に決定。普天間飛行場の代替施設および海兵隊の移転の完了が目標時期とされていた2014年には達成されないことに留意するとともに、できる限り早い時期に完了させるとのコミットメントを確認 ・東日本大震災および原発事故への日米共同対処を踏まえ、日米の多様な事態へ対処する能力強化で一致
11.10.25	日米防衛相会談 ／東京	一川防衛大臣 パネッタ国防長官	・日米の「動的防衛協力」を一層力強く進めることで一致 ・普天間飛行場の早期移設・返還を可能な限り早く進めていくことで一致 ・宇宙開発およびサイバー問題での協力などについて意見交換
12.8.3	日米防衛相会談 ／ワシントン	森本防衛大臣 パネッタ国防長官	・指針について今後研究・議論していくことの重要性につき一致 ・日米の「動的防衛協力」の検討を加速させることで合意 ・装備・技術協力、BMDなどについて意見交換 ・米軍再編に関する「2+2」共同発表の合意実現に努力することで一致 ・オスプレイについて意見交換
12.9.17	日米防衛相会談 ／東京	森本防衛大臣 パネッタ国防長官	・日米の「動的防衛協力」について、日米間の連携などを確認 ・指針に関する研究・議論の重要性につき再確認 ・Xバンドレーダー（TPY-2レーダー）を含めた日米間の調整を継続することで一致 ・オスプレイについて意見交換 ・米軍再編に関する「2+2」共同発表の合意実現に全力で取り組むことを再確認
13.4.29	日米防衛相会談 ／ワシントン	小野寺防衛大臣 ヘーゲル国防長官	・日米の協力関係を新たな段階に高めていくことの重要性につき一致 ・米側より、尖閣諸島に日米安保条約第5条が適用されること、同諸島をめぐる現状変更を試みる力による一方的な行為に反対する旨発言 ・指針見直しの前提となる戦略環境認識に関する議論の進展を歓迎し、引き続き積極的に議論することで一致 ・ISR作業部会が設置され、共同の警戒監視活動など平素からの協力に関する検討の進展を確認 ・TPY-2レーダーのわが国への早期配備に向けた作業を加速化することで一致 ・在日米軍の再編を着実に進めることで一致
13.8.28	日米防衛相会談 ／ブルネイ	小野寺防衛大臣 ヘーゲル国防長官	・尖閣諸島に関する米国の立場を再確認 ・サイバー・セキュリティ分野における日米防衛協力の一層の促進の重要性につき確認 ・指針見直しの前提となる戦略環境認識に関する議論の進展を歓迎し、引き続き積極的に議論することで一致 ・在日米軍の再編を着実に進めることで一致 ・HH-60ヘリコプターの墜落事故を受け、日本側より公共の安全への配慮、安全対策、事故原因の究明などについて要請。米側より周辺地域の安全性を最大限確保していく旨発言 ・オスプレイの安全な運用について意見交換
13.10.3	日米防衛相会談 ／東京	小野寺防衛大臣 ヘーゲル国防長官	・尖閣諸島に関する米国の立場を再確認 ・日米豪、日米韓の三か国の協力を進展させることを確認 ・両国防衛当局間における「サイバー防衛政策ワーキンググループ」の設置を歓迎 ・指針見直しについて積極的に議論することで一致 ・TPY-2レーダーの早期配備に向けた作業を加速化することで一致 ・在日米軍の再編を着実に進めることで一致 ・オスプレイの安全な運用について意見交換
	日米安全保障協議 委員会（「2+2」） ／東京	小野寺防衛大臣 岸田外務大臣 ヘーゲル国防長官 ケリー國務長官	・同盟をよりバランスのとれた、より実効的なものとし、日米が十全なパートナーとなることを決意 ・日本側による、NSC設置やNSSの策定準備、安全保障の法的基盤の再検討、防衛予算の増額、防衛大綱の見直し、防衛力の強化の取組を米側が歓迎 ・指針見直し作業を2014年末までに完了させるようSDC（防衛協力小委員会）に指示 ・サイバー・宇宙分野を含む安全保障・防衛面での二国間の協力の強化につき一致 ・日米豪、日米韓の三か国間協力など地域における協力を強化することで一致 ・キャンプ・シュワブ辺野古崎地区への移設が普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを確認 ・2009年のグアム協定の改正議定書への署名を発表 ・P-8、グローバル・ホークなどより高度な能力を日本国内に配備・展開することの重要性を確認
14.4.6	日米防衛相会談 ／東京	小野寺防衛大臣 ヘーゲル国防長官	・尖閣諸島に関する米国の立場を再確認 ・東シナ海などにおける力を背景とした現状変更の試みに反対することで一致 ・日米豪、日米韓の三か国の協力を進展させ、東南アジア諸国との協力を今後強化することで一致 ・指針見直しをはじめとする幅広い日米間の防衛協力を着実に進め、日米同盟の抑止力および対処能力を強化することで一致 ・米側より2017年までに弾道ミサイル防衛機能を備えたイージス艦2隻を日本へ追加配備する計画に言及 ・防衛装備移転三原則の趣旨を説明し、米側がこのような取組を歓迎 ・沖縄の負担軽減の取組につき具体的な協力を一層進展させることを確認 ・米軍再編をめぐる進展を改めて歓迎
14.5.31	日米防衛相会談 ／シンガポール	小野寺防衛大臣 ヘーゲル国防長官	・東シナ海などにおける力を背景とした現状変更の試みに反対することで一致 ・日本側よりグローバル・ホークの三沢飛行場の一時展開や、TPY-2レーダーの追加配備を歓迎 ・東南アジア諸国との協力を引き続き強化することで一致 ・日本側より日本の安全保障政策にかかる国内での議論について説明。米側より日本側のこうした取組を歓迎し、支持すると発言 ・指針見直しをはじめとする幅広い日米間の防衛協力を着実に進め、日米同盟の抑止力および対処能力を強化することで一致 ・米軍再編を早期かつ着実に進めることで一致 ・普天間飛行場代替施設の建設工事など、在日米軍の再編を早期かつ着実に進めることで一致 ・沖縄の負担軽減の取組につき具体的な協力を進展させることを確認

資料29 日米防衛協力のための指針（平成9年9月23日）

（ニューヨーク、平成9年9月23日）

I 指針の目的

この指針の目的は、平素から並びに日本に対する武力攻撃及び周辺事態に際してより効果的かつ信頼性のある日米協力を行うための、堅固な基礎を構築することである。また、指針は、平素からの及び緊急事態における日米両国の役割並びに協力及び調整の在り方について、一般的な大枠及び方向性を示すものである。

II 基本的な前提及び考え方

指針及びその下で行われる取組みは、以下の基本的な前提及び考え方に従う。

- 1 日米安全保障条約及びその関連取極に基づく権利及び義務並びに日米同盟関係の基本的な枠組みは、変更されない。
- 2 日本のすべての行為は、日本の憲法上の制約の範囲内において、専守防衛、非核三原則等の日本の基本的な方針に従って行われる。
- 3 日米両国のすべての行為は、紛争の平和的解決及び主権平等を含む国際法の基本原則並びに国際連合憲章を始めとする関連する国際約束に合致するものである。
- 4 指針及びその下で行われる取組みは、いずれの政府にも、立法上、予算上又は行政上の措置をとることを義務づけるものではない。しかしながら、日米協力のための効果的な態勢の構築が指針及びその下で行われる取組みの目標であることから、日米両国政府が、各々の判断に従い、このような努力の結果を各々の具体的な政策や措置に適切な形で反映することが期待される。日本のすべての行為は、その時々において適用のある国内法令に従う。

III 平素から行う協力

日米両国政府は、現在の日米安全保障体制を堅持し、また、各々所要の防衛態勢の維持に努める。日本は、「防衛計画の大綱」にのっとり、自衛のために必要な範囲内で防衛力を保持する。米国は、そのコミットメントを達成するため、核抑止力を保持するとともに、アジア太平洋地域における前方展開兵力を維持し、かつ、来援し得るその他の兵力を保持する。

日米両国政府は、各々の政策を基礎としつつ、日本の防衛及びより安定した国際的な安全保障環境の構築のため、平素から密接な協力を維持する。

日米両国政府は、平素から様々な分野での協力を充実する。この協力には、日米物品役務相互提供協定及び日米相互防衛援助協定並びにこれらの関連取決めに基づく相互支援活動が含まれる。

1 情報交換及び政策協議

日米両国政府は、正確な情報及び的確な分析が安全保障の基礎であると認識し、アジア太平洋地域の情勢を中心として、双方が関心を有する国際情勢についての情報及び意見の交換を強化するとともに、防衛政策及び軍事態勢についての緊密な協議を継続する。

このような情報交換及び政策協議は、日米安全保障協議委員会及び日米安全保障高級事務レベル協議（SSC）を含むあらゆる機会をとらえ、できる限り広範なレベル及び分野において行われる。

2 安全保障面での種々の協力

安全保障面での地域的な及び地球規模の諸活動を促進するための日米協力は、より安定した国際的な安全保障環境の構築に寄与する。

日米両国政府は、この地域における安全保障対話・防衛交流

及び国際的な軍備管理・軍縮の意義と重要性を認識し、これらの活動を促進するとともに、必要に応じて協力する。

日米いずれかの政府又は両国政府が国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動に参加する場合には、日米両国政府は、必要に応じて、相互支援のために密接に協力する。日米両国政府は、輸送、衛生、情報交換、教育訓練等の分野における協力の要領を準備する。

大規模災害の発生を受け、日米いずれかの政府又は両国政府が関係政府又は国際機関の要請に応じて緊急援助活動を行う場合には、日米両国政府は、必要に応じて密接に協力する。

3 日米共同の取組み

日米両国政府は、日本に対する武力攻撃に際しての共同作戦計画についての検討及び周辺事態に際しての相互協力計画についての検討を含む共同作業を行う。このような努力は、双方の関係機関の関与を得た包括的なメカニズムにおいて行われ、日米協力の基礎を構築する。

日米両国政府は、このような共同作業を検証するとともに、自衛隊及び米軍を始めとする日米両国の公的機関及び民間の機関による円滑かつ効果的な対応を可能とするため、共同演習・訓練を強化する。また、日米両国政府は、緊急事態において関係機関の関与を得て運用される日米間の調整メカニズムを平素から構築しておく。

IV 日本に対する武力攻撃に際しての対処行動等

日本に対する武力攻撃に際しての共同対処行動等は、引き続き日米防衛協力の中核的要素である。

日本に対する武力攻撃が差し迫っている場合には、日米両国政府は、事態の拡大を抑制するための措置をとるとともに、日本の防衛のために必要な準備を行う。日本に対する武力攻撃がなされた場合には、日米両国政府は、適切に共同して対処し、極力早期にこれを排除する。

1 日本に対する武力攻撃が差し迫っている場合

日米両国政府は、情報交換及び政策協議を強化するとともに、日米間の調整メカニズムの運用を早期に開始する。日米両国政府は、適切に協力しつつ、合意によって選択された準備段階に従い、整合のとれた対応を確保するために必要な準備を行う。日本は、米軍の来援基盤を構築し、維持する。また、日米両国政府は、情勢の変化に応じ、情報収集及び警戒監視を強化するとともに、日本に対する武力攻撃に発展し得る行為に対応するための準備を行う。

日米両国政府は、事態の拡大を抑制するため、外交上のものを含むあらゆる努力を払う。

なお、日米両国政府は、周辺事態の推移によっては日本に対する武力攻撃が差し迫ったものとなるような場合もあり得ることを念頭に置きつつ、日本の防衛のための準備と周辺事態への対応又はそのための準備との間の密接な相互関係に留意する。

2 日本に対する武力攻撃がなされた場合**（1）整合のとれた共同対処行動のための基本的な考え方**

（イ）日本は、日本に対する武力攻撃に即応して主体的に行動し、極力早期にこれを排除する。その際、米国は、日本に対して適切に協力する。このような日米協力の在り方は、武力攻撃の規模、態様、事態の推移その他の要素により異なるが、これには、整合のとれた共同の作戦の実施及びそのための準備、事態の拡大を抑制するための措置、警戒監視並びに情報交換についての協力が含まれ得る。

（ロ）自衛隊及び米軍が作戦を共同して実施する場合には、

双方は、整合性を確保しつつ、適時かつ適切な形で、各々の防衛力を運用する。その際、双方は、各々の陸・海・空部隊の効果的な統合運用を行う。自衛隊は、主として日本の領域及びその周辺海空域において防勢作戦を行い、米軍は、自衛隊の行う作戦を支援する。米軍は、また、自衛隊の能力を補完するための作戦を実施する。

(ハ) 米国は、兵力を適時に来援させ、日本は、これを促進するための基盤を構築し、維持する。

(2) 作戦構想

(イ) 日本に対する航空侵攻に対処するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本に対する航空侵攻に対処するための作戦を共同して実施する。

自衛隊は、防空のための作戦を主体的に実施する。

米軍は、自衛隊の行う作戦を支援するとともに、打撃力の使用を伴うような作戦を含め、自衛隊の能力を補完するための作戦を実施する。

(ロ) 日本周辺海域の防衛及び海上交通の保護のための作戦

自衛隊及び米軍は、日本周辺海域の防衛のための作戦及び海上交通の保護のための作戦を共同して実施する。

自衛隊は、日本の重要な港湾及び海峡の防備、日本周辺海域における船舶の保護並びにその他の作戦を主体的に実施する。

米軍は、自衛隊の行う作戦を支援するとともに、機動打撃力の使用を伴うような作戦を含め、自衛隊の能力を補完するための作戦を実施する。

(ハ) 日本に対する着上陸侵攻に対処するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本に対する着上陸侵攻に対処するための作戦を共同して実施する。

自衛隊は、日本に対する着上陸侵攻を阻止し排除するための作戦を主体的に実施する。

米軍は、主として自衛隊の能力を補完するための作戦を実施する。その際、米国は、侵攻の規模、態様その他の要素に応じ、極力早期に兵力を来援させ、自衛隊の行う作戦を支援する。

(二) その他の脅威への対応

(i) 自衛隊は、ゲリラ・コマンドウ攻撃等日本領域に軍事力を潜入させて行う不正規型の攻撃を極力早期に阻止し排除するための作戦を主体的に実施する。その際、関係機関と密接に協力し調整するとともに、事態に応じて米軍の適切な支援を得る。

(ii) 自衛隊及び米軍は、弾道ミサイル攻撃に対応するために密接に協力し調整する。米軍は、日本に対し必要な情報を提供するとともに、必要に応じ、打撃力を有する部隊の使用を考慮する。

(3) 作戦に係る諸活動及びそれに必要な事項

(イ) 指揮及び調整

自衛隊及び米軍は、緊密な協力の下、各々の指揮系統に従って行動する。自衛隊及び米軍は、効果的な作戦を共同して実施するため、役割分担の決定、作戦行動の整合性の確保等についての手続をあらかじめ定めておく。

(ロ) 日米間の調整メカニズム

日米両国の関係機関の間における必要な調整は、日米間の調整メカニズムを通じて行われる。自衛隊及び米軍は、効果的な作戦を共同して実施するため、作戦、情報活動及び後方支援について、日米共同調整所の活用を含め、この

調整メカニズムを通じて相互に緊密に調整する。

(ハ) 通信電子活動

日米両国政府は、通信電子能力の効果的な活用を確保するため、相互に支援する。

(ニ) 情報活動

日米両国政府は、効果的な作戦を共同して実施するため、情報活動について協力する。これには、情報の要求、収集、処理及び配布についての調整が含まれる。その際、日米両国政府は、共有した情報の保全に関し各々責任を負う。

(ホ) 後方支援活動

自衛隊及び米軍は、日米間の適切な取決めに従い、効率的かつ適切に後方支援活動を実施する。

日米両国政府は、後方支援の効率性を向上させ、かつ、各々の能力不足を軽減するよう、中央政府及び地方公共団体が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用しつつ、相互支援活動を実施する。その際、特に次の事項に配慮する。

(i) 補給

米国は、米国製の装備品等の補給品の取得を支援し、日本は、日本国内における補給品の取得を支援する。

(ii) 輸送

日米両国政府は、米国から日本への補給品の航空輸送及び海上輸送を含む輸送活動について、緊密に協力する。

(iii) 整備

日本は、日本国内において米軍の装備品の整備を支援し、米国は、米国製の品目の整備であって日本の整備能力が及ばないものについて支援を行う。整備の支援には、必要に応じ、整備要員の技術指導を含む。また、日本は、サルベージ及び回収に関する米軍の需要についても支援を行う。

(iv) 施設

日本は、必要に応じ、日米安全保障条約及びその関連取極に従って新たな施設・区域を提供する。また、作戦を効果的かつ効率的に実施するために必要な場合には、自衛隊及び米軍は、同条約及びその関連取極に従って、自衛隊の施設及び米軍の施設・区域の共同使用を実施する。

(v) 衛生

日米両国政府は、衛生の分野において、傷病者の治療及び後送等の相互支援を行う。

V 日本周辺地域における事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合（周辺事態）の協力

周辺事態は、日本の平和と安全に重要な影響を与える事態である。周辺事態の概念は、地理的なものではなく、事態の性質に着目したものである。日米両国政府は、周辺事態が発生することのないよう、外交上のものを含むあらゆる努力を払う。日米両国政府は、個々の事態の状況について共通の認識に到達した場合に、各々の行う活動を効果的に調整する。なお、周辺事態に対応する際にとられる措置は、情勢に応じて異なり得るものである。

1 周辺事態が予想される場合

周辺事態が予想される場合には、日米両国政府は、その事態について共通の認識に到達するための努力を含め、情報交換及び政策協議を強化する。

同時に、日米両国政府は、事態の拡大を抑制するため、外交上のものを含むあらゆる努力を払うとともに、日米共同調整所の活用を含め、日米間の調整メカニズムの運用を早期に開始する。また、日米両国政府は、適切に協力しつつ、合意によって選択された準備段階に従い、整合のとれた対応を確保するために必要な準備を行う。更に、日米両国政府は、情勢の変化に応じ、情報収集及び警戒監視を強化するとともに、情勢に対応するための即応態勢を強化する。

2 周辺事態への対応

周辺事態への対応に際しては、日米両国政府は、事態の拡大の抑制のためのものを含む適切な措置をとる。これらの措置は、上記Ⅱに掲げられた基本的な前提及び考え方に従い、かつ、各々の判断に基づいてとられる。日米両国政府は、適切な取決めに従って、必要に応じて相互支援を行う。

協力の対象となる機能及び分野並びに協力項目例は、以下に整理し、別表に示すとおりである。

(1) 日米両国政府が各々主体的に行う活動における協力

日米両国政府は、以下の活動を各々の判断の下に実施することができるが、日米間の協力は、その実効性を高めることとなる。

(イ) 救援活動及び避難民への対応のための措置

日米両国政府は、被災地の現地当局の同意と協力を得つつ、救援活動を行う。日米両国政府は、各々の能力を勘案しつつ、必要に応じて協力する。

日米両国政府は、避難民の取扱いについて、必要に応じて協力する。避難民が日本の領域に流入してくる場合については、日本がその対応の在り方を決定するとともに、主として日本が責任を持ってこれに対応し、米国は適切な支援を行う。

(ロ) 捜索・救難

日米両国政府は、捜索・救難活動について協力する。日本は、日本領域及び戦闘行動が行われている地域とは一線を画される日本の周囲の海域において捜索・救難活動を実施する。米国は、米軍が活動している際には、活動区域内及びその付近での捜索・救難活動を実施する。

(ハ) 非戦闘員を退避させるための活動

日本国民又は米国民である非戦闘員を第三国から安全な地域に退避させる必要が生じる場合には、日米両国政府は、自国の国民の退避及び現地当局との関係について各々責任を有する。日米両国政府は、各々が適切であると判断する場合には、各々の有する能力を相互補完的に使用しつつ、輸送手段の確保、輸送及び施設の使用に係るものを含め、これらの非戦闘員の退避に関して、計画に際して調整し、また、実施に際して協力する。日本国民又は米国民以外の非戦闘員について同様の必要が生じる場合には、日米両国が、各々の基準に従って、第三国の国民に対して退避に係る援助を行うことを検討することもある。

(二) 国際の平和と安定の維持を目的とする経済制裁の実効性を確保するための活動

日米両国政府は、国際の平和と安定の維持を目的とする経済制裁の実効性を確保するための活動に対し、各々の基準に従って寄与する。

また、日米両国政府は、各々の能力を勘案しつつ、適切に協力する。そのような協力には、情報交換、及び国際連合安全保障理事会決議に基づく船舶の検査に際しての協力

が含まれる。

(2) 米軍の活動に対する日本の支援

(イ) 施設の使用

日米安全保障条約及びその関連取極に基づき、日本は、必要に応じ、新たな施設・区域の提供を適時かつ適切に行うとともに、米軍による自衛隊施設及び民間空港・港湾の一時的使用を確保する。

(ロ) 後方地域支援

日本は、日米安全保障条約の目的の達成のため活動する米軍に対して、後方地域支援を行う。この後方地域支援は、米軍が施設の使用及び種々の活動を効果的に行うことを可能とすることを主眼とするものである。そのような性質から、後方地域支援は、主として日本の領域において行われるが、戦闘行動が行われている地域とは一線を画される日本の周囲の公海及びその上空において行われることもあると考えられる。

後方地域支援を行うに当たって、日本は、中央政府及び地方公共団体が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用する。自衛隊は、日本の防衛及び公共の秩序維持のための任務の遂行と整合を図りつつ、適切にこのような支援を行う。

(3) 運用面における日米協力

周辺事態は、日本の平和と安全に重要な影響を与えることから、自衛隊は、生命・財産の保護及び航行の安全確保を目的として、情報収集、警戒監視、機雷の除去等の活動を行う。米軍は、周辺事態により影響を受けた平和と安全の回復のための活動を行う。

自衛隊及び米軍の双方の活動の実効性は、関係機関の関与を得た協力及び調整により、大きく高められる。

Ⅵ 指針の下で行われる効果的な防衛協力のための日米共同の取組み

指針の下での日米防衛協力を効果的に進めるためには、平素、日本に対する武力攻撃及び周辺事態という安全保障上の種々の状況を通じ、日米両国が協議を行うことが必要である。日米防衛協力が確実に成果を挙げていくためには、双方が様々なレベルにおいて十分な情報の提供を受けつつ、調整を行うことが不可欠である。このため、日米両国政府は、日米安全保障協議委員会及び日米安全保障高級事務レベル協議を含むあらゆる機会をとらえて情報交換及び政策協議を充実させていくほか、協議の促進、政策調整及び作戦・活動分野の調整のための以下の2つのメカニズムを構築する。

第一に、日米両国政府は、計画についての検討を行うとともに共通の基準及び実施要領等を確立するため、包括的なメカニズムを構築する。これには、自衛隊及び米軍のみならず、各々の政府のその他の関係機関が関与する。

日米両国政府は、この包括的なメカニズムの在り方を必要に応じて改善する。日米安全保障協議委員会は、このメカニズムの行う作業に関する政策的な方向性を示す上で引き続き重要な役割を有する。日米安全保障協議委員会は、方針を提示し、作業の進捗を確認し、必要に応じて指示を発出する責任を有する。防衛協力小委員会は、共同作業において、日米安全保障協議委員会を補佐する。

第二に、日米両国政府は、緊急事態において各々の活動に関する調整を行うため、両国の関係機関を含む日米間の調整メカニズムを平素から構築しておく。

1 計画についての検討並びに共通の基準及び実施要領等の確立

のための共同作業

双方の関係機関の関与を得て構築される包括的なメカニズムにおいては、以下に掲げる共同作業を計画的かつ効率的に進める。これらの作業の進捗及び結果は、節目節目に日米安全保障協議委員会及び防衛協力小委員会に対して報告される。

(1) 共同作戦計画についての検討及び相互協力計画についての検討

自衛隊及び米軍は、日本に対する武力攻撃に際して整合のとれた行動を円滑かつ効果的に実施し得るよう、平素から共同作戦計画についての検討を行う。また、日米両国政府は、周辺事態に円滑かつ効果的に対応し得るよう、平素から相互協力計画についての検討を行う。

共同作戦計画についての検討及び相互協力計画についての検討は、その結果が日米両国政府の各々の計画に適切に反映されることが期待されるという前提の下で、種々の状況を想定しつつ行われる。日米両国政府は、実際の状況に照らして、日米両国各々の計画を調整する。日米両国政府は、共同作戦計画についての検討と相互協力計画についての検討との間の整合を図るよう留意することにより、周辺事態が日本に対する武力攻撃に波及する可能性のある場合又は両者が同時に生起する場合に適切に対応し得るようにする。

(2) 準備のための共通の基準の確立

日米両国政府は、日本の防衛のための準備に関し、共通の基準を平素から確立する。この基準は、各々の準備段階における情報活動、部隊の活動、移動、後方支援その他の事項を明らかにするものである。日本に対する武力攻撃が差し迫っている場合には、日米両国政府の合意により共通の準備段階が選択され、これが、自衛隊、米軍その他の関係機関による日本の防衛のための準備のレベルに反映される。

同様に、日米両国政府は、周辺事態における協力措置の準備に関しても、合意により共通の準備段階を選択し得るよう、共通の基準を確立する。

(3) 共通の実施要領等の確立

日米両国政府は、自衛隊及び米軍が日本の防衛のための整合のとれた作戦を円滑かつ効果的に実施できるよう、共通の実施要領等をあらかじめ準備しておく。これには、通信、目標位置の伝達、情報活動及び後方支援並びに相撃防止のための要領とともに、各々の部隊の活動を適切に律するための基準が含まれる。また、自衛隊及び米軍は、通信電子活動等に関する相互運用性の重要性を考慮し、相互に必要な事項をあらかじめ定めておく。

2 日米間の調整メカニズム

日米両国政府は、日米両国の関係機関の関与を得て、日米間の調整メカニズムを平素から構築し、日本に対する武力攻撃及び周辺事態に際して各々が行う活動の間の調整を行う。

調整の要領は、調整すべき事項及び関与する関係機関に応じて異なる。調整の要領には、調整会議の開催、連絡員の相互派遣及び連絡窓口の指定が含まれる。自衛隊及び米軍は、この調整メカニズムの一環として、双方の活動について調整するため、必要なハードウェア及びソフトウェアを備えた日米共同調整所を平素から準備しておく。

VII 指針の適時かつ適切な見直し

日米安全保障関係に関連する諸情勢に変化が生じ、その時の状況に照らして必要と判断される場合には、日米両国政府は、適時かつ適切な形でこの指針を見直す。

(別表省略 資料30参照)

資料30 周辺事態における協力の対象となる機能及び分野並びに協力項目例

機能及び分野		協力項目例
日米両国政府が各々主体的に行う活動における協力	救援活動及び避難民への対応のための措置	○被災地への人員及び補給品の輸送 ○被災地における衛生、通信及び輸送 ○避難民の救援及び輸送のための活動並びに避難民に対する応急物資の支給
	捜索・救難	○日本領域及び日本の周囲の海域における捜索・救難活動並びにこれに関する情報の交換
	非戦闘員を退避させるための活動	○情報の交換並びに非戦闘員との連絡及び非戦闘員の集結・輸送 ○非戦闘員の輸送のための米航空機・船舶による自衛隊施設及び民間空港・港湾の使用 ○非戦闘員の日本入国時の通関、出入国管理及び検疫 ○日本国内における一時的な宿泊、輸送及び衛生に係る非戦闘員への援助
	国際の平和と安定の維持を目的とする経済制裁の実効性を確保するための活動	○経済制裁の実効性を確保するために国際連合安全保障理事会決議に基づいて行われる船舶の検査及びこのような検査に関連する活動 ○情報の交換
米軍の活動に対する日本の支援	施設の使用	○補給等を目的とする米航空機・船舶による自衛隊施設及び民間空港・港湾の使用 ○自衛隊施設及び民間空港・港湾における米国による人員及び物資の積卸しに必要な場所及び保管施設の確保 ○米航空機・船舶による使用のための自衛隊施設及び民間空港・港湾の運用時間の延長 ○米航空機による自衛隊の飛行場の使用 ○訓練・演習区域の提供 ○米軍施設・区域内における事務所・宿泊所等の建設
	後方地域支援	補給 ○自衛隊施設及び民間空港・港湾における米航空機・船舶に対する物資（武器・弾薬を除く。）及び燃料・油脂・潤滑油の提供 ○米軍施設・区域内に対する物資（武器・弾薬を除く。）及び燃料・油脂・潤滑油の提供
		輸送 ○人員、物資及び燃料・油脂・潤滑油の日本国内における陸上・海上・航空輸送 ○公海上の米船舶に対する人員、物資及び燃料・油脂・潤滑油の海上輸送 ○人員、物資及び燃料・油脂・潤滑油の輸送のための車両・クレーンの使用

機能及び分野			協力項目例
米軍の活動に対する日本の支援	後方地域支援	整備	○米航空機・船舶・車両の修理・整備 ○修理部品の提供 ○整備用資器材の一時提供
		衛生	○日本国内における傷病者の治療 ○日本国内における傷病者の輸送 ○医薬品及び衛生器具の提供
		警備	○米軍施設・区域の警備 ○米軍施設・区域の周囲の海域の警戒監視 ○日本国内の輸送経路上の警備 ○情報の交換
		通信	○日米両国の関係機関の間の通信のための周波数（衛星通信用を含む。）の確保及び器材の提供
		その他	○米船舶の出入港に対する支援 ○自衛隊施設及び民間空港・港湾における物資の積卸し ○米軍施設・区域内における汚水処理、給水、給電等 ○米軍施設・区域従業員の一時増員
日米協力 運用面における	警戒監視		○情報の交換
	機雷除去		○日本領域及び日本の周辺の公海における機雷の除去並びに機雷に関する情報の交換
	海・空域調整		○日本領域及び周囲の海域における交通量の増大に対応した海上運航調整 ○日本領域及び周囲の空域における航空交通管制並びに空域調整

資料31 主な日米共同訓練の実績（平成25年度）

統合訓練

訓練名	期間	場所	日本側	米国側	備考
日米共同統合演習（指揮所演習）	26.1.15 ～2.4	市ヶ谷地区、在日米軍横田基地その他参加部隊などの所在地など	内部部局、各幕僚監部、情報本部、各方面隊、中央即応集団、通信団、補給統制本部、自衛艦隊、各地方隊、システム通信隊、海自補給本部、航空総隊、航空支援集団、航空システム通信隊、空自補給本部、自衛隊指揮通信システム隊 など 約6,500名	太平洋軍司令部、在日米軍司令部、在日米陸軍、在日米海軍、在日米空軍、在日海兵隊 など 約600名	連携要領の演練
米国における統合訓練（実動訓練）	25.5.29 ～6.26	米国カリフォルニア州キャンプ・ペンドルトン、同周辺海域	統合幕僚監部、西部方面隊、自衛艦隊、航空総隊 など 約1,000名	第1海兵機動展開部隊・第3艦隊 など	米軍との連携および島嶼侵攻対処作戦にかかる一連の各種行動の演練

陸上自衛隊

訓練名	期間	場所	日本側	米国側	備考
日米共同方面隊指揮所演習（YS-64）	25.6.14 ～6.30	ハワイ州Ftシャフター	北部方面隊 など 約160名	第1軍団、太平洋陸軍司令部、在日米陸軍 など 約100名	連携要領の演練
米国における米陸軍との実動訓練	25.9.4 ～9.24	ワシントン州ヤキマ演習場	第4師団 約500名	第3-2ストライカー旅団戦闘団5-20歩兵大隊基幹 約750名	連携要領の演練
国内における米海兵隊との実動訓練その1	25.10.8 ～10.18	あいば野演習場	第3師団 約150名	第3海兵連隊第3海兵大隊 約80名	連携要領の演練
日米共同方面隊実動演習（YS-65）	25.11.29 ～12.12	東千歳駐屯地 など	北部方面隊 など 約4,500名	第1軍団、太平洋陸軍司令部、在日米陸軍、Ⅲ MEF など 約1,500名	連携要領の演練
米国における米海兵隊との実動訓練	26.1.16 ～3.4	カリフォルニア州コロナド海軍基地、キャンプペンドルトン など	西部方面普通科連隊 など 約270名	第1海兵機動展開部隊 約500名	連携要領の演練
国内における米海兵隊との実動訓練その2	26.2.25 ～3.8	関山演習場、相馬原演習場	第12旅団 約200名	第3海兵師団第4海兵連隊第2大隊 約170名	連携要領の演練

海上自衛隊

訓練名	期間	場所	日本側	米国側	備考
掃海特別訓練	25.7.18 ～7.30	陸奥湾	艦艇 航空機 26隻 8機	艦艇 航空機 水中処分員 1隻 1機 9名	掃海訓練
衛生特別訓練	25.10.2	米海軍横須賀病院およびその周辺	横須賀地方隊 など 約200名	米海軍横須賀病院 など 約350名	衛生訓練
対潜特別訓練	25.10.14 ～10.18	沖縄周辺海域	艦艇 航空機 2隻 数機	艦艇 3隻	対潜訓練

訓練名	期間	場所	日本側	米国側	備考
掃海特別訓練	25.11.18 ～11.28	日向灘	艦艇 航空機 27隻 3機	水中処分員 6名	掃海訓練
基地警備特別訓練	25.12.10 ～12.12	米海軍横須賀基地および 横須賀港内	横須賀地方総監部 など 約170名	米海軍横須賀基地憲兵隊 約40名	基地警備における連 携要領 など
対潜特別訓練	26.2.8 ～2.16	東海沖から四国沖に至る 海域	艦艇 13隻 数機	艦艇 1隻	対潜訓練
BMD 特別訓練	26.2.25 ～2.28	横須賀	自衛艦隊司令部 艦艇 2隻 など	第7艦隊司令部 艦艇 など	BMD 訓練
日米共同指揮所演習	26.3.3 ～3.13	米海軍大学校	海幕 など 約30名	在日米海軍司令部 など 約40名	調整要領の演練など

航空自衛隊

訓練名	期間	場所	日本側	米国側	備考
防空戦闘訓練 戦術空輸訓練 空中給油訓練	25.7.25 ～8.30	米国アラスカ州エレン ドルフ・リチャードソン 統合基地および米国アイ ルソン空軍基地ならびに 同周辺空域 など	航空機 10機	航空機 —	共同対処能力の向上
防空戦闘訓練	25.4.4 ～4.5	沖縄周辺空域	航空機 4機	航空機 11機	共同対処能力の向上 戦術技量の向上
戦闘機戦闘訓練	25.6.17 ～6.21	四国沖空域	航空機 12機	航空機 8機	共同対処能力の向上 戦術技量の向上
戦闘機戦闘訓練	25.7.8 ～7.12	北海道西方空域および 三沢東方空域	航空機 8機	航空機 8機	共同対処能力の向上 戦術技量の向上
防空戦闘訓練	25.8.27 ～8.28	沖縄周辺空域	航空機 4機	航空機 11機	共同対処能力の向上 戦術技量の向上
戦闘機戦闘訓練	25.12.9 ～12.13	小松沖空域	航空機 6機	航空機 6機	共同対処能力の向上 戦術技量の向上
防空戦闘訓練	26.1.21 ～1.23	沖縄周辺空域	航空機 11機	航空機 19機	共同対処能力の向上 戦術技量の向上
防空戦闘訓練	26.2.26 ～2.27	秋田西方空域および 三沢東方空域	航空機 12機	航空機 10機	共同対処能力の向上 戦術技量の向上

資料32 日米共同研究・開発プロジェクト

項目	概要	共同研究・開発実施 のための政府間取極 の締結時期	終了時期
ダクトッドロケット・ エンジン	外部からの空気を加えて、ロケット固体燃料を2次燃焼させるための基礎技術に関する研究	1992年9月	1999年1月
先進鋼技術	潜水艦の耐圧殻などに使う超高張力鋼材の溶接基礎技術に関する研究	1995年10月	2002年1月
戦闘車両用セラミック・ エンジン	セラミック材料を適用したディーゼルエンジンの基礎技術に関する研究	1995年10月	2002年10月
アイセーフ・ レーザーレーダー	目に対して安全性の高い波長のレーザーを使ったレーダー装置の基礎技術に関する研究	1996年9月	2001年9月
射出座席	戦闘機の射出座席に乗員拘束装置および座席安定化装置を付加するための研究	1998年3月	2003年3月
先進ハイブリッド 推進技術	固体燃料と液体酸化剤による推進の制御が可能な推進装置の基礎技術に関する研究	1998年5月	2005年5月
浅海域音響技術	浅海域における音波の伝搬、海底での反射などの特性の分析・解析に関する研究	1999年6月	2003年2月
弾道ミサイル防衛技術	海上配備型上層システム（現在の海上配備型ミッドコース防衛システム）のミサイルの4つの主要構成部品（赤外線シーカ、キネティック弾頭、第2段ロケットモータおよびノーズコーン）に関する研究	1999年8月	2008年3月
野戦砲用高安全性発射薬	被弾時における発射薬への意図しない誘爆を回避する発射薬の基礎技術に関する研究	2000年3月	2004年1月
P-3Cの後継機の搭載電 子機器	海上自衛隊の次期固定翼哨戒機（P-X）と米海軍の将来多用途海上航空機（MMA）の搭載電子機器を対象とし、相互運用性の確保などについての研究	2002年3月	2006年9月
ソフトウェア無線機	無線機の主要機能をソフトウェアによって実現するソフトウェア無線機の基礎技術に関する研究	2002年3月	2007年3月
先進船体材料・構造技術	先進材料および構造技術の適用による、ステルス性および残存性を向上した艦艇の船体システムに関する研究	2005年4月	2010年8月

項 目	概 要	共同研究・開発実施のための政府間取極の締結時期	終了時期
艦載型対空レーダ	高出力半導体素子を適用した、艦艇用フェーズド・アレイレーダ技術に関する研究	2006年4月	2009年11月
艦載型戦闘指揮システム	艦艇の戦闘指揮システムにオープン・アーキテクチャ技術を適用することによって、情報処理能力を向上させる研究	2006年4月	2009年11月
弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイル	将来の弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイルの開発	2006年6月	継続中
航空燃料およびそれらのエンジン排気にさらされる者への影響	航空燃料（JP-4およびJP-8）およびそれらのエンジン排気にさらされる者への影響に関する研究	2007年3月	継続中
携帯型化学剤自動検知器	化学剤の迅速かつ正確な検知が可能で、操作および処理方法を簡素化した携帯型化学剤自動検知装置およびその試験評価技術に関する研究	2008年3月	2013年3月
航空機器への応用のための画像ジャイロ	従来の慣性航法装置やGPSを補完し、機能を強化できる、画像を用いた新しい測位・航法技術に関する研究	2010年2月	継続中
ハイブリッド電気駆動	車両をモーターにより電気駆動化し、かつ、その動力電源をエンジンとバッテリーの2系統で供給する技術に関する研究	2012年11月	継続中
高速多胴船の最適化	高速航行性能を有し、動揺を抑え、かつ排水量に比して広い甲板面積を確保できる艦艇用の高速多胴船（特に三胴船）の設計を目指した研究	2014年3月	継続中

資料33 再編の実施のための日米ロードマップ（仮訳）

（ワシントンDC、平成18年5月1日）

概観

2005年10月29日、日米安全保障協議委員会の構成員たる閣僚は、その文書「日米同盟：未来のための変革と再編」において、在日米軍及び関連する自衛隊の再編に関する勧告を承認した。その文書において、閣僚は、それぞれの事務当局に対して、「これらの個別的かつ相互に関連する具体案を最終的に取りまとめ、具体的な実施日程を含めた計画を2006年3月までに作成するよう」指示した。この作業は完了し、この文書に反映されている。

再編案の最終取りまとめ

個別の再編案は統一的なパッケージとなっている。これらの再編を実施することにより、同盟関係にとって死活的に重要な在日米軍のプレゼンスが確保されることとなる。

これらの案の実施における施設整備に要する建設費その他の費用は、明示されない限り日本国政府が負担するものである。米国政府は、これらの案の実施により生ずる運用上の費用を負担する。両政府は、再編に関連する費用を、地元の負担を軽減しつつ抑止力を維持するという、2005年10月29日の日米安全保障協議委員会文書におけるコミットメントに従って負担する。

実施に関する主な詳細

1 沖縄における再編

（a）普天間飛行場代替施設

- 日本及び米国は、普天間飛行場代替施設を、辺野古岬とこれに隣接する大浦湾と辺野古湾の水域を結ぶ形で設置し、V字型に配置される2本の滑走路はそれぞれ1600メートルの長さを有し、2つの100メートルのオーバーランを有する。各滑走路の在る部分の施設の長さは、護岸を除いて1800メートルとなる（別添の2006年4月28日付概念図参照）。この施設は、合意された運用上の能力を確保するとともに、安全性、騒音及び環境への影響という問題に対処するものである。
- 合意された支援施設を含めた普天間飛行場代替施設をキャンプ・シュワブ区域に設置するため、キャンプ・シュワブの施設及び隣接する水域の再編成などの必要な調整が行われる。

- 普天間飛行場代替施設の建設は、2014年までの完成が目標とされる。
- 普天間飛行場代替施設への移設は、同施設が完全に運用上の能力を備えた時に実施される。
- 普天間飛行場の能力を代替することに関連する、航空自衛隊新田原基地及び築城基地の緊急時の使用のための施設整備は、実地調査実施の後、普天間飛行場の返還の前に、必要に応じて、行われる。
- 民間施設の緊急時における使用を改善するための所要が、二国間の計画検討作業の文脈で検討され、普天間飛行場の返還を実現するために適切な措置がとられる。
- 普天間飛行場代替施設の工法は、原則として、埋立てとなる。
- 米国政府は、この施設から戦闘機を運用する計画を有していない。

（b）兵力削減とグアムへの移転

- 約8000名の第3海兵機動展開部隊の要員と、その家族約9000名は、部隊の一体性を維持するような形で2014年までに沖縄からグアムに移転する。移転する部隊は、第3海兵機動展開部隊の指揮部隊、第3海兵師団司令部、第3海兵後方群（戦務支援群から改称）司令部、第1海兵航空団司令部及び第12海兵連隊司令部を含む。
- 対象となる部隊は、キャンプ・コートニー、キャンプ・ハンセン、普天間飛行場、キャンプ瑞慶覧及び牧港補給地区といった施設から移転する。
- 沖縄に残る米海兵隊の兵力は、司令部、陸上、航空、戦闘支援及び基地支援能力といった海兵空地任務部隊の要素から構成される。
- 第3海兵機動展開部隊のグアムへの移転のための施設及びインフラの整備費算定額102.7億ドルのうち、日本は、これらの兵力の移転が早期に実現されることへの沖縄住民の強い希望を認識しつつ、これらの兵力の移転が可能となるよう、グアムにおける施設及びインフラ整備のため、28億ドルの直接的な財政支援を含め、60.9億ドル（2008米会計年度の価格）を提供する。米国は、グアムへの移転のための施設及びインフラ整備費の残りを負担する。これは、

2008米会計年度の価格で算定して、財政支出31.8億ドルと道路のための約10億ドルから成る。

(c) 土地の返還及び施設の共同使用

- 普天間飛行場代替施設への移転、普天間飛行場の返還及びグアムへの第3海兵機動展開部隊要員の移転に続いて、沖縄に残る施設・区域が統合され、嘉手納飛行場以南の相当規模の土地の返還が可能となる。
- 双方は、2007年3月までに、統合のための詳細な計画を作成する。この計画においては、以下の6つの候補施設について、全面的又は部分的な返還が検討される。
 - キャンプ桑江：全面返還。
 - キャンプ瑞慶覧：部分返還及び残りの施設とインフラの可能な限りの統合。
 - 普天間飛行場：全面返還（上記の普天間飛行場代替施設の項を参照）。
 - 牧港補給地区：全面返還。
 - 那覇港湾施設：全面返還（浦添に建設される新たな施設（追加的な集積場を含む。）に移設）。
 - 陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム：全面返還。
- 返還対象となる施設に所在する機能及び能力で、沖縄に残る部隊が必要とするすべてのものは、沖縄の中で移設される。これらの移設は、対象施設の返還前に実施される。
- SACO最終報告の着実な実施の重要性を強調しつつ、SACOによる移設・返還計画については、再評価が必要となる可能性がある。
- キャンプ・ハンセンは、陸上自衛隊の訓練に使用される。施設整備を必要としない共同使用は、2006年から可能となる。
- 航空自衛隊は、地元への騒音の影響を考慮しつつ、米軍との共同訓練のために嘉手納飛行場を使用する。

(d) 再編案間の関係

- 全体的なパッケージの中で、沖縄に関連する再編案は、相互に結びついている。
- 特に、嘉手納以南の統合及び土地の返還は、第3海兵機動展開部隊要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転完了に懸かっている。
- 沖縄からグアムへの第3海兵機動展開部隊の移転は、(1) 普天間飛行場代替施設の完成に向けた具体的な進展、(2) グアムにおける所要の施設及びインフラ整備のための日本の資金的貢献に懸かっている。

2 米陸軍司令部能力の改善

- キャンプ座間の米陸軍司令部は、2008米会計年度までに改編される。その後、陸上自衛隊中央即応集団司令部が、2012年度（以下、日本国の会計年度）までにキャンプ座間に移転する。自衛隊のヘリコプターは、キャンプ座間のキャスナー・ヘリポートに出入りすることができる。
- 在日米陸軍司令部の改編に伴い、戦闘指揮訓練センターその他の支援施設が、米国の資金で相模総合補給廠内に建設される。
- この改編に関連して、キャンプ座間及び相模総合補給廠の効率的かつ効果的な使用のための以下の措置が実施される。
 - 相模総合補給廠の一部は、地元の再開発のため（約15ヘクタール）、また、道路及び地下を通る線路のため（約2ヘクタール）に返還される。影響を受ける住宅は相模原住宅地区に移設される。

○相模総合補給廠の北西部の野積場の特定の部分（約35ヘクタール）は、緊急時や訓練目的に必要である時を除き、地元の使用に供される。

○キャンプ座間のチャペル・ヒル住宅地区の一部（1.1ヘクタール）は、影響を受ける住宅のキャンプ座間内での移設後に、日本国政府に返還される。チャペル・ヒル住宅地区における、あり得べき追加的な土地返還に関する更なる協議は、適切に行われる。

3 横田飛行場及び空域

- 航空自衛隊航空総隊司令部及び関連部隊は、2010年度に横田飛行場に移転する。施設の使用に関する共同の全体計画は、施設及びインフラの所要を確保するよう作成される。
- 横田飛行場の共同統合運用調整所は、防空及びミサイル防衛に関する調整を併置して行う機能を含む。日本国政府及び米国政府は、自らが必要とする装備やシステムにつきそれぞれ資金負担するとともに、双方は、共用する装備やシステムの適切な資金負担について調整する。
- 軍事運用上の所要を満たしつつ、横田空域における民間航空機の航行を円滑化するため、以下の措置が追求される。
 - 民間航空の事業者に対して、横田空域を通過するための既存の手続について情報提供するプログラムを2006年度に立ち上げる。
 - 横田空域の一部について、2008年9月までに管制業務を日本に返還する。返還される空域は、2006年10月までに特定される。
 - 横田空域の一部について、軍事上の目的に必要でないときに管制業務の責任を一時的に日本国の当局に移管するための手続を2006年度に作成する。
 - 日本における空域の使用に関する、民間及び（日本及び米国の）軍事上の所要の将来の在り方を満たすような、関連空域の再編成や航空管制手続の変更のための選択肢を包括的に検討する一環として、横田空域全体のあり得べき返還に必要な条件を検討する。この検討は、嘉手納レーダー進入管制業務の移管の経験から得られる教訓や、在日米軍と日本の管制官の併置の経験から得られる教訓を考慮する。この検討は2009年度に完了する。

●日本国政府及び米国政府は、横田飛行場のあり得べき軍民共同使用の具体的な条件や態様に関する検討を実施し、開始から12か月以内に終了する。

○この検討は、共同使用が横田飛行場の軍事上の運用や安全及び軍事運用上の能力を損なってはならないとの共通の理解の下で行われる。

○両政府は、この検討の結果に基づき協議し、その上で軍民共同使用に関する適切な決定を行う。

4 厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐

- 第5空母航空団の厚木飛行場から岩国飛行場への移駐は、F/A-18、EA-6B、E-2C及びC-2航空機から構成され、(1) 必要な施設が完成し、(2) 訓練空域及び岩国レーダー進入管制空域の調整が行われた後、2014年までに完了する。
- 厚木飛行場から行われる継続的な米軍の運用の所要を考慮しつつ、厚木飛行場において、海上自衛隊EP-3、OP-3、UP-3飛行隊等の岩国飛行場からの移駐を受け入れるための必要な施設が整備される。
- KC-130飛行隊は、司令部、整備支援施設及び家族支援施設とともに、岩国飛行場を拠点とする。航空機は、訓練及び運

用のため、海上自衛隊鹿屋基地及びグアムに定期的にローテーションで展開する。KC-130航空機の展開を支援するため、鹿屋基地において必要な施設が整備される。

- 海兵隊CH-53Dヘリは、第3海兵機動展開部隊の要員が沖縄からグアムに移転する際に、岩国飛行場からグアムに移転する。
- 訓練空域及び岩国レーダー進入管制空域は、米軍、自衛隊及び民間航空機（隣接する空域内のものを含む）の訓練及び運用上の所要を安全に満たすよう、合同委員会を通じて、調整される。
- 恒常的な空母艦載機離発着訓練施設について検討を行うための二国間の枠組みが設けられ、恒常的な施設を2009年7月又はその後のできるだけ早い時期に選定することを目標とする。
- 将来の民間航空施設の一部が岩国飛行場に設けられる。

5 ミサイル防衛

- 双方が追加的な能力を展開し、それぞれの弾道ミサイル防衛能力を向上させることに応じて、緊密な連携が継続される。
- 新たな米軍のXバンド・レーダー・システムの最適な展開地として航空自衛隊車力分屯基地が選定された。レーダーが運用可能となる2006年夏までに、必要な措置や米側の資金負担による施設改修が行われる。
- 米国政府は、Xバンド・レーダーのデータを日本国政府と共有する。
- 米軍のパトリオットPAC-3能力が、日本における既存の米軍施設・区域に展開され、可能な限り早い時期に運用可能となる。

6 訓練移転

- 双方は、2007年度からの共同訓練に関する年間計画を作成する。必要に応じて、2006年度における補足的な計画が作成され得る。
- 当分の間、嘉手納飛行場、三沢飛行場及び岩国飛行場の3つの米軍施設からの航空機が、千歳、三沢、百里、小松、築城及び新田原の自衛隊施設から行われる移転訓練に参加する。双方は、将来の共同訓練・演習のための自衛隊施設の使用拡大に向けて取り組む。
- 日本国政府は、実地調査を行った上で、必要に応じて、自衛隊施設における訓練移転のためのインフラを改善する。
- 移転される訓練については、施設や訓練の所要を考慮して、在日米軍が現在得ることのできる訓練の質を低下させることはない。
- 一般に、共同訓練は、1回につき1～5機の航空機が1～7日間参加するものから始め、いずれ、6～12機の航空機が8～14日間参加するものへと発展させる。
- 共同使用の条件が合同委員会合意で定められている自衛隊施設については、共同訓練の回数に関する制限を撤廃する。各自衛隊施設の共同使用の合計日数及び1回の訓練の期間に関する制限は維持される。
- 日本国政府及び米国政府は、即応性の維持が優先されることに留意しつつ、共同訓練の費用を適切に分担する。

（別添概念図省略）

資料34 日米安全保障協議委員会（「2+2」）共同発表（仮訳）

（平成24年4月27日）

日米安全保障協議委員会（SCC）は、在沖縄米海兵隊の兵力を含む、日本における米軍の堅固なプレゼンスに支えられた日米同盟が、日本を防衛し、アジア太平洋地域の平和、安全及び経済的繁栄を維持するために必要な抑止力と能力を引き続き提供することを再確認した。

ますます不確実となっているアジア太平洋地域の安全保障環境に鑑み、閣僚は、2011年6月21日のSCC共同発表に掲げる共通の戦略目標を進展させるとのコミットメントを強調した。また、閣僚は、その共同発表に沿って二国間の安全保障及び防衛協力を強化し、アジア太平洋地域の諸国への関与を強化するための方途を明らかにするとの意図を表明した。

日本国政府は、2012年1月に米国政府により国防省の新たな戦略指針が発表され、アジア太平洋地域に防衛上の優先度を移すとの米国の意図が示されたことを歓迎した。また、日本国政府は、同地域における外交的関与を推進しようとする米国の取組を歓迎した。

SCCは、両国間に共有されるパートナーシップの目標を達成するため、2006年5月1日のSCC文書「再編の実施のための日米ロードマップ」（再編のロードマップ）に示された計画を調整することを決定した。閣僚は、これらの調整の一部として、第3海兵機動展開部隊（Ⅲ MEF）の要員の沖縄からグアムへの移転及びその結果として生ずる嘉手納飛行場以南の土地の返還の双方を、普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すことを決定した。

閣僚は、これらの調整が、アジア太平洋地域において、地理的により分散し、運用面でより抗堪性があり、政治的により持続可能な米軍の態勢を実現するために必要であることを確認した。これらの調整は、抑止力を維持し、地元への米軍の影響を軽減するとの再編のロードマップの基本的な目標を変更するものではない。また、これらの調整は、米軍と自衛隊の相互運用性を強化し、戦略的な拠点としてのグアムの発展を促進するものである。

また、閣僚は、第I部に示す部隊構成が日米同盟の抑止力を強化するものであることを確認した。さらに、閣僚は、同盟の抑止力が、動的防衛力の発展及び南西諸島を含む地域における防衛態勢の強化といった日本の取組によって強化されることを強調した。また、閣僚は、適時かつ効果的な共同訓練、共同の警戒監視・偵察活動及び施設の共同使用を含む二国間の動的防衛協力が抑止力を強化することに留意した。

I. グアム及び沖縄における部隊構成

閣僚は、沖縄及びグアムにおける米海兵隊の部隊構成を調整するとの意図を表明した。再編のロードマップの後、在沖縄米海兵隊の兵力の定員が若干増加したことから、また、移転する部隊及び残留する部隊の運用能力を最大化するため、両政府は、グアム及び沖縄における米海兵隊の兵力の最終的な構成に関する一定の調整を決定した。

米国は、地域における米海兵隊の兵力の前方プレゼンスを引き続き維持しつつ、地理的に分散された兵力態勢を構築するため、海兵空地任務部隊（MAGTF）を沖縄、グアム及びハワイに置くことを計画しており、ローテーションによるプレゼンスを豪州に構築する意図を有する。この見直された態勢により、より高い能力を有する米海兵隊のプレゼンスが各々の場所において確保され、抑止力が強化されるとともに、様々な緊急の事態に対して柔軟かつ迅速な対応を行うことが可能となる。閣僚は、これらの措置が日本の防衛、そしてアジア太平洋地域全体の平和及び安定に寄与することを確認した。

閣僚は、約9000人の米海兵隊の要員がその家族と共に沖縄から日本国外の場所に移転されることを確認した。沖縄に残留する米海兵隊の兵力は、第3海兵機動展開部隊司令部、第1海兵航空団司令部、第3海兵後方支援群司令部、第31海兵機動展開隊及び海兵隊太平洋基地の基地維持要員の他、必要な航空、陸上及び支援部隊から構成されることとなる。閣僚は、沖縄における米海兵隊の最終的なプレゼンスを再編のロードマップに示された水準に従ったものとするとのコミットメントを再確認した。米国政府は、日本国政府に対し、同盟に関するこれまでの協議の例により、沖縄における米海兵隊部隊の組織構成の変更を伝達することとなる。

米国は、第3海兵機動展開旅団司令部、第4海兵連隊並びに第3海兵機動展開部隊の航空、陸上及び支援部隊の要素から構成される、機動的な米海兵隊のプレゼンスをグアムに構築するため作業を行っている。グアムには基地維持要員も設置される。グアムにおける米海兵隊の兵力の定員は、約5000人になる。

これらの調整に関連し、米国政府は、日本国政府に対し、ローテーションによる米海兵隊のプレゼンスを豪州に構築しつつあり、また、ハワイにおける運用能力の強化のために米海兵隊の他の要員を同地に移転することを報告した。これらの移転を実施するに当たって、米国政府は、西太平洋地域において、同政府の現在の軍事的プレゼンスを維持し、軍事的な能力を強化すると同政府のコミットメントを再確認した。

沖縄における米軍のプレゼンスの長期的な持続可能性を強化するため、適切な受入施設が利用可能となる際に、前述の沖縄からの米海兵隊部隊の移転が実現する。沖縄の住民の強い希望を認識し、これらの移転は、そのプロセスを通じて運用能力を確保しつつ、可能な限り早急に完了させる。

前述の海兵隊の要員のグアムへの移転に係る米国政府による暫定的な費用見積りは、米国の2012会計年度ドルで86億米ドルである。グアムにおける機動的な米海兵隊のプレゼンスの構築を促進するため、また、前述の部隊構成を考慮して、両政府は、日本の財政的コミットメントが、2009年のグアム協定の第1条に規定された直接的な資金の提供となることを再確認した。両政府は、グアム移転のための日本による他の形態での財政支援は利用しないことを確認した。第Ⅱ部に示す訓練場の整備のための日本からの貢献がある場合、これは、前述のコミットメントの一部となる。残りの費用及びあり得べき追加的な費用は、米国政府が負担する。2009年のグアム協定の下で日本国政府から米国政府に対し既に移転された資金は、この日本による資金の提供の一部となる。両政府は、二国間で費用内訳を完成させる。両政府は、2009年のグアム協定に鑑みてとるべき更なる措置についても協議する。閣僚は、これらのイニシアティブの計画上及び技術上の詳細に関して引き続き双方において立法府と協議することの重要性に留意した。

Ⅱ. 地域の平和、安定及び繁栄を促進するための新たなイニシアティブ

閣僚は、アジア太平洋地域における平和、安定及び繁栄の促進のために協力すること並びに効果的、効率的、創造的な協力を強化することが極めて重要であることを確認した。

この文脈で、米国政府は、訓練や演習を通じてこの地域の同盟国及びパートナー国がその能力を構築することを引き続き支援する考えである。一方、日本国政府は、例えば沿岸国への巡視船の提供といった政府開発援助（ODA）の戦略的な活用を含むこの地域の安全の増進のための様々な措置をとる考えである。

両政府は、戦略的な拠点としてグアムを発展させ、また、米軍のプレゼンスの地元への影響を軽減するため、変化する安全保障環境についての評価に基づき、地域における二国間の動的防衛協力を促進する新たな取組を探索する考えである。両政府は、グアム及び北マリアナ諸島連邦における自衛隊及び米軍が共同使用する施設としての訓練場の整備につき協力することを検討する。両政府は、2012年末までにこの点に関する具体的な協力分野を特定する。

Ⅲ. 沖縄における基地の統合及び土地の返還

以下の6つの施設・区域の全面的又は部分的な返還について、再編のロードマップから変更はない。

- －キャンプ桑江（キャンプ・レスター）：全面返還。
- －キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）：部分返還及び残りの施設とインフラの可能な限りの統合。
- －普天間飛行場：全面返還。
- －牧港補給地区（キャンプ・キンザー）：全面返還。
- －那覇港湾施設：全面返還（浦添に建設される新たな施設（追加的な集積場を含む。）に移設）。
- －陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム：全面返還。

米国は、対象となっている米海兵隊の兵力が沖縄から移転し、また、沖縄の中で移転する部隊等の機関のための施設が使用可能となるに伴い、土地を返還することにコミットした。日本国政府は、残留する米海兵隊の部隊のための必要な住宅を含め、返還対象となる施設に所在し、沖縄に残留する部隊が必要とする全ての機能及び能力を米国政府と調整しつつ移設する責任に留意した。必要に応じて地元との調整が行われる。

前述の施設・区域の土地は、可能になり次第返還される。沖縄に関する特別行動委員会（SACO）による移設・返還計画は、再評価が必要となる可能性がある。

沖縄における米軍による影響をできる限り早期に軽減するため、両政府は、米軍により使用されている以下の区域が返還可能となることを確認した。

- －閣僚は、以下の区域が、必要な手続の完了後に速やかに返還可能となることを確認した。
 - －キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）の西普天間住宅地区
 - －牧港補給地区（キャンプ・キンザー）の北側進入路
 - －牧港補給地区の第5ゲート付近の区域
 - －キャンプ瑞慶覧の施設技術部地区内の倉庫地区の一部（他の場所での代替の倉庫の提供後）
- －閣僚は、以下の区域が、沖縄において代替施設が提供され次第、返還可能となることを確認した。
 - －キャンプ桑江（キャンプ・レスター）
 - －キャンプ瑞慶覧のロウワー・ブラザ住宅地区、喜舎場住宅地区の一部及びインダストリアル・コリドー
 - －牧港補給地区の倉庫地区の大半を含む部分
 - －那覇港湾施設
 - －陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム
- －閣僚は、以下の区域が、米海兵隊の兵力が沖縄から日本国外の場所に移転するに伴い、返還可能となることを確認した。
 - －キャンプ瑞慶覧の追加的な部分
 - －牧港補給地区の残余の部分

移設に係る措置の順序を含む沖縄に残る施設・区域に関する統合計画を、キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）の最終的な在り方を決定することに特に焦点を当てつつ、2012年末までに共同で作成する。この取組においては、今般見直された部隊構成

により必要とされるキャンプ瑞慶覧における土地の使用及び沖縄における施設の共同使用によって生じ得る影響についても検討する。閣僚は、施設の共同使用が再編のロードマップの重要な目標の一つであることに留意した。この統合計画はできる限り速やかに公表される。閣僚は、この統合計画を作成し、また監督するための、本国の適切な担当者も参加する作業部会の設置を歓迎した。

IV. 普天間飛行場の代替施設及び普天間飛行場

閣僚は、運用上有効であり、政治的に実現可能であり、財政的に負担可能であって、戦略的に妥当であるとの基準を満たす方法で、普天間飛行場の移設に向けて引き続き取り組むことを決意する。閣僚は、キャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に建設することが計画されている普天間飛行場の代替施設が、引き続き、これまでに特定された唯一の有効な解決策であるとの認識を再確認した。

閣僚は、同盟の能力を維持しつつ、普天間飛行場の固定化を避けるため、普天間飛行場の代替施設に係る課題をできる限り速やかに解決するとのコミットメントを確認した。

両政府は、普天間飛行場において、同飛行場の代替施設が完全に運用可能となるまでの安全な任務能力の保持、環境の保全等の目的のための必要な補修事業について、個々の案件に応じ、また、在日米軍駐留経費負担を含め、既存の二国間の取決めに従って、相互に貢献するとのコミットメントを表明した。個別の補修事業に関する二国間の協議は、再編案に関する協議のためのものとは別のチャンネルを通じて行われ、初期の補修事業は2012年末までに特定される。

結び

閣僚は、この共同発表において緊密かつ有益な協力が具体化されたことを歓迎し、調整された再編のパッケージを双方において立法府と協議しつつ、速やかに実施するよう指示した。さらに、閣僚は、このパッケージがより深化し拡大する日米同盟の強固な基盤となるとの確信を表明した。閣僚は、普天間飛行場の代替施設の影響評価プロセスの進展、グアムへの航空機訓練移転計画の拡充、航空自衛隊航空総隊司令部の横田飛行場への移転、陸上自衛隊中央即応集団司令部のキャンプ座間への移転の進展を含む、2011年6月に行われた前回のSCC会合以降の再編案に関する多くの重要な進展に留意した。閣僚は、変化していく地域及び世界の安全保障環境の課題に対し、日米同盟を強化するために、再編に関する目標に向けて更なる進展を達成し、また、より広い観点から、日米同盟における役割・任務・能力（RMC）を検証する意図を表明した。

資料35 日米安全保障協議委員会（「2+2」）共同発表（仮訳） より力強い同盟とより大きな責任の共有に向けて

（平成25年10月3日）

I 概観

2013年10月3日、日米安全保障協議委員会（SCC）は、日本の外務大臣及び防衛大臣並びに米国の國務長官及び国防長官の出席を得て、東京で開催された。この歴史的な会合の機会に、SCCは、国際の平和と安全の維持のために両国が果たす不可欠な役割を再確認し、核及び通常戦力を含むあらゆる種類の米国の軍事力による日本の安全に対する同盟のコミットメントを再確認した。双方はまた、民主主義、法の支配、自由で開放的な市場及び人権の尊重という両国が共有する価値を反映し、アジア太平洋地域において平和、安全、安定及び経済的な繁栄を効果的に促進する戦

略的な構想を明らかにした。

SCC会合において、閣僚は、アジア太平洋地域において変化する安全保障環境について意見を交換し、日米同盟の能力を大きく向上させるためのいくつかの措置を決定した。より力強い同盟とより大きな責任の共有のための両国の戦略的な構想は、1997年の日米防衛協力のための指針の見直し、アジア太平洋地域及びこれを超えた地域における安全保障及び防衛協力の拡大、並びに在日米軍の再編を支える新たな措置の承認を基礎としていく。米国はまた、地域及び世界の平和と安全に対してより積極的に貢献するとの日本の決意を歓迎した。閣僚は、地域及び国際社会におけるパートナーとの多国間の協力の重要性を強調した。

米国は、アジア太平洋地域重視の取組を引き続き進めており、同盟が、宇宙及びサイバー空間といった新たな戦略的領域におけるものを含め、将来の世界及び地域の安全保障上の課題に対処することができるよう、軍事力を強化する意図を有する。閣僚は、在日米軍の再編が、米国のプレゼンスについて、抑止力を維持し、日本の防衛と地域の緊急事態への対処のための能力を提供し、同時に政治的に持続可能であり続けることを確保するものであることを強調した。

この文脈で、閣僚は、普天間飛行場の代替施設（FRF）の建設及び米海兵隊のグアムへの移転を含め、在日米軍の再編に関する合意を完遂するという継続的な共通のコミットメントを改めて表明し、これに関する進展を歓迎した。

日本の安全保障政策は、地域及び世界の平和と安定に対する日本の長年にわたるコミットメントや、国際社会が直面する課題への対処に一層積極的に貢献する意図を反映し続ける。同時に、日本は、日米同盟の枠組みにおける日本の役割を拡大するため、米国との緊密な調整を継続する。日本はまた、国家安全保障会議の設置及び国家安全保障戦略の策定の準備を進めている。さらに日本は、集団的自衛権の行使に関する事項を含む自国の安全保障の法的基盤の再検討、防衛予算の増額、防衛計画の大綱の見直し、自国の主権の下にある領域を防衛する能力の強化及び東南アジア諸国に対する能力構築のための取組を含む地域への貢献の拡大を行っている。米国は、これらの取組を歓迎し、日本と緊密に連携していくとのコミットメントを改めて表明した。

閣僚は、地域の複雑な安全保障環境を背景として両国が共有する同盟に関する戦略的な構想を実現する上で、同盟が地域における平和と安全の礎であることを認めた。今後十年にわたり、同盟は、緊密な協力を通じ、また、両国が手を携えて機敏に緊急事態対応や危機管理を行うことを可能とする相互運用性及び柔軟性が強化された兵力態勢を通じ、引き続き安全保障上の課題に対処する意図を有する。閣僚は、平和と安全に対する持続する、及び新たに発生する様々な脅威や国際的な規範への挑戦に同盟が対処するため、引き続き十分な用意ができていなければならないことを確認した。これらには、北朝鮮の核・ミサイル計画や人道上の懸念、海洋における力による安定を損ねる行動、宇宙及びサイバー空間におけるかく乱をもたらし活動、大量破壊兵器（WMD）の拡散、並びに人為的災害及び自然災害が含まれる。2011年のSCC共同発表において示されたとおり、閣僚は、中国に対し、地域の安定及び繁栄において責任ある建設的な役割を果たし、国際的な行動規範を遵守し、急速に拡大する軍事面での資源の投入を伴う軍事上の近代化に関する開放性及び透明性を向上させるよう引き続き促していく。

日本及び米国は、最先端の能力のために資源を投入し、相互運用性を向上させ、兵力構成を近代化し、同盟における役割及び任

務を現在及び将来の安全保障の現実に対応させることにより、両国が21世紀の地域及び世界の課題に共同して的確に立ち向かうことが可能となるよう、同盟をよりバランスのとれた、より実効的なものとし、十全なパートナーとなる決意である。このため、両国の同盟は、その広範な課題について協力を拡大、深化させることを目的として、情報保全、装備・技術、サイバーセキュリティ、宇宙の安全等における協力及び調整の向上に注力しなければならない。

II 二国間の安全保障及び防衛協力

閣僚は、引き続き同盟を深化させることを誓い、将来にわたって同盟の信頼性を確実なものとするため、力強い取組を進めるよう指示した。同盟に関する広範な課題について協力を拡大するために両国が取り組むべきものとしては、日米防衛協力のための指針の見直し、弾道ミサイル防衛の能力の拡大、宇宙及びサイバー空間といった新たな戦略的領域における協力の向上、情報保全及び装備取得に関する連携の強化等が挙げられる。

・日米防衛協力のための指針

閣僚は、変化する地域及び世界の安全保障環境がもたらす影響を認識し、防衛協力小委員会（SDC）に対し、紛争を抑止し、平和と安全を促進する上で同盟が引き続き不可欠な役割を果たすことを確保するため、1997年の日米防衛協力のための指針の変更に関する勧告を作成するよう指示した。閣僚は、この見直しについていくつかの目的を明確にした。それには次のものが含まれる。

- 日米防衛協力の中核的要素として、日本に対する武力攻撃に対処するための同盟の能力を確保すること。
- 日米同盟のグローバルな性質を反映させるため、テロ対策、海賊対策、平和維持、能力構築、人道支援・災害救援、装備・技術の強化といった分野を包含するよう協力の範囲を拡大すること。
- 共有された目標及び価値を推進するため、地域の他のパートナーとのより緊密な安全保障協力を促進すること。
- 協議及び調整のための同盟のメカニズムを、より柔軟で、機動的で、対応能力を備えたものとし、あらゆる状況においてシームレスな二国間の協力を可能とするよう強化すること。
- 相互の能力の強化に基づく二国間の防衛協力における適切な役割分担を示すこと。
- 宇宙及びサイバー空間といった新たな戦略的領域における課題を含む変化する安全保障環境における効果的、効率のかつシームレスな同盟の対応を確保するため、緊急事態における二国間の防衛協力の指針となる概念を評価すること。
- 共有された目標を達成するため、将来において同盟の強化を可能とする追加的な方策を探索すること。

閣僚は、このSDCの作業を2014年末までに完了させるよう指示した。

・弾道ミサイル防衛協力

閣僚は、両国の弾道ミサイル防衛（BMD）の能力を強化するとのコミットメントを確認し、SM-3ブロックⅡAの共同開発事業を含め、この分野における最近の進展を歓迎した。閣僚は、2006年5月1日のSCC文書「再編の実施のための日米ロードマップ」に従い、二基目のAN/TPY-2レーダー（Xバンド・レーダー）システムの配備先として航空自衛隊経ヶ岬分屯基地を選定する意図を確認した。SCCの構成員たる閣僚はまた、この分野における二国間の協力を拡大していくとの継続的な目標を確認した。

・サイバー空間における協力

2013年5月に開催された第1回日米サイバー対話は、日本及び米国が、国際的なサイバー協議の場において、特にサイバー空間における国家の責任ある行動に関する規範の適用を始めとする、共通の目標を共有していることを確認した。閣僚は、サイバー空間の安全で確実な利用に対する挑戦に対処するに当たり、民間部門と緊密に調整する必要があることを強調した。特に、閣僚は、サイバー空間における共通の脅威に対しては政府一体となつての取組を促進する必要があることを認識した。

閣僚は、日米それぞれのサイバー能力及び自衛隊と米軍との間の相互運用性の向上を伴うサイバー防衛協力の強化を促進することを任務とする新たなサイバー防衛政策作業部会（CDPWG）の実施要領への署名を歓迎した。このことは、サイバーセキュリティに関する政府一体となつての取組に資するものである。

・宇宙における協力

閣僚は、宇宙状況監視（SSA）及び宇宙を利用した海洋監視に関して、二国間の情報の収集と共有を向上させるためにその能力を活用することの重要性を強調した。特に、閣僚は、日米宇宙状況監視協力取極の締結を歓迎し、SSA情報の双方向の共有に向けた取組における進展を強調した。この文脈で、閣僚は、宇宙航空研究開発機構（JAXA）によるSSA情報の米国への提供の早期実現への両国のコミットメントを歓迎した。

SCCの構成員たる閣僚はまた、衛星能力を活用することによって海洋監視を向上させるとの希望を表明し、この課題に関する今後の政府一体となつての演習及び対話を期待する。閣僚は、宇宙における長期的な持続性、安定性、安全性及び安全保障を促進する戦略レベルでの協力を調整するための、宇宙に関する包括的日米対話の設置を歓迎した。閣僚はまた、宇宙活動に関する国際行動規範を策定するための多国間の取組を引き続き支持することを確認した。

・共同の情報収集・警戒監視・偵察（ISR）活動

閣僚は、両国の防衛当局間の情報収集・警戒監視・偵察（ISR）作業部会の設置を歓迎し、同盟のより緊密な相互運用性及び自衛隊と米軍との間の情報共有を促進するというこの作業部会の任務を再確認した。閣僚は、平時及び緊急事態における二国間のISR活動に向けた更なる進展を歓迎した。

・施設の共同使用

同盟の柔軟性及び強靱性を向上させ、日本の南西諸島を含む地域における自衛隊の態勢を強化するため、閣僚は、共同使用に関する作業部会の取組を歓迎した。日本及び米国の施設及び区域の共同使用の実現における進展は、地元とのより堅固な関係を構築しつつ、同盟の抑止力を強化する。

・二国間の計画検討作業

閣僚は、二国間の計画検討作業に関する進展を歓迎するとともに、変化する安全保障環境において、日米同盟が日本を一層効果的に防衛し、地域の様々な課題に一層効果的に対処することができるよう、二国間の計画を精緻化するための取組を行うことを再確認した。この取組の鍵となる要素には、平時及び危機における調整のための二国間の政府全体のメカニズムを強化すること、並びに自衛隊及び米軍による日本国内の施設への緊急時のアクセスを改善することが含まれる。

・防衛装備・技術協力

閣僚は、日米装備・技術定期協議における二国間の議論と役割・任務・能力に関する対話との間に新たに構築された連携を

歓迎した。これは、同盟の戦略上及び能力上のニーズを踏まえた防衛システムの取得における協力の強化を可能とすることにより、地域及び世界の安全保障環境における変化する課題に対応するものである。また、日本が武器輸出三原則等について検討を行っているところ、F-35の製造への日本企業による参画といった連携を通じて、装備及び技術に関する二国間の協力は深化される。

・拡大抑止協議

閣僚は、二国間の拡大抑止協議の有意義な成果を満足の意をもって留意した。このプロセスは、核及び通常戦力に係る議論によることを含め、米国による日本の防衛に係るコミットメントの信頼性を強化し、短期的及び長期的に地域の安定の促進に寄与する。閣僚はまた、この協議を定期的に開催するとの両政府の継続的なコミットメントを確認した。

・情報保全

情報保全の強化により、二国間の信頼関係は引き続き強化され、両国間の情報共有が質量双方の面でより幅広いものとなり続ける。閣僚は、情報保全が同盟関係における協力において死活的に重要な役割を果たすことを確認し、情報保全に関する日米協議を通じて達成された秘密情報の保護に関する政策、慣行及び手続の強化に関する相当な進展を想起した。SCCの構成員たる閣僚は、特に、情報保全を一層確実なものとするための法的枠組みの構築における日本の真剣な取組を歓迎し、より緊密な連携の重要性を強調した。最終的な目的は、両政府が、活発で保全された情報交換を通じて、様々な機会及び危機の双方に対応するために、リアルタイムでやり取りを行うことを可能とすることにある。

・共同訓練・演習

自衛隊及び米軍の運用の実効性、相互運用性、即応性、機動性及び持続性を強化し及び向上し、並びに日米同盟の抑止力を強化するため、閣僚は、時宜を得た、かつ、効果的な二国間の訓練の拡大といった平時における二国間の防衛協力の進展を歓迎した。日本において、又は日本国外で行われた二国間及び多国間の訓練は、相互運用性を向上するとともに、侵略を抑止し、日本を防衛し、地域の平和と安全を維持するための両国の能力を向上させている。閣僚は、在沖縄米軍の沖縄県外の場所における訓練を継続するための重要な取組を認識した。

閣僚は、同盟の抑止力を維持しつつ、日本本土を含め沖縄県外における訓練を増加させるため、次の機会を活用することを決定した。

○人道支援・災害救援（HA/DR）訓練

○航空機訓練移転（ATR）プログラムといった枠組みを通じた飛行訓練

○現在及び将来の緊急時の状況をよりよく反映するための改善について協議を行っている沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の移転

○その他の二国間、又はアジア太平洋地域におけるパートナーとの間の三か国間及び多国間の訓練

○特有の能力を備えたMV-22オスプレイの沖縄における駐留及び訓練の時間を削減する、日本本土及び地域における様々な運用への参加。このような訓練に加えて、閣僚は、例えば、MV-22オスプレイのフォレスト・ライト訓練への参加や低空飛行訓練、空中給油訓練、後方支援訓練といったMV-22オスプレイによる飛行訓練に留意した。

・在日米軍駐留経費負担

閣僚は、日本の防衛及び地域の平和と安全の維持のために同盟が効果的なものであり続ける上で、日本による在日米軍駐留経費負担（HNS）が引き続き重要であることを確認した。

III 地域への関与

閣僚は、一層統合を強めるグローバル経済において、三か国間及び多国間の協力が不可欠であることに留意した。閣僚は、今後十年の間に、同盟が、平和で繁栄し、かつ安全なアジア太平洋地域を維持し及び促進する国際的なパートナーシップ及び多国間の協力の体制を強化していくことを確認した。日本及び米国は、東南アジア及び世界において安全保障上の能力を強化するために共に取り組むことをコミットしている。両国の相互協力は、今後拡大していくものであり、閣僚は、持続可能な協力の形態を構築するため志を同じくする他の国々と連携して取り組むことをコミットしている。

・地域における能力構築

SCCの構成員たる閣僚は、アジア太平洋地域におけるパートナーシップに基づく能力構築事業において、これまでの取組を基に連携していくことを決定した。これらの取組における協力は、地域のパートナーの安全保障上の能力を高め、他国による防衛上及び法執行上の能力の構築を支援することにより、地域の安定の確保に寄与する。閣僚は、地域のパートナーに対する海上安全のための沿岸巡視船や訓練の提供といった日本による政府開発援助の戦略的活用を歓迎し、地域の平和と安定を促進する上でこのような取組が重要であることを認識した。

・海洋安全保障

閣僚は、航行の自由を保護し、安全で確実なシーレーンを確保し、並びに関連の国際慣習法及び国際約束を促進するため、海洋安全保障及び海賊対策において更に協力する意図を確認した。

・人道支援・災害救援

閣僚は、世界中で近年発生した人道に関わる自然災害に対する日本及び米国による迅速かつ効果的な対応を想起しつつ、共同演習及び相互の後方支援を通じ、二国間の協力を拡大するとともに、国際的な人道支援・災害救援（HA/DR）、及び、状況が許す場合にはその他の活動において三か国間及び多国間の協力を促進することを奨励した。

・三か国間協力

閣僚は、地域における同盟国及びパートナーの間での安全保障及び防衛協力の重要性を確認し、特に豪州及び韓国との間で定期的に実施されている三か国間の対話の成功に留意した。これらの三か国間の対話は、両国が共有する安全保障上の利益を増進し、共通の価値を促進し、アジア太平洋地域の安全保障環境を改善する。

三か国間協力は、地域の平和と安定を維持するために人道支援・災害救援を含む地域の安全保障及び防衛能力の向上を追求し、航行の自由及び地域における海洋安全保障に寄与し、並びに地域において信頼を構築し透明性を促進することによって地域を安定させる存在として機能する。閣僚は、三か国間協力の取組を一層拡大するため、作戦、計画、演習及び能力に関する情報を含め、地域の同盟国の間での情報共有の強化を求めた。

・多国間協力

閣僚は、地域の他のパートナーと共に、国際的に受け入れられている規則及び規範に基づき経済及び安全保障協力を促進する枠組みである東アジア首脳会議（EAS）、アジア太平洋経済協力（APEC）、東南アジア諸国連合（ASEAN）地域フォーラ

ム（ARF）及び拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）等を強化するために共に取り組むことの重要性に留意した。

Ⅳ 在日米軍再編

閣僚は、在日米軍の再編に関する合意が、そのプロセスを通じて訓練能力を含む運用能力を確保しつつ、可能な限り速やかに実施されるべきことを確認した。閣僚は、2013年4月の沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画に示された、施設及び区域の返還を確保するとのコミットメントを再確認した。閣僚は、約9,000人の米海兵隊の要員が沖縄から日本国外の場所に移転されることを再確認した。

閣僚は、2012年のSCC共同発表に示す再編計画が、地理的に分散し、運用面で抗たん性があり、政治的に持続可能な米軍の態勢を実現するものであることを再確認した。この再編計画は、地元への米軍の影響を軽減しつつ、将来の課題と脅威に効果的に対処するための兵力、柔軟性及び抑止力を与えるものである。

・沖縄における再編

閣僚は、2013年4月の統合計画に基づく土地の返還に関する進展を歓迎し、その実施に向けて引き続き取り組むとの決意を強調した。特に、閣僚は、2013年8月に完了した牧港補給地区（キャンプ・キンザー）の北側進入路の土地の返還、並びに、牧港補給地区（キャンプ・キンザー）の第5ゲート付近の区域、キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）の西普天間住宅地区、施設技術部地区内の倉庫地区の一部及び白比川沿岸区域に関する日米合同委員会合意を歓迎した。これらの返還は、予定よりも早く進んでいる。日本は、統合計画において示された、2012年4月のSCC共同発表において特定された内容を超えて追加的な土地の返還を行うこととした米国の積極的な取組を歓迎した。キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）の白比川沿岸区域の返還により、地元が同地域においてより良い洪水対策措置をとることが可能となる。

この取組の重要な要素として、閣僚は、普天間飛行場の代替施設（FRF）をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に建設することが、運用上、政治上、財政上及び戦略上の懸念に対処し、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを確認した。SCCの構成員たる閣僚は、この計画に対する両政府の強いコミットメントを再確認し、長期にわたり望まれてきた普天間飛行場の日本への返還を可能とする同計画を完了させるとの決意を強調した。米国は、2013年3月の日本政府による沖縄県への公有水面埋立承認願書の提出を含む最近の進展を歓迎した。

閣僚は、日米合同委員会に対し、2013年11月末までに、これまでのSCC共同発表において決定されたとおり、沖縄の東方沖合のホテル・ホテル訓練区域の一部における使用制限の一部解除について、原則的な取決めを作成するよう指示した。双方は、その他のあり得べき措置についての協議を継続することにコミットした。

閣僚は、環境保護のための協力を強化していくことへのコミットメントを再確認し、環境上の課題について更なる取組を行うことの重要性を確認した。この点に留意しつつ、閣僚は、地方公共団体が土地の返還前にその利用計画を策定することを

円滑にすることを目的として、2013年11月末までに、返還を予定している米軍の施設及び区域への立入りに関する枠組みについての実質的な了解を達成することを決定した。

・岩国

岩国飛行場に関し、閣僚は、普天間飛行場から岩国飛行場へのKC-130飛行隊の移駐に関する二国間の協議を加速し、この協議を可能な限り速やかに完了させることを確認した。さらに、SCCの構成員たる閣僚は、海上自衛隊が岩国飛行場に維持されることを確認した。閣僚はまた、厚木飛行場から岩国飛行場への第5空母航空団（CVW-5）の諸部隊の移駐が2017年頃までに完了することを認識した。

・グアム

閣僚は、沖縄からグアムを含む日本国外の場所への米海兵隊の要員の移転が、沖縄への影響を軽減しつつ、米軍の前方プレゼンスを維持することに寄与し、グアムの戦略的な拠点としての発展を促進することを確認した。

閣僚は、本日、移転に関するこれらの目標を達成するために必要な二国間協力の基礎となる、2009年のグアム協定を改正する議定書への署名を発表した。

閣僚は、グアム及び北マリアナ諸島連邦における訓練場の整備に対する日本の資金提供の重要性に留意した。この資金提供は、米海兵隊部隊のグアムへの移転を支え、自衛隊及び米軍によるこれらの訓練場の共同使用を可能とするものであり、同盟にとり有益なものである。閣僚は、このような使用の条件に関する協議を本年中に開始するよう指示した。

閣僚はまた、米海兵隊の移転を支えるための、グアム及び北マリアナ諸島連邦における施設（訓練場を含む。）及び基盤の整備に関する費用の内訳を示す作業を完了した。

閣僚は、2012年のSCC共同発表において示された移転計画を再確認した。同計画の下で、米海兵隊部隊の沖縄からグアムへの移転は、2020年代前半に開始されることとなる。閣僚は、この計画の進展が、適当な資金を確保するために両政府がとる措置を含む種々の要因にかかっていることを確認した。この計画はまた、2013年4月の沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画の実施の進展を促進するものである。

・高度な能力

閣僚は、より高度な能力を日本国内に配備することが、戦略的な重要性を有し、日本及び地域の安全に一層寄与することを確認した。米国は、能力の近代化を継続する意図を有する。これらの高度な能力は、次のものを含む（ただし、これらに限定されない。）。

○米海兵隊によるCH-46ヘリコプターの換装のためのMV-22航空機の2個飛行隊の導入。

○米海軍による、P-3哨戒機の段階的な換装の一環として、2013年12月から開始されるP-8哨戒機の米国外への初の配備。

○2014年春から、グローバル・ホーク無人機のローテーションによる展開を開始するとの米空軍の計画。

○米海兵隊によるF-35Bの米国外における初の前方配備となる、2017年の同機種種の配備の開始。

資料36 在日米軍駐留経費負担の概要

区 分	概 要	根 拠
提供施設整備費 (注)	昭和54年度から、施設・区域内に隊舎、家族住宅、環境関連施設などを日本側の負担で建設し、米軍に提供	地位協定の範囲内
労務費	昭和53年度から福利費などを、昭和54年度から国家公務員の給与条件に相当する部分を超える給与を日本側が負担（格差給、語学手当および退職手当のうち国家公務員を上回る部分については、激変緩和措置を設け平成20年度に廃止）	地位協定の範囲内
	昭和62年度から調整手当など8手当を日本側が負担	特別協定 (昭和62年度)
	平成3年度から、基本給などを日本側が負担（段階的に負担の増大を図り、平成8年度以降は、上限労働者数23,055人の範囲内で全額を負担）	特別協定 (平成3年度)
	日本が負担する上限労働者数を特別協定の期間中に23,055人から22,625人に段階的に削減	特別協定 (平成23年度)
光熱水料等	平成3年度から電気、ガス、水道、下水道および燃料（暖房、調理、給湯用）を日本側が負担（段階的に負担の増大を図り、平成7年度以降は、上限調達量の範囲内で全額を負担）	特別協定 (平成3年度)
	平成13年度から、上限調達量について、特別協定（平成8年度）の上限調達量から施設・区域外の米軍住宅分を差し引いた上で、さらに10%引き下げ	特別協定 (平成13年度)
	平成20年度から、金額に相当する燃料などの負担となり、平成20年度については平成19年度予算額と同額の約253億円に相当する燃料などを、平成21、22年度については平成19年度予算額から1.5%減額し、約249億円に相当する燃料などを負担	特別協定 (平成20年度)
	249億円を各年度の負担の上限としつつ、新たに日米間の負担の割合を定め、かつ、特別協定の期間中に、日本側の負担割合を現在の約76%から72%に段階的に削減	特別協定 (平成23年度)
訓練移転費	平成8年度から、日本側の要請による訓練移転にともない追加的に必要となる経費を日本側が負担	特別協定 (平成8年度)

(注) 提供施設整備については、案件採択基準を次のとおり策定し、効率的な実施に努めている。①在日米軍の駐留基盤整備に寄与する施設（隊舎、家族住宅など）については、必要性、緊急性などを勘案しつつ着実な整備を図る。②レクリエーション、娯楽施設などの福利厚生施設については、必要性を特に精査し、娯楽性・収益性が高いと認められるもの（ショッピングセンターなど）の新規採択を控える。

資料37 23事案の概要

(2014.3.31 現在)

施 設 名	範 囲	面積 (ha)	種 別				備 考
			安保協	軍転協	県知事	米軍	
[返 還 済]							
陸 軍 貯 油 施 設	1. 浦添・宜野湾市間のバイプライン	4			◎		平.2.12.31.返還
キ ャ ン プ 瑞 慶 覧	2. 地下通信用マンホール等部分（登川）	0.1		◎			平.3.9.30.返還
	20. 泡瀬ゴルフ場	47			◎		平.22.7.31.返還
北 部 訓 練 場	3. 国頭村（伊部岳）地区、東村（高江）地区	480		◎			平.5.3.31.返還
	4. 県道名護国頭線以南の一部	(256)	◎				
キャンプ・シュワブ	5. 国道329号沿いの一部（辺野古）	1	◎				平.5.3.31.返還
牧港補給地区補助施設	6. 全部	0.1				◎	平.5.3.31.返還
那 覇 冷 凍 倉 庫	7. 全部	建物	◎				平.5.3.31.返還
砂 辺 倉 庫	8. 全部	0.3				◎	平.5.6.30.返還
八 重 岳 通 信 所	9. 南側（名護市）および北側（本部町）	19	◎				平.6.9.30.返還
恩 納 通 信 所	10. 全部	62					平.7.11.30.返還
	11. 東側部分	(26)	◎				
嘉 手 納 飛 行 場	12. 南側の一部（桃原）	2		◎			平.8.1.31.返還
知 花 サ イ ト	13. 全部	0.1				◎	平.8.12.31.返還
キャンプ・ハンセン	14. 金武町内の一部（金武）	3		◎			平.8.12.31.返還
嘉 手 納 弾 薬 庫 地 区	(22. 国道58号沿い東側部分（喜納～比謝）、南西隅部分（山中エリア））	74	○				平.11.3.25.返還
	15. 嘉手納バイパス（国道58号西側）	3	○	◎			平.11.3.25.返還
	(22. ごみ焼却施設用地部分（倉浜））	9	○				平.17.3.31.返還
	(22. 陸上自衛隊継続使用部分）	58	○				平.18.10.31.返還
ト リ イ 通 信 施 設	16. 嘉手納バイパス	4		◎			平.11.3.31.返還

施設名	範囲	面積 (ha)	種 別				備 考
			安保協	軍転協	県知事	米軍	
工 兵 隊 事 務 所	17.全部	4	◎				平.14.9.30.返還
カ ャ ン プ 桑 江	(19.東側部分の南側)	2	○	○			平.6.12.31.返還
	18.北側部分(伊平)	38		◎			平.15.3.31.返還
	(18.国道58号沿い)	(5)	○				
	16施設、19事案	811	6	7	3	3	
[返還合意後、返還未了事案]							
カ ャ ン プ 桑 江	19.東側部分の北側(桑江)	0.5	◎				平.13.12.21.返還合意
普 天 間 飛 行 場	21.東側沿いの土地(中原～宜野湾)	4		◎			平.8.3.28.返還合意
嘉 手 納 弾 薬 庫 地 区	22.旧東恩納弾薬庫部分	43	◎				平.8.3.28.返還合意
キャンプ・ハンセン	23.東シナ海側斜面の一部(名護市)	162	◎				平.25.9.5.返還合意
	4施設、4事案	210	3	1	0	0	
合 計	17施設、23事案	1,021	9	8	3	3	

- (注) 1 面積欄の()内の数字は、直上の範囲と重複しているもので内数である。
2 種別欄の○印は、事案に含まれる範囲が、別の事案と重複する部分の項目を便宜的に表示しているもの。
3 範囲欄の番号は、事案(計23事案)の区別のため、便宜的に表示したもの。
4 種別欄中の「安保協」は、第15回および第16回日米安全保障協議委員会合会です承された沖縄県における施設・区域の整理統合計画のうち90(平成2)年6月当時までに返還が実施されていない事案、「軍転協」は、沖縄県知事が会長を務める沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会の返還要望事案、「県知事」は、当時の西銘沖縄県知事が米国政府に対し行った施設・区域の返還要望事案、「米軍」は、米側が沖縄における施設・区域のうち返還可能とした事案である。

資料38 SACO最終報告(仮訳)

(平成8年12月2日)

沖縄に関する特別行動委員会(SACO)は、平成7年11月に、日本国政府及び米国政府によって設置された。両国政府は、沖縄県民の負担を軽減し、それにより日米同盟関係を強化するために、SACOのプロセスに着手した。

この共同努力に着手するに当たり、SACOのプロセスの付託事項及び指針が日米両国政府により定められた。すなわち、日米双方は、日米安全保障条約及び関連取極の下におけるそれぞれの義務との両立を図りつつ、沖縄県における米軍の施設及び区域を整理、統合、縮小し、また、沖縄県における米軍の運用の方法を調整する方策について、SACOが日米安全保障協議委員会(SCC)に対し勧告を作成することを決定した。このようなSACOの作業は、1年で完了するものとされた。

平成8年4月15日に開催されたSCCは、いくつかの重要なイニシアティブを含むSACO中間報告を承認し、SACOに対し、平成8年11月までに具体的な実施スケジュールを付した計画を完成し、勧告するよう指示した。

SACOは、日米合同委員会とともに、一連の集中的かつ綿密な協議を行い、中間報告に盛り込まれた勧告を実施するための具体的な計画及び措置をとりまとめた。

本日、SCCにおいて、池田大臣、久間長官、ペリー長官及びモンデール大使は、このSACO最終報告を承認した。この最終報告に盛り込まれた計画及び措置は、実施されれば、沖縄県の地域社会に対する米軍活動の影響を軽減することとなろう。同時に、これらの措置は、安全及び部隊の防護の必要性に因えつつ、在日米軍の能力及び即応態勢を十分に維持することとなろう。沖縄県における米軍の施設及び区域の総面積(共同使用の施設及び区域を除く。)の約21パーセント(約5,002ヘクタール)が返還される。

SCCの構成員は、このSACO最終報告を承認するにあたり、一年間にわたるSACOのプロセスの成功裡の結実を歓迎し、また、SACO最終報告の計画及び措置の着実かつ迅速な実施を確保するために共同努力を継続するとの強い決意を強調した。このような理解の下、SCCは、各案件を実現するための具体的な条件を取り扱う実施段階における両国間の主たる調整の場として、日米合同委員会を指定した。地域社会との所要の調整が行われる。

また、SCCは、米軍の存在及び地位に関連する諸問題に対応し、米軍と日本の地域社会との間の相互理解を深めるために、あらゆる努力を行うとの両国政府のコミットメントを再確認した。これに関連して、SCCは、主として日米合同委員会における調整を通じ、これらの目的のための努力を維持すべきことに合意した。

SCCの構成員は、SCC自体と日米安全保障高級事務レベル協議(SSC)が、前記の日米合同委員会における調整を監督し、適宜指針を与えることに合意した。また、SCCは、SSCに対し、最重要課題の一つとして沖縄に関連する問題に真剣に取り組み、この課題につき定期的にSCCに報告するよう指示した。

平成8年4月の日米安全保障共同宣言に従い、SCCは、国際情勢、防衛政策及び軍事態勢についての緊密な協議、両国間の政策調整並びにより平和的で安定的なアジア太平洋地域の安全保障情勢に向けた努力の重要性を強調した。SCCは、SSCに対し、これらの目的を追求し、同時に、沖縄に関連する問題に取り組むよう指示した。

土地の返還

－普天間飛行場 付属文書のとおり

－北部訓練場

以下の条件の下で、平成14年度末までを目途に、北部訓練場の過半(約3,987ヘクタール)を返還し、また、特定の貯水池(約159ヘクタール)についての米軍の共同使用を解除する。

・北部訓練場の残余の部分から海への出入を確保するため、平成

9年度末までを目途に、土地（約38ヘクタール）及び水域（約121ヘクタール）を提供する。

- ・ヘリコプター着陸帯を、返還される区域から北部訓練場の残余の部分に移設する。

－安波訓練場

北部訓練場から海への出入のための土地及び水域が提供された後に、平成9年度末までを目途に、安波訓練場（約480ヘクタール）についての米軍の共同使用を解除し、また、水域（約7,895ヘクタール）についての米軍の共同使用を解除する。

－ギンバル訓練場

ヘリコプター着陸帯が金武ブルー・ビーチ訓練場に移設され、また、その他の施設がキャンプ・ハンセンに移設された後に、平成9年度末までを目途に、ギンバル訓練場（約60ヘクタール）を返還する。

－楚辺通信所

アンテナ施設及び関連支援施設がキャンプ・ハンセンに移設された後に、平成12年度末までを目途に、楚辺通信所（約53ヘクタール）を返還する。

－読谷補助飛行場

パラシュート降下訓練が伊江島補助飛行場に移転され、また、楚辺通信所が移設された後に、平成12年度末までを目途に、読谷補助飛行場（約191ヘクタール）を返還する。

－キャンプ桑江

海軍病院がキャンプ瑞慶覧に移設され、キャンプ桑江内の残余の施設がキャンプ瑞慶覧又は沖縄県の他の米軍の施設及び区域に移設された後に、平成19年度末までを目途に、キャンプ桑江の大部分（約99ヘクタール）を返還する。

－瀬名波通信施設

アンテナ施設及び関連支援施設がトリイ通信施設に移設された後に、平成12年度末までを目途に、瀬名波通信施設（約61ヘクタール）を返還する。ただし、マイクロ・ウェーブ塔部分（約0.1ヘクタール）は、保持される。

－牧港補給地区

国道58号を拡幅するため、返還により影響を受ける施設が牧港補給地区の残余の部分に移設された後に、同国道に隣接する土地（約3ヘクタール）を返還する。

－那覇港湾施設

浦添埠頭地区（約35ヘクタール）への移設と関連して、那覇港湾施設（約57ヘクタール）の返還を加速化するため最大限の努力を共同で継続する。

－住宅統合（キャンプ桑江及びキャンプ瑞慶覧）

平成19年度末までを目途に、キャンプ桑江及びキャンプ瑞慶覧の米軍住宅地区を統合し、これらの施設及び区域内の住宅地区の土地の一部を返還する。（キャンプ瑞慶覧については約83ヘクタール、さらにキャンプ桑江については35ヘクタールが、それぞれ住宅統合により返還される。このキャンプ桑江についての土地面積は、上記のキャンプ桑江の項の返還面積に含まれている。）

訓練及び運用の方法の調整

－県道104号線越え実弾砲兵射撃訓練

平成9年度中にこの訓練が日本本土の演習場に移転された後に、危機の際に必要な砲兵射撃を除き、県道104号線越え実弾砲兵射撃訓練を取り止める。

－パラシュート降下訓練

パラシュート降下訓練を伊江島補助飛行場に移転する。

－公道における行軍

公道における行軍は既に取り止められている。

騒音軽減イニシアティブの実施

－嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置

平成8年3月に日米合同委員会により発表された嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置に関する合意は、既に実施されている。

－KC-130ハーキュリーズ航空機及びAV-8ハリアー航空機の移駐

現在普天間飛行場に配備されている12機のKC-130航空機を、適切な施設が提供された後、岩国飛行場に移駐する。岩国飛行場から米国への14機のAV-8航空機の移駐は完了した。

－嘉手納飛行場における海軍航空機及びMC-130航空機の運用の移転

嘉手納飛行場における海軍航空機の運用及び支援施設を、海軍駐機場から主要滑走路の反対側に移転する。これらの措置の実施スケジュールは、普天間飛行場の返還に必要な嘉手納飛行場における追加的な施設の整備の実施スケジュールを踏まえて決定される。嘉手納飛行場におけるMC-130航空機を平成8年12月末までに海軍駐機場から主要滑走路の北西隅に移転する。

－嘉手納飛行場における遮音壁

平成9年度末までを目途に、嘉手納飛行場の北側に新たな遮音壁を建設する。

－普天間飛行場における夜間飛行訓練の運用の制限

米軍の運用上の即応態勢と両立する範囲内で、最大限可能な限り、普天間飛行場における夜間飛行訓練の運用を制限する。

地位協定の運用の改善

－事故報告

平成8年12月2日に発表された米軍航空機事故の調査報告書の提供手続に関する新しい日米合同委員会合意を実施する。

さらに、良き隣人たらんととの米軍の方針の一環として、米軍の部隊・装備品等及び施設に係る全ての主要な事故につき、日本政府及び適当な地方公共団体の職員に対して適時の通報が確保されるようあらゆる努力が払われる。

－日米合同委員会合意の公表

日米合同委員会合意を一層公表することを追求する。

－米軍の施設及び区域への立入

平成8年12月2日に日米合同委員会により発表された米軍の施設及び区域への立入に関する新しい手続を実施する。

－米軍の公用車両の表示

米軍の公用車両の表示に関する措置についての合意を実施する。全ての非戦闘用米軍車両には平成9年1月までに、その他の全ての米軍車両には平成9年10月までに、ナンバー・プレートが取り付けられる。

－任意自動車保険

任意自動車保険に関する教育計画が拡充された。さらに、米側は、自己の発意により、平成9年1月から、地位協定の下にある全ての人員を任意自動車保険に加入させることを決定した。

－請求に対する支払い

次の方法により、地位協定第18条6項の下での請求に関する支払い手続を改善するよう共同努力を行う。

- ・前払いの請求は、日米両国政府がそれぞれの手続を活用しつつ、速やかに処理し、また、評価する。前払いは、米国の法令によって認められる場合には常に、可能な限り迅速になされる。
- ・米側当局による請求の最終的な裁定がなされる前に、日本側当局が、必要に応じ、請求者に対し無利子の融資を提供するとの新たな制度が、平成9年度末までに導入される。
- ・米国政府による支払いが裁判所の確定判決による額に満たない

過去の事例は極めて少ない。しかし、仮に将来そのような事例が生じた場合には、日本政府は、必要に応じてその差額を埋めるため、請求者に対し支払いを行うよう努力する。

－検査手続

12月2日に日米合同委員会により発表された更改された合意を実施する。

－キャンプ・ハンセンにおける不発弾除去

キャンプ・ハンセンにおいては、米国における米軍の射場に適用されている手続と同等のものである米海兵隊の不発弾除去手続を引き続き実施する。

－日米合同委員会において、地位協定の運用を改善するための努力を継続する。

普天間飛行場に関するSACO最終報告（仮訳）

（この文書は、SACO最終報告の不可分の一部をなすものである。）
（東京、平成8年12月2日）

1. はじめに

- （a）平成8年12月2日に開催された日米安全保障協議委員会（SCC）において、池田外務大臣、久間防衛庁長官、ペリー国防長官及びモンデール大使は、平成8年4月15日の沖縄に関する特別行動委員会（SACO）中間報告及び同年9月19日のSACO現状報告に対するコミットメントを再確認した。両政府は、SACO中間報告を踏まえ、普天間飛行場の重要な軍事的機能及び能力を維持しつつ、同飛行場の返還及び同飛行場に所在する部隊・装備等の沖縄県における他の米軍施設及び区域への移転について適切な方策を決定するための作業を行ってきた。SACO現状報告は、普天間に関する特別作業班に対し、3つの具体的代替案、すなわち（1）ヘリポートの嘉手納飛行場への集約、（2）キャンプ・シュワブにおけるヘリポートの建設、並びに（3）海上施設の開発及び建設について検討するよう求めた。
- （b）平成8年12月2日、SCCは、海上施設案を追求するとのSACOの勧告を承認した。海上施設は、他の2案に比べて、米軍の運用能力を維持するとともに、沖縄県民の安全及び生活の質にも配慮するとの観点から、最善の選択であると判断される。さらに、海上施設は、軍事施設として使用する間は固定施設として機能し得る一方、その必要性が失われたときには撤去可能なものである。
- （c）SCCは、日米安全保障高級事務レベル協議（SSC）の監督の下に置かれ、技術専門家のチームにより支援される日米の作業班（普天間実施委員会（FIG：Futenma Implementation Group）と称する。）を設置する。FIGは、日米合同委員会とともに作業を進め、遅くとも平成9年12月までに実施計画を作成する。この実施計画についてSCCの承認を得た上で、FIGは、日米合同委員会と協力しつつ、設計、建設、試験並びに部隊・装備等の移転について監督する。このプロセスを通じ、FIGはその作業の現状について定期的にSSCに報告する。

2. SCCの決定

- （a）海上施設の建設を追求し、普天間飛行場のヘリコプター運用機能の殆どを吸収する。この施設の長さは約1,500メートルとし、計器飛行への対応能力を備えた滑走路（長さ約1,300メートル）、航空機の運用のための直接支援、並びに司令部、整備、後方支援、厚生機能及び基地業務支援等の間接支援基盤を含む普天間飛行場における飛行活動の大半を支援するものとする。海上施設は、ヘリコプターに係る部隊・装備等の駐留を

支援するよう設計され、短距離で離発着できる航空機の運用をも支援する能力を有する。

- （b）岩国飛行場に12機のKC-130航空機を移駐する。これらの航空機及びその任務の支援のための関連基盤を確保すべく、同飛行場に追加施設を建設する。
- （c）現在の普天間飛行場における航空機、整備及び後方支援に係る活動であって、海上施設又は岩国飛行場に移転されないものを支援するための施設については、嘉手納飛行場において追加的に整備を行う。
- （d）危機の際に必要な可能性のある代替施設の緊急時における使用について研究を行う。この研究は、普天間飛行場から海上施設への機能移転により、現有の運用上の柔軟性が低下することから必要となるものである。
- （e）今後5乃至7年以内に、十分な代替施設が完成し運用可能になった後、普天間飛行場を返還する。

3. 準拠すべき方針

- （a）普天間飛行場の重要な軍事的機能及び能力は今後も維持することとし、人員及び装備の移転、並びに施設の移設が完了するまでの間も、現行水準の即応性を保ちつつ活動を継続する。
- （b）普天間飛行場の運用及び活動は、最大限可能な限り、海上施設に移転する。海上施設の滑走路が短いため同施設では対応できない運用上の能力及び緊急事態対処計画の柔軟性（戦略空輸、後方支援、緊急代替飛行場機能及び緊急時中継機能等）は、他の施設によって十分に支援されなければならない。運用、経費又は生活条件の観点から海上施設に設置することが不可能な施設があれば、現存の米軍施設及び区域内に設置する。
- （c）海上施設は、沖縄本島の東海岸沖に建設するものとし、栈橋又はコーズウェイ（連絡路）により陸地と接続することが考えられる。建設場所の選定においては、運用上の所要、空域又は海上交通路における衝突の回避、漁船の出入、環境との調和、経済への影響、騒音規制、残存性、保安、並びに他の米国の軍事施設又は住宅地区への人員アクセスについての利便性及び受入可能性を考慮する。
- （d）海上施設の設計においては、荒天や海象に対する上部構造物、航空機、装備及び人員の残存性、海上施設及び当該施設に所在するあらゆる装備についての腐食対策・予防措置、安全性、並びに上部構造物の保安を確保するため、十分な対策を盛り込むこととする。支援には、信頼性があり、かつ、安定的な燃料供給、電気、真水その他のユーティリティ及び消耗資材を含めるものとする。さらに、海上施設は、短期間の緊急事態対処活動において十分な独立的活動能力を有するものとする。
- （e）日本政府は、日米安全保障条約及び地位協定に基づき、海上施設その他の移転施設を米軍の使用に供するものとする。また、日米両政府は、海上施設の設計及び取得に係る決定に際し、ライフ・サイクル・コストに係るあらゆる側面について十分な考慮を払うものとする。
- （f）日本政府は、沖縄県民に対し、海上施設の構想、建設場所及び実施日程を含めこの計画の進捗状況について継続的に明らかにしていくものとする。

4. ありうべき海上施設の工法

日本政府の技術者等からなる「技術支援グループ」（TSG）は、政府部外の大学教授その他の専門家からなる「技術アドバイザー・グループ」（TAG）の助言を得つつ、本件について検討を行ってきた。この検討の結果、次の3つの工法がいずれも技術的に実現可能とされた。

- (a) 杭式栈橋方式（浮体工法）：海底に固定した多数の鋼管により上部構造物を支持する方式。
- (b) 箱（ボンツーン）方式：鋼製の箱形ユニットからなる上部構造物を防波堤内の静かな海域に設置する方式。
- (c) 半潜水（セミサブ）方式：潜没状態にある下部構造物の浮力により上部構造物を波の影響を受けない高さに支持する方式。
5. 今後の段取り
- (a) FIGは、SCCに対し海上施設の建設のための候補水域を可能な限り早期に勧告するとともに、遅くとも平成9年12月までに詳細な実施計画を作成する。この計画の作成に当たり、構想の具体化・運用所要の明確化、技術的性能諸元及び工法、現地調査、環境分析、並びに最終的な構想の確定及び建設地の選定という項目についての作業を完了することとする。
- (b) FIGは、施設移設先において、運用上の能力を確保するため、施設の設計、建設、所要施設等の設置、実用試験及び新施設への運用の移転を含む段階及び日程を定めるものとする。
- (c) FIGは、定期的な見直しを行うとともに、重要な節目において海上施設計画の実現可能性について所要の決定を行うものとする。

資料39 SACO最終報告の主な進捗状況

施設名（事業名）	進捗状況
あは 安波訓練場 [全面]	・ 98（平成10）年12月、全面返還（共同使用の解除）
ギンバル訓練場 [全面]	・ 08（平成20）年1月、ヘリコプター着陸帯を金武ブルー・ビーチ訓練場へ、その他の施設をキャンプ・ハンセンへ移設後、返還することで日米合同委員会合意 ・ 11（平成23）年7月、全面返還（約60ha）
そへ 楚辺通信所 [全面]	・ 99（平成11）年4月、アンテナなどの通信設備を含む通信システムなどのキャンプ・ハンセンへの移設後、返還することで日米合同委員会合意 ・ 06（平成18）年6月、駐留軍用地特措法適用土地（約236m ² ）返還 ・ 06（平成18）年12月、残余部分（約53ha）返還〔楚辺通信所全面返還（約53ha）〕
よみたん 読谷補助飛行場 [全面]	・ 02（平成14）年10月、楚辺通信所の移設後、返還することで日米合同委員会合意 ・ 06（平成18）年7月、一部返還（約138ha） ・ 06（平成18）年12月、残余部分（約53ha）返還〔読谷補助飛行場全面返還（約191ha）〕
せなは 瀬名波通信施設 [大部分]	・ 02（平成14）年3月、アンテナ施設などを含む通信システムなどのトリイ通信施設への移設後、大部分返還することで日米合同委員会合意 ・ 06（平成18）年9月、一部返還（マイクロ・ウェーブ塔部分を除く約61ha） ・ 06（平成18）年10月、マイクロ・ウェーブ塔部分の財産をトリイ通信施設へ統合
北部訓練場 [過半]	・ 99（平成11）年4月、7か所のヘリコプター着陸帯を移設などの後、返還することで日米合同委員会合意 ・ 98（平成10）年12月～00（同12）年3月、環境調査（過年度調査） ・ 02（平成14）年11月～04（同16）年3月、環境調査（継続環境調査） ・ 06（平成18）年2月、99（同11）年4月の合意の変更（ヘリコプター着陸帯を7か所から6か所に、造成規模を直径75mから45mに変更）について日米合同委員会合意 ・ 07（平成19）年2～3月、環境影響評価図書公表・閲覧 ・ 07（平成19）年3月、ヘリコプター着陸帯（6か所のうち3か所）の建設の実施について日米合同委員会合意 ・ 07（平成19）年7月、ヘリコプター着陸帯の工事に着手 ・ 08（平成20）年1月、ヘリコプター着陸帯（残り3か所）の建設の実施について日米合同委員会合意
ふてんき 普天間飛行場 [全面] → [全面] ※	※ 13（平成25）年4月、「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」において、返還条件が満たされ、返還のための必要な手続の完了後、22（平成34）年度またはその後に返還可能と記載
くわえ キャンプ桑江 [大部分] → [全面] ※	・ 02（平成14）年7月、青少年センター提供 ・ 03（平成15）年3月、北側部分（約38ha）返還 ・ 05（平成17）年1月、海軍病院及び関連施設の移設・整備について日米合同委員会合意 ・ 06（平成18）年12月、海軍病院の建設の実施について日米合同委員会合意 ・ 08（平成20）年2月、海軍病院の附帯施設（ヘリコプター着陸帯など）の建設の実施について日米合同委員会合意 ・ 08（平成20）年12月、海軍病院の附帯施設（ユーティリティ）の建設の実施について日米合同委員会合意 ・ 09（平成21）年5月、海軍病院の関連施設（独身下士官宿舎など）の建設の実施について日米合同委員会合意 ・ 09（平成21）年10月、海軍病院の関連施設（第1水タンク施設）の建設の実施について日米合同委員会合意 ・ 10（平成22）年10月、海軍病院の関連施設（第2水タンク施設）の建設の実施について日米合同委員会合意 ・ 11（平成23）年9月、海軍病院の関連施設（独身将校宿舎、血液保存施設等）の建設の実施について日米合同委員会合意 ※ 06（平成18）年5月、「再編の実施のための日米ロードマップ」において、全面返還と記載
さきみなと 牧港補給地区 [部分] → [全面] ※	※ 06（平成18）年5月、「再編の実施のための日米ロードマップ」において、全面返還と記載
那覇港湾施設 [全面] → [全面] ※	※ 06（平成18）年5月、「再編の実施のための日米ロードマップ」において、全面返還と記載
住宅統合 キャンプ瑞慶覧 [部分] → [部分] ※	第一段階 ゴルフレンジ地区 ・ 99（平成11）年4月、住宅などの移設・整備について日米合同委員会合意 ・ 02（平成14）年7月、高層住宅2棟提供 ・ 06（平成18）年7月、アンダーパス提供 第二段階 サダ地区 ・ 02（平成14）年2月、住宅などの移設・整備について日米合同委員会合意 ・ 05（平成17）年9月、高層住宅2棟、低層住宅38棟など提供 第三段階 北谷東地区 ・ 04（平成16）年3月、住宅などの移設・整備について日米合同委員会合意 ・ 08（平成20）年6月、低層住宅35棟など提供

施設名（事案名）	進捗状況
住宅統合 キャンプ瑞慶覧 〔部分〕→〔部分〕※	第四段階 普天間地区・アッパープラザ地区 ・05（平成17）年3月、住宅などの移設・整備について日米合同委員会合意 ・10（平成22）年2月、普天間地区・アッパープラザ地区に整備した低層住宅24棟など提供 ※06（平成18）年5月、「再編の実施のための日米ロードマップ」において、キャンプ瑞慶覧は部分返還と記載
県道104号線越え 実弾砲兵射撃訓練	・97（平成9）年度、本土の5演習場に移転
パラシュート降下訓練	・00（平成12）年7月以降、伊江島補助飛行場において移転訓練を実施
嘉手納飛行場における 遮音壁の設置	・00（平成12）年7月、提供
嘉手納飛行場における 海軍駐機場の移転	・08（平成20）年9月、洗機施設提供 ・09（平成21）年2月、海軍駐機場の移転について日米合同委員会合意 ・10（平成22）年10月、敷地造成、駐機場・誘導路などの建設の実施について日米合同委員会合意 ・11（平成23）年4月、駐車場およびユーティリティの建設の実施について日米合同委員会合意
KC-130 航空機の移駐※	※06（平成18）年5月、「再編の実施のための日米ロードマップ」において、KC-130飛行隊、司令部、整備支援施設および家族支援施設とともに、岩国飛行場を拠点とし、航空機は、訓練および運用のため、海自鹿屋基地およびグアムに定期的にローテーションで展開と記載

資料40 嘉手納以南 施設・区域の返還時期（見込み）

施設・区域の返還時期（見込み）一覧表

必要な手続の完了後に速やかに返還可能となる区域		
キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）の西普天間住宅地区		2014年度またはその後
牧港補給地区（キャンプ・キンザー）の北側進入路		2013年度またはその後
牧港補給地区（キャンプ・キンザー）の第5ゲート付近の区域		2014年度またはその後
キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）の施設技術部地区内の倉庫地区の一部		2019年度またはその後 ¹
沖縄において代替施設が提供され次第、返還可能となる区域		
キャンプ桑江（キャンプ・レスター）		2025年度またはその後
キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）のロウワー・プラザ住宅地区		2024年度またはその後
キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）の喜舎場住宅地区の一部		2024年度またはその後
キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）のインダストリアル・コリドー		2024年度またはその後 ^{2、3}
牧港補給地区（キャンプ・キンザー）の倉庫地区の大半を含む部分		2025年度またはその後
那覇港湾施設		2028年度またはその後
陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム		2022年度またはその後
普天間飛行場		2022年度またはその後
米海兵隊の兵力が沖縄から日本国外の場所に移転するにともない、返還可能となる区域		
キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）の追加的な部分		—
牧港補給地区（キャンプ・キンザー）の残余の部分		2024年度またはその後 ⁴

- （注） 1 白比川沿岸区域も同時期に返還可能
2 この区域にある海兵隊の後方支援部隊の一部は日本国外の場所への移転が予想されている。移転のおおよその返還時期への影響を最小限に抑える取組を行うが、移転の進展に応じて移設手順が変更されることがある。
3 インダストリアル・コリドー南側部分に隣接する地区も同時期に返還可能
4 米海兵隊の日本国外の場所への移転に関する計画は、決定されていない。移転の進展に応じて移設手段が変更されることがある。

資料41 第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定

※漢数字は、数字に置き換えた。
(平成21年2月17日署名)

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、

1960年1月19日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づく日米安全保障体制が共通の安全保障上の目標を達成するための基礎であることを確認し、

2006年5月1日の日米安全保障協議委員会の会合において、関係閣僚が、安全保障協議委員会文書「再編の実施のための日米ロードマップ」(以下「ロードマップ」という。)に記載された再編案の実施が同盟関係における協力において新たな段階をもたらすものであり、かつ、沖縄県を含む地域社会の負担を軽減し、もって安全保障上の同盟関係に対する国民の支持を高める基礎を提供するものであると認識したことを想起し、

グアムが合衆国海兵隊部隊の前方での駐留のために重要であって、その駐留がアジア太平洋地域における安全保障についての合衆国の約束に保証を与え、かつ、この地域における抑止力を強化するものであると両政府が認識していることを強調し、

ロードマップにおいて、沖縄における再編との関係で兵力の削減及びグアムへの移転の重要性が強調され、並びに第3海兵機動展開部隊の要員約8千人及びその家族約9千人が部隊としての一体性を維持するような方法で2014年までに沖縄からグアムに移転することが記載されていることを再確認し、また、このような移転が嘉手納飛行場以南の施設及び区域の統合並びに土地の返還を実現するものであることを認識し、

ロードマップにおいて、合衆国海兵隊CH-53Dヘリコプターは第3海兵機動展開部隊の要員が沖縄からグアムに移転する際に海兵隊岩国飛行場からグアムに移転し、KC-130飛行隊はその司令部、整備のための施設及び家族のための施設と共に海兵隊岩国飛行場を本拠とし、並びにその航空機は訓練又は運用のために海上自衛隊鹿屋基地及びグアムに交替で定期的に展開することが記載されていることを想起し、

ロードマップにおいて、第3海兵機動展開部隊のグアムへの移転のための施設及び基盤の整備に係る費用の見積額102億7千万合衆国ドル(10,270,000,000ドル)のうち、日本国は、沖縄県の住民が同部隊の移転が速やかに実現されることを強く希望していることを認識して、同部隊の移転を可能とするようグアムにおける施設及び基盤を整備するため、合衆国の2008会計年度ドルで28億合衆国ドル(2,800,000,000ドル)の直接的に提供する資金を含む60億9千万合衆国ドル(6,090,000,000ドル)を提供することが記載されていることを再確認し、

また、合衆国は、グアムへの移転のための施設及び基盤の整備に係る費用の残額、すなわち、合衆国の2008会計年度ドルで算定して31億8千万合衆国ドル(3,180,000,000ドル)の財政支出に道路の整備のための約10億合衆国ドル(1,000,000,000ドル)を加えた額を拠出することがロードマップに記載されていることを再確認し、

ロードマップにおいて、その全体が一括の再編案となっている中で、沖縄に関連する再編案は、相互に関連していること、すなわち、嘉手納飛行場以南の施設及び区域の統合並びに土地の返還は、第3海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転を完了することにかかっており、並びに同部隊の沖縄からグアムへの移転は、(1) 普天間飛行場の代替施設の完成に向けての具体的

な進展並びに(2) グアムにおいて

必要となる施設及び基盤の整備に対する日本国の資金面での貢献にかかっていることが記載されていることを想起して、次のとおり協定した。

第一条

- 1 日本国政府は、第九条1の規定に従い、アメリカ合衆国政府に対し、第3海兵機動展開部隊の要員約8千人及びその家族約9千人の沖縄からグアムへの移転(以下「移転」という。)のための費用の一部として、合衆国の2008会計年度ドルで28億合衆国ドル(2,800,000,000ドル)の額を限度として資金の提供を行う。
- 2 日本国の各会計年度において予算に計上されるべき日本国が提供する資金の額は、両政府間の協議を通じて日本国政府が決定し、及び日本国の各会計年度において両政府が締結する別途の取極(以下「別途の取極」という。)に記載する。

第二条

アメリカ合衆国政府は、第九条2の規定に従い、グアムにおける施設及び基盤を整備する同政府の事業への資金の拠出を含む移転のために必要な措置をとる。

第三条

移転は、ロードマップに記載された普天間飛行場の代替施設の完成に向けての日本国政府による具体的な進展にかかっている。日本国政府は、アメリカ合衆国政府との緊密な協力により、ロードマップに記載された普天間飛行場の代替施設を完成する意図を有する。

第四条

アメリカ合衆国政府は、日本国が提供した資金及び当該資金から生じた利子を、グアムにおける施設及び基盤を整備する移転のための事業にのみ使用する。

第五条

アメリカ合衆国政府は、日本国の提供する資金が拠出される移転のための事業に係る調達を行う過程に参加するすべての者が公正、公平かつ衡平に取り扱われることを確保する。

第六条

日本国政府は日本国防衛省を実施当局に指定し、アメリカ合衆国政府はアメリカ合衆国防務省を実施当局に指定する。両政府は、実施当局が従うべき実施のための指針及び次条1(a)に規定する個別の事業について専門家間で協議を行う。そのような協議を通じて、アメリカ合衆国政府は、日本国政府が当該事業の実施に適切な方法で関与することを確保する。

第七条

- 1 (a) 日本国の各会計年度において日本国の提供する資金が拠出される個別の事業は、両政府間で合意し、及び別途の取極に記載する。
(b) アメリカ合衆国政府は、日本国政府が資金の提供を行う合衆国財務省勘定を維持する。アメリカ合衆国政府は、当該勘定の下に日本国の各会計年度において日本国が提供する資金のための小勘定を開設し、及び維持する。
- 2 日本国が提供した資金及び個別の事業に支払うことが契約上約束された当該資金から生じた利子は、前条に規定する実施当局の

間で合意される指数を用いた計算方法に基づき、合衆国の2008会計年度ドルで28億合衆国ドル（2,800,000,000ドル）の額を限度として日本国が提供すべき資金の総額に繰り入れられる。

- 3 (a) (b) に規定する場合を除くほか、日本国の同一の会計年度において日本国の提供した資金が拠出されたすべての個別の事業に係るすべての契約の終了後に日本国が提供した資金に未使用残額がある場合には、アメリカ合衆国政府は、日本国政府に対し、当該未使用残額を返還する。契約の終了は、更なる財政上及び契約上の責任からアメリカ合衆国政府を解除する文書の受領によって証明されるものとする。
- (b) アメリカ合衆国政府は、未使用残額を、日本国政府の実施当局の同意を得て、日本国の同一の会計年度において日本国の提供した資金が拠出された他の個別の事業のために使用することができる。
- 4 (a) (b) に規定する場合を除くほか、日本国の提供した資金が拠出された最後の個別の事業に係るすべての契約の終了後、アメリカ合衆国政府は、日本国政府に対し、日本国が提供した資金から生じた利子を返還する。契約の終了は、更なる財政上及び契約上の責任からアメリカ合衆国政府を解除する文書の受領によって証明されるものとする。
- (b) アメリカ合衆国政府は、日本国が提供した資金から生じた利子を、日本国政府の実施当局の同意を得て、日本国の提供した資金が拠出された事業のために使用することができる。
- 5 アメリカ合衆国政府は、日本国政府に対し、毎月、合衆国財務省勘定（日本国が提供した資金に関係するすべての小勘定を含む。）における取引に関する報告書を提出する。

第八条

アメリカ合衆国政府は、同政府が日本国の提供した資金が拠出された施設及び基盤に重大な影響を与えるおそれのある変更を検討する場合には、日本国政府と協議を行い、かつ、日本国の懸念を十分に考慮に入れて適切な措置をとる。

第九条

- 1 第一条1に規定する日本国の資金の提供は、第二条に規定する措置においてアメリカ合衆国政府による資金の拠出があることを条件とする。
- 2 第二条に規定する合衆国の措置は、(1) 移転のための資金が利用可能であること、(2) ロードマップに記載された普天間飛行場の代替施設の完成に向けての日本国政府による具体的な進展があること及び(3) ロードマップに記載された日本国の資金面での貢献があることを条件とする。

第十条

両政府は、この協定の実施に関して相互に協議する。

第十一条

この協定は、日本国及びアメリカ合衆国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

資料42 第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書

※漢数字は、数字に置き換えた。

(平成25年10月3日署名)

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、2009年2月17日に東京で署名された第3海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（以下「協定」という。）に鑑み両政府がとるべき更なる措置に関して協議することを特に公表した2012年4月27日付の日米安全保障協議委員会の共同発表を想起し、

協定を改正することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

協定前文中第5段落から第9段落までを削り、第4段落の次に次の6段落を加える。

日米安全保障協議委員会が2012年4月27日付の共同発表（以下「共同発表」という。）においてロードマップにその概要が示された計画を調整することを決定し、並びにその調整の一部として、第3海兵機動展開部隊の要員の沖縄からグアムへの移転及びその結果生ずる嘉手納飛行場以南の土地の返還の双方を普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すことを決定したことを想起し、

共同発表において、合計約9千人の第3海兵機動展開部隊の要員がその家族と共に沖縄から日本国外の場所に移転することが確認されたことを認識し、

共同発表において、第3海兵機動展開部隊のグアムへの移転のための施設及び基盤の整備に係る費用の暫定的な見積額である合衆国の2012会計年度ドルで86億合衆国ドル（8,600,000,000ドル）のうち、日本国は、沖縄県の住民が同部隊の移転が可能な限り速やかに完了することを強く希望していることを認識して、同部隊の移転を可能とするようグアム及び北マリアナ諸島連邦における施設及び基盤を整備するため、合衆国の2008会計年度ドルで28億合衆国ドル（2,800,000,000ドル）（合衆国の2012会計年度ドルで31億2,188万7,855合衆国ドル（3,121,887,855ドル））の額を限度として直接的に資金を提供することが確認されたことを再確認し、また、共同発表において、合衆国が第3海兵機動展開部隊のグアムへの移転のための残余の費用を拠出し、及びいかなる追加の費用も拠出することが確認されたことを再確認し、

共同発表において、両政府は日本国の自衛隊及び合衆国軍隊が共同で使用する施設としてグアム及び北マリアナ諸島連邦における訓練場を整備することについての協力を検討することが公表されたことを想起し、

ロードマップにその概要が示された計画であって調整されたものの、共同発表並びに2013年4月に公表された沖縄における施設及び区域に関する統合計画の下で、嘉手納飛行場以南の施設及び区域の統合並びに土地の返還の一部は、第3海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からの移転にかかっており、

並びに同部隊の沖縄からグアムへの移転は、グアムにおいて必要となる施設及び基盤の整備に対して日本国が直接的に提供する資金並びにアメリカ合衆国政府による必要な措置にかかっていることを想起して、

第二条

協定第一条1中「第3海兵機動展開部隊の要員約8千人及びその

家族約9千人」を「第3海兵機動展開部隊の要員及びその家族」に改める。

第三条

協定第二条中「グアムにおける施設及び基盤」を「グアム及び北マリアナ諸島連邦における施設及び基盤」に改める。

第四条

協定第三条を削る。

第五条

協定第四条中「グアムにおける施設及び基盤」を「グアム及び北マリアナ諸島連邦における施設及び基盤」に改め、同条に後段として次のように加える。

当該施設には、グアム及び北マリアナ諸島連邦における訓練場を含めることができる。

第六条

協定第四条を第三条とし、同条の次に次の一条を加える。

第四条

アメリカ合衆国政府は、グアム及び北マリアナ諸島連邦における訓練場（その整備に対して日本国が提供した資金及び当該資金

から生じた利子が拠出されたものを含む。）を使用するための日本国政府による要請を、合理的なアクセスを認める意図をもって好意的に考慮する。

第七条

協定第九条2を次のように改める。

2 第二条に規定する合衆国の措置は、移転のための資金（（1）合衆国の資金及び（2）第一条1に規定する日本国が提供した資金を含むことができる。）が利用可能であることを条件とする。

第八条

この議定書の効力が生ずる日前又は以後に協定第一条1の規定に従い日本国政府が提供した資金、当該資金から生じた利子及び当該資金が拠出された事業について、この議定書による改正後の協定を適用することが確認される。

第九条

この議定書は、日本国及びアメリカ合衆国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この議定書は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生じ、協定の効力の存続期間中効力を有する。

資料43 多国間安全保障対話の主要実績（アジア太平洋地域・最近5年間）

(2009.4.1～2014.6.30)

	項 目	実 績
アジア太平洋地域における 安保対話への参加	政府間 ○ 拡大ASEAN国防相会議（ADMM プラス） ・閣僚会合 ・高級事務レベル会合（ADSOM プラス） ・高級事務レベル会合作業部会（ADSOM プラスWG） ・専門家会合（EWG） ・海上安全保障EWG ・防衛医学EWG ・カウンターテロリズムEWG ・人道支援・災害救援EWG ・平和維持活動EWG ・地雷処理EWG ○ ASEAN地域フォーラム（ARF） ・高級事務レベル会合（ARF・SOM） ・信頼醸成に関する会期間支援グループ（ARF・ISG）	(10.10、13.8) (11.4、12.4、13.4、14.4) (10.12、11.2、12.2、13.2、13.3、14.2) (11.7、12.2、12.9、12.11、13.5、13.9、14.1、14.6) (11.7、12.7、13.10、14.6) (11.9、12.4、13.3) (11.11、12.8、14.1) (11.11、12.6、12.11、13.4、14.2) (14.6) (09.5、10.5、11.6、12.5、13.5、14.6) (09.4、09.11、10.3、10.11、11.4、11.12、12.5、13.3、14.4)
	民間主催 ・IISS アジア安全保障会議（シャングリラ会合）	(09.5、10.6、11.6、12.6、13.6、14.6)
防衛省主催による 安保対話	○ 日・ASEAN諸国防衛当局次官級会合 ○ 共通安全保障課題に関する東京セミナー ○ アジア太平洋地域防衛当局者フォーラム（東京ディフェンス・フォーラム） ○ アジア太平洋地域防衛当局者フォーラム分科会（東京ディフェンス・フォーラム分科会） ○ 国際防衛学セミナー ○ 国際士官候補生会議	(10.3、11.9、13.3、14.2) (10.3、11.9、13.3) (09.10、10.9、12.3、12.10、13.10) (09.7) (09.7、10.7、11.7、12.7) (10.3、11.3、12.2、13.2)

資料44 留学生受入実績（平成25年度）

（単位：人）

国名 機関名	タイ	フィリピン	インド ネシア	インド	米国	パキスタン	フランス	ベトナム	韓国	モンゴル	オースト ラリア	カンボジア	東ティ モール	ラオス	小計
防衛研究所	1		1		3				1		1				9
防衛大学校	5	2	4		5		8	11	4	3	1	2	2	2	49
陸上自衛隊 （幹部学校等）	1			1	3	4			3	1	1	1			15
海上自衛隊 （幹部学校等）	1								1						2
航空自衛隊 （幹部学校等）	2			1					4						7
統合幕僚学校									1						1
合 計	10	2	5	2	11	4	8	11	14	4	3	3	2	2	81

資料45 防衛省主催による多国間安全保障対話

（2009.4.1～2014.6.30）

安全保障対話		概 要	最近の状況
防衛省主催	内部部局など		
	日・ASEAN諸国防衛当局次官級会合	防衛省の主催により、09年から開催し、ASEAN諸国の防衛当局の次官級をわが国に招き、地域の安全保障上の課題について率直な対話を行い、緊密な人的関係の構築を通じて多国間・二国間の関係強化を図ることを目的としている。	14年2月、ASEAN地域の10か国およびASEAN事務局の参加を得て、第5回会合を沖縄において開催し、「能力構築支援の今後の在り方」および「非伝統的安全保障分野における日ASEAN装備・技術協力の可能性」の議題のもと、出席者の間で率直かつ建設的な意見交換を行った。
	共通安全保障課題に関する東京セミナー	防衛省の主催により、09年から開催し、国内外から有識者および防衛当局者を招き、地域の共通の安全保障課題と地域協力の促進のための方策などをテーマとして広く一般に公開して開催されるセミナーであり、地域協力促進に向けてオープンな形で意見を交換する場としている。	13年3月、国内外から有識者および防衛当局者の参加を得て、「アジア太平洋地域の安全保障－日本とASEANの今後の役割」と題して議論を行い、安全保障環境改善のための取組に資するとともに、地域における対話・協力の促進に寄与した。
	アジア太平洋地域防衛当局フォーラム（東京ディフェンス・フォーラム）	防衛省の主催により、96年から毎年開催し、アジア太平洋地域の防衛政策、防衛交流担当局長クラスの参加を得て、防衛面に焦点を当てた信頼醸成措置への取組などに関する意見を交換する場としている。	13年10月、アジア太平洋地域の21か国（日本を含む。）とEUのほか、赤十字国際委員会（ICRC）の参加を得て、第18回フォーラムを開催し、「平時における人道支援・災害救援（HA/DR）への備え」および「HA/DRにおける地域枠組みの役割」について意見交換を行った。
	アジア太平洋地域多国間協力プログラム（MCAP）Multinational Cooperation program in the Asia Pacific	陸自の主催により、14年度から毎年開催し、アジア太平洋地域の主要国などから軍人などの実務者を招き、地域各国に共通する課題に対する多国間による具体的な協力・取組について意見を交換する場としている。	13年8月、過去最多となるアジア太平洋地域などの25か国から軍人および文民組織5団体の参加を得て、「アジア太平洋地域の一層の安定に向けて～HA/DRの実効性向上のための陸軍種協力～」をテーマとして意見交換を行った。
	陸上自衛隊		
	陸軍兵站実務者交流（MLST）Multilateral Logistics Staff Talks	陸自の主催により、97年度から毎年開催し、アジア太平洋地域および欧州地域の主要国などから兵站実務者を招き、兵站体制に関する意見を交換する場としている。	13年11月、過去最多となるアジア太平洋地域および欧州地域の15か国からの兵站実務者等の参加を得て、第17回陸軍兵站実務者交流を開催し、「アジア太平洋地域における人道支援・災害救援にかかる兵站協力」をテーマとして基調講演、意見交換を行った。
海上自衛隊	指揮幕僚課程学生多国間セミナー	陸自の主催により、01年から毎年開催し、アジア太平洋地域などの陸軍大学学生などの参加を得て、部隊訓練のあり方などに関する意見を交換する場としている。	13年8月、アジア太平洋地域15か国の陸軍大学学生などの参加を得て、第13回指揮幕僚課程学生多国間セミナー（The 13th Army Command and General Staff College Seminar）を開催し、多国間環境下における国際平和協力活動などにおけるリーダーシップ・チームワークをテーマとして意見交換を行った。
	アジア・太平洋諸国海軍大学セミナー	海自の主催により、98年から毎年開催し、アジア太平洋諸国の海軍大学などから関係者の参加を得て、学校教育および学校研究の資を得ることおよびセミナー参加国との防衛交流および相互理解の推進への寄与を目的に、海軍力の果たす役割などに関し、意見を交換する場としている。	14年2月、14か国からの参加者を得て、第17回のセミナーを開催し、「アジア太平洋地域における海洋安全保障の『将来』」をテーマとして、伝統的な安全保障、トランスナショナルな課題、人道支援・災害救援、PKOに関して意見交換を行った。 なお、省庁間協力の一環として、海上保安庁からも参加を得た。

安全保障対話			概 要	最近の状況
防衛省主催	海上自衛隊	指揮幕僚課程学生多国間セミナー（西太平洋次世代海軍士官短期交流プログラム WPNS STEP） Western Pacific Naval Symposium Short Term Exchange Program for Officers of the Next Generations	海自の主催により、00年から毎年開催していたWPNS SONG（Seminar for Officers of the Next Generations）をさらに発展させ、開催期間を従来の倍の2週間とし、さらに参加国を中東、南アジアを含むまでに拡大した。参加者相互の理解を促進することおよび参加各国軍人に海自の現状および日本の歴史、文化などについての認識を深めさせることを目的に、地域安全保障や海軍におけるリーダーシップなどに関し、意見を交換する場としている。	13年10月、22か国の若手海軍軍人の参加を得て、第3回のプログラムを開催し、日本の安全保障政策や海自の現状に関する講義および各参加者によるプレゼンテーションを実施したほか、意見交換を行った。
		国際航空防衛教育セミナー	空自の主催により、96年から毎年開催し、アジア太平洋地域を中心とした空軍大学関係者などの参加を得て、幹部教育などに関する意見を交換する場としている。	13年11月、6か国を招へいし、第18回目のセミナーを開催し、「各国空軍大学におけるリーダーシップの教育」「各国の空軍ドクトリンの概要および教育のあり方」をメインテーマとして意見交換を行った。
	航空自衛隊	指揮幕僚課程学生多国間セミナー	空自の主催により、01年から毎年開催し、アジア太平洋地域などの空軍大学学生などの参加を得て、安全保障と各国の役割などに関する意見を交換する場としている。	13年10月、アジア太平洋地域14か国の空軍大学学生などの参加を得て第13回セミナーを開催し、「各国空軍の現状、課題および今後の方向性（国際平和協力活動を含む。）」をテーマとして意見交換を行った。
		国際防衛学セミナー	防大の主催により、96年から開催し、アジア太平洋地域の士官学校などの代表者を招へいして、国際情勢および安全保障などに関する討議を行う場としている。	13年7月、17か国を招へいし、第18回目のセミナーを開催し、「拡大・多様化する軍の任務・役割に適合するために強化すべき軍の能力・機能と士官学校教育」をテーマとして意見交換を行った。
	防衛大学校	国際士官候補生会議	防大の主催により、98年から毎年開催し各国の士官候補生を招いて、21世紀における軍隊などに関する意見を交換する場としている。	14年3月、17か国を招へいし、第17回目の会議を開催し、「リーダーシップと士官候補生のあるべき姿」をテーマとして意見交換を行った。
		安全保障国際シンポジウム	防研の主催により、99年から毎年開催し、各国の研究者などの参加を得て、公開の場で報告と意見交換を行い、一般国民の安全保障に対する認識を深めることなどを目的として行っている。	13年11月、米国、オーストラリア、韓国、インド、シンガポールおよび国内から著名な研究者・実務者を招き、「アジア太平洋地域の多国間協力の可能性—安全保障観の相違を超えて」を主題として意見交換を行った。
	防衛研究所	国際安全保障コロシアム	防研の主催により、99年から毎年開催し、国内外の複数の有識者を招いて、安全保障問題に関するより高度かつ専門的な報告および討議を行う場としている。	12年10月、米国、オーストラリア、韓国、英国、スウェーデン、インドの研究者・実務者を招くとともに、国内の専門家を交えて、「防衛力の変革の方向性と克服すべき課題」を議題として意見交換を行った。
		戦争史研究国際フォーラム	防研の主催により、02年から毎年開催し、軍関係研究者などの参加を得て、戦争史の比較による相互理解などを目的として行っている。	13年9月、米国、英国、オーストラリアおよび国内の研究者を招き、「島嶼問題をめぐる外交と戦いの歴史的考察」を議題として意見交換を行った。
		アジア太平洋安全保障ワークショップ	アジア太平洋地域が共通に直面している新たな安全保障問題についてワークショップ形式の研究会を行っている。	13年1月、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、カンボジア、ミャンマー、インド、パキスタン、中国の研究者を招き、「アジア太平洋諸国の安全保障課題と国防部門への影響」を議題に意見交換を行った。

資料46 その他の国家間安全保障対話など

その他の多国間対話など			概 要
政府主催	内部部局など	アジア太平洋防衛分析会議（AMORS） Asia-Pacific Military Operations Research Symposium	参加国の持ち回り開催により、アジア太平洋諸国が参加して防衛オペレーションズ・リサーチ技法に関する情報交換などを行う場である。93年の第2回から参加している。
		ブトラジャヤ・フォーラム	マレーシア国防省国防安全保障研究所主催により、ADMMプラス国を中心とした国防関係者の参加を得て、地域の安全保障に関して意見交換を行う場である。10年の第1回から参加している。
	ジャカルタ国際防衛ダイアログ（JIDD） Jakarta International Defence Dialogue		インドネシア国防省（インドネシア国防大学企画）主催により、ADMMプラス国を中心とした各国の国防大臣、総参謀長などの参加を得て、地域の安全保障などに関して意見交換を行う場である。11年の第1回から参加している。
	統合幕僚監部	アジア太平洋諸国参謀総長等会議（CHOD） Asia-Pacific Chief of Defense Conference	米国の主催または参加国との持ち回り共催により毎年開催され、アジア太平洋諸国の参謀総長などが安全保障分野における意見交換を行う場である。98年の第1回から参加している。
		アジア太平洋地域後方補給セミナー（PASOLS） Pacific Area Senior Officer Logistics Seminar	米国と会員国の持ち回り共催により、アジア太平洋地域諸国が参加して後方支援活動に関する情報交換などを行う場である。正式会員国としては95年の第24回から参加している。07年の第36回セミナーは、わが国において28か国および2国際機関の参加を得て開催された。
	陸上自衛隊	太平洋地域陸軍参謀総長等会議（PACC） Pacific Armies Chiefs Conference	米国と参加国の持ち回り共催により、PAMS開催に合わせて隔年ごとに開催される太平洋地域の各陸軍参謀総長などの意見交換の場である。99年の第1回から参加している。09年は、日本が初めて主催した。
		太平洋地域陸軍管理セミナー（PAMS） Pacific Armies Management Seminar	米国と参加国の持ち回り共催により、アジア太平洋地域の各国陸軍が地上部隊を育成するための効率的で経済的な管理技法に関して情報交換を行う場である。93年の第17回から参加している。09年の第33回会議は日本においてPACCと同時開催された。

その他の多国間対話など			概 要
政府主催	陸 上 自衛隊	太平洋地上軍シンポジウム (LANPAC) (Land Forces Pacific)	米陸軍協会 (AUSA) が主催するシンポジウムであり、13年4月に初開催された。平成25年度の第2回シンポジウムにおいては、陸幕長がゲストスピーカーとして公式招待され、「HA/DRにおける日米協力の現状と今後」をテーマにスピーチを行い、米太平洋陸軍司令官をはじめとする各国の参加者から多くの賛同を得た。
	海 上 自衛隊	国際シーパワーシンポジウム (ISS) International Sea power Symposium	米国の主催により隔年ごとに開催され、各国海軍参謀総長などが海軍の共通の課題について意見交換を行う場である。69年の第1回から参加している。
		西太平洋海軍シンポジウム (WPNS) Western Pacific Naval Symposium	参加国の持ち回り開催により、ISSの行われない年に西太平洋諸国の海軍参謀総長などが意見交換を行う場である。90年の第2回から参加している。
		西太平洋国際掃海セミナー International MCM Seminar	WPNS参加国の持ち回り開催により、西太平洋掃海訓練が行われない年に、掃海に関して意見交換を行う場である。00年の第1回から参加している。07年10月には、海自主催で横須賀においてセミナーを実施した。
		アジア太平洋潜水艦会議 Asia Pacific Submarine Conference	米国の主催または、アジア太平洋地域の参加国の持ち回り開催により主催され、潜水艦救難などを中心に意見交換を行う場である。01年の第1回から参加しており、06年10月には海自主催で実施した。
		インド洋海軍シンポジウム (IONS) Indian Ocean Naval Symposium	参加国の持ち回り主催により隔年で開催され、インド洋沿岸国の海軍参謀長などがインド洋における海洋安全保障について意見交換を行う場である。12年の第3回から参加している。
	航 空 自衛隊	太平洋地域空軍参謀総長等シンポジウム (PACS) Pacific Air Chiefs Symposium	米国の主催により隔年ごとに開催され、各国空軍参謀総長などが共通の課題について意見交換を行う場である。89年の第1回から参加している。
		環太平洋空軍シンポジウム PACRIM Airpower Symposium	米国と参加国の持ち回り共催により毎年開催 (96年および97年は2回開催) され、環太平洋地域の空軍作戦部長が意見交換を行う場である。95年の第1回から参加している。
	情 報 本 部	アジア太平洋地域情報部長等会議 (APICC) Asia-Pacific Intelligence Chiefs Conference	太平洋軍司令部と参加国との持ち回り共催による、アジア太平洋地域などの各国国防機関の情報部長などによる意見交換会議である。地域の安全保障上の課題について意見交換を行うとともに、各国間の信頼関係の醸成と情報の共有に資することを目的としている。11年2月には情報本部が初めて共催し、28か国が参加した。
民間主催	IISS アジア安全保障会議 (シャングリラ会合)		英国の国際戦略研究所の主催により、02年から開催され、アジア太平洋地域などの国防大臣などの参加を得て、地域の安全保障に関する問題について意見交換を行う場であり、02年の第1回から参加している。
	地域安全保障サミット (マナーマ対話)		英国の国際戦略研究所の主催により、04年から毎年開催。湾岸諸国の外務・国防・安保・情報関係者を中心に地域の安全保障に関する問題について意見交換を行う場であり、09年の第6回に防衛省の政務レベルとして初めて防衛副大臣が参加し、10年の第7回に防衛大臣政務官が参加した。11年は開催なし。
	ミュンヘン安全保障会議		62 (昭和37) 年に発足した欧米における安全保障に関する最も権威ある国際会議の一つであり、開催国のドイツをはじめ、米、英、仏などのNATO諸国、露、中東欧諸国の閣僚、国会議員、国防当局幹部など各国要人が出席しており、09年の第45回にわが国の防衛大臣が初めて参加した。
	ハリファックス国際安全保障会議		ハリファックス・インターナショナル・セキュリティ・フォーラムがカナダ国防省の後援を得て主催し、米欧諸国から多くの政府関係者 (EU各国NATO担当相・国防相) の参加を得て、安全保障などに関して意見交換を行う場である。09年の第1回から参加している。
	北東アジア協力ダイアログ (NEACD) The Northeast Asia Cooperation Dialogue		米カリフォルニア大学サンディエゴ校の世界紛争・協力研究所 (IGCC) が中心となり、参加国 (中国、北朝鮮、日本、韓国、ロシアおよび米国) から民間研究者や政府関係者が参加して、この地域の安全保障情勢や信頼醸成措置などについて自由に意見交換を行う場である。93年の第1回から参加している。

資料47 多国間共同訓練の参加など (最近3年間)

(2011.4.1～2014.6.30)

訓 練 名	時期 (場所)	参 加 国	自衛隊参加部隊など
コブラ・ゴールド	12.2 (タイ)	日本、米国、タイ、インドネシア、韓国、マレーシア、シンガポールなど	統幕、陸幕、航空支援集団、中央即応集団、内局など
	13.2 (タイ)	日本、米国、タイ、インドネシア、韓国、マレーシア、シンガポールなど	統幕、陸幕、航空支援集団、中央即応集団、内局など
	14.2 (タイ)	日本、米国、タイ、インドネシア、韓国、マレーシア、シンガポール、中国など	統幕、陸幕、航空支援集団、中央即応集団、内局など
パシフィック・パートナーシップ	11.6～7 (東ティモール、ミクロネシア)	日本、米国、オーストラリア、カナダ、インドネシア、マレーシア、ニュージーランド、スペインなど	人員 約10名
	12.6～7 (フィリピン、ベトナム)	日本、米国、オーストラリア、カナダ、チリ、マレーシア、オランダ、ニュージーランド、シンガポールなど	艦艇 1隻 航空機 6機 (人員輸送) 人員 約50名
	13.6～7 (トンガ・ババニューギニア)	日本、米国、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、フランス、マレーシア、シンガポールなど	艦艇×1、航空機×2、人員 約40名
ASEAN地域フォーラム (ARF) 災害救援実動演習	13.5 (タイ)	日本、タイ、韓国、ARF各国	統幕、陸幕、内局、中央即応集団、中部方面隊、航空支援集団、自衛隊阪神病院 約50名 航空機1機
ASEAN 災害救援実動演習	14.4～5 (タイ)	タイ、マレーシア、日本、カンボジア、ブルネイ、シンガポール、インドネシア、フィリピン、ミャンマー、ラオス、ベトナム、中国、米国、フランス、EU、カナダ	人員 7名

訓 練 名		時 期（場所）	参 加 国	自衛隊参加部隊など
ADMM プラス 人道支援・災害救援／防衛医学演習		13.6（ブルネイ）	日本、ブルネイ、シンガポール、中国、ベトナム、オーストラリア、インド、インドネシア、マレーシア、ミャンマー、ニュージーランド、フィリピン、韓国、タイ、米国、カンボジア、ロシア、ラオス	統幕、陸幕、海幕、空幕、中央即応集団、自衛艦隊、東北方面隊
		防衛医学じ後研究会 13.10（シンガポール）	日本、ブルネイ、シンガポール、中国、ベトナム、オーストラリア、インド、インドネシア、マレーシア、ミャンマー、ニュージーランド、フィリピン、韓国、タイ、米国、カンボジア、ロシア、ラオス	統幕、陸幕、空幕
ADMM プラス対テロ演習		13.9（インドネシア）	オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、中国、インド、インドネシア、ラオス、マレーシア、ニュージーランド、ベトナム、タイ、シンガポール、ロシア、米国、韓国、フィリピン、ミャンマー、日本	統幕、中央即応集団、内局 人員 3名
多国間共同訓練 GPOI （Global Peace Operations Initiative） キャップストーン演習	ア ヤ ラ・ガーディアン11	11.6（タイ）	日本、タイ、米国、バングラデシュ、インドネシア、マレーシア、モンゴル、ネパール、フィリピン、ベトナムなど	人員 約10名 ※オブザーバーを含む
	シャンティ・テュード-3	12.2～3（バングラデシュ）	日本、バングラデシュ、ブルネイ、インドネシア、マレーシア、ネパールなど	人員 4名
	シャンティ・プレイヤー2	13.3～4（ネパール）	日本、バングラデシュ、カンボジア、インド、インドネシア、ヨルダン、マレーシア、モンゴル、フィリピン、スリランカ、韓国、タイ、ベトナムなど	統幕、統幕学校、中央即応集団、陸自北部方面隊 約40名
多国間共同訓練 （カーン・クレスト）		11.7（モンゴル）	日本、米国、モンゴル、カンボジア、インド、韓国、インドネシア	人員 2名
		12.8（モンゴル）	日本、米国、モンゴル、韓国、オーストラリア、カナダ、ドイツ、ニュージーランド、インド、シンガポール	人員 2名
		13.8（モンゴル）	日本、米国、モンゴル、韓国、オーストラリア、カナダ、ドイツ、英国、フランス、インド、ベトナム、タジキスタン、ネパール	人員 4名 ※オブザーバーを含む
		14.6～7（モンゴル）	日本、米国、モンゴル、カナダ、ドイツ、イギリス、インド、インドネシア、韓国、ネパール、オーストラリア、パキスタン、シンガポール、タイ、フランス、タジキスタン	人員 8名 ※オブザーバー含む。
米フィリピン共同演習 （バリカタン12）		12.4（フィリピン）	日本、米国、フィリピン、オーストラリア、インドネシア、韓国、マレーシア	人員 3名
豪陸軍主催射撃競技会		12.5（オーストラリア）	日本、オーストラリア、米国、ブルネイ、カナダ、フランス、インドネシア、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール、タイ、東ティモール、英国	人員 約20名
		13.5（オーストラリア）	日本、オーストラリア、米国、ブルネイ、中国、カナダ、フランス、インドネシア、マレーシア、ニュージーランド、バプアニューギニア、フィリピン、シンガポール、タイ、東ティモール、トンガ、英国	人員 約40名
		14.5（オーストラリア）	日本、オーストラリア、米国、ブルネイ、カナダ、フランス、インドネシア、ニュージーランド、バプアニューギニア、フィリピン、シンガポール、タイ、東ティモール、トンガ、英国	人員 約30名
豪海軍主催多国間共同訓練 （トリトンセンテナリー2013）		13.9.8～11.8 （オーストラリア）	日本、ブルネイ、シンガポール、オーストラリア、インド、インドネシア、マレーシア、ニュージーランド、タイ、米国、フランス、スペイン、トンガ、ミクロネシア、バプアニューギニア、パキスタン	艦艇 1隻
ADMM プラス海上安全保障実動訓練 （上記、豪海軍主催多国間訓練の一部）		13.9.29～10.1 （オーストラリア）	日本、オーストラリア、米国、ニュージーランド、中国、タイ、インド、インドネシア、マレーシア、ブルネイ、フィリピン、シンガポール	艦艇 1隻
西太平洋潜水艦救難訓練		13.9.20～9.28 （横須賀、相模湾）	日本、米国、韓国、オーストラリア、シンガポールなど	艦艇 3隻 など
西太平洋掃海訓練		13.2.12～3.8 （ニュージーランド）	日本、米国、中国、韓国、オーストラリア、シンガポールなど	人員 7名
インドネシア主催多国間共同訓練コモド		14.3.20～4.9 （インドネシア）	日本、米国、ロシア、中国、シンガポール、マレーシア、ベトナムなど	艦艇 1隻
日米豪共同訓練		11.7（ブルネイ周辺海域）	日本、米国、オーストラリア	艦艇 1隻
		12.6（九州南東海域）		艦艇 2隻 航空機 1機
		12.9 （オーストラリア周辺海域）		航空機 2機
		13.6.22～6.26 （グアム周辺海空域）		艦艇 1隻 航空機 2機
日米韓共同訓練		12.6（朝鮮半島南方海域）	日本、米国、韓国	艦艇 3隻
		12.8（ハワイ周辺海域）		艦艇 2隻
		13.5.15（九州西方海域）		艦艇 2隻
		13.10.10～10.11 （九州西方海域）		艦艇 2隻
		13.12.11 （アラビア半島周辺海域）		艦艇 2隻

訓練名	時期（場所）	参加国	自衛隊参加部隊など
豪海軍主催多国間海上共同訓練 （カカドゥ）	12.8～9 （オーストラリア周辺海域）	日本、オーストラリアなど	艦艇 1隻 航空機 2機
米英共催多国間掃海訓練	11.10（バーレーン周辺海域）	日本、米国、英国	艦艇 2隻
米主催国際掃海訓練	12.9 （アラビア半島周辺海域）	日本、米国など	艦艇 2隻
	13.5.4～5.29 （アラビア半島周辺海域）	日本、米国など	人員 6名
日米豪共同訓練 （コープ・ノース・グアム）	12.2、13.2、14.2 （米国グアム島および同周辺空域）	日本、米国、オーストラリア	航空機 約20機 人員 約430名
日米豪共同訓練 （サザン・ジャッカルー）	13.5、14.5 （オーストラリア）	日本、米国、オーストラリア	人員 約30名
RIMPAC （環太平洋合同演習）	12.6～8 （ハワイ周辺海空域、米国西海岸 周辺海域）	日本、米国、オーストラリア、カナダ、フランス、 韓国、ロシア、英国など	艦艇3隻、航空機3機
	14.6～8 （ハワイ周辺海空域、米国西海岸 周辺海域）	日本、米国、オーストラリア、カナダ、フランス、 中国、韓国、英国など	艦艇2隻、航空機3機 西部方面隊など

資料48 最近の日豪防衛協力・交流の主要な実績（過去3年間）

首脳、防衛首脳などの ハイレベルの会談など	11.6	日豪防衛相会談（ハノイ（ADMM プラス）） ☆今後の防衛協力は、共同訓練、人道支援・災害救援活動などの場面でACSAを活用するなど、具体的な実施段階に移行させていくことが重要との認識で双方が一致
	12.6	日豪防衛相会談（シンガポール（第10回シャングリラ会合）） ☆①将来の日豪安保・防衛協力に関するビジョン、②日豪間の防災・災害救援協定、③日米豪3か国協力強化などについて、次回「2+2」において議論を深めることで一致 防衛副大臣と豪国防大士の会談（シンガポール（第11回シャングリラ会合）） ☆国際平和協力活動や装備・技術分野での協力の促進で一致
	12.9	第4回日豪外務・防衛閣僚協議（シドニー） ☆①地域の安全保障情勢、②日豪安保・防衛協力について意見交換を実施
	12.9	日豪防衛相会談（シドニー） ☆①両国の防衛政策、②日豪防衛協力について意見交換を実施
	12.9	日豪防衛相会談（東京） ☆①日豪防衛協力、②日米豪3か国協力について意見交換を実施
	13.6	日豪防衛相会談（シンガポール（第12回シャングリラ会合）） ☆日豪防衛協力の進展で一致
	13.7	日豪防衛相会談（東京） ☆地域情勢や日豪の防衛協力の進展状況を確認するとともに、今後の日豪の防衛協力や日米豪3か国の防衛協力について意見交換を実施
	14.4	日豪首脳会談（東京）および国家安全保障会議（四大臣会合）特別会合への豪首相出席 ☆①実際の防衛協力の強化、②防衛装備・技術協力に関する枠組み合意に向けた交渉開始等について合意
	14.4	日豪防衛相会談（パース） ☆装備・技術分野を含む日豪防衛協力について意見交換を実施
	14.5	日豪防衛相会談（シンガポール（第13回シャングリラ会合）） ☆日豪防衛協力について意見交換を実施
	14.6	第5回日豪外務・防衛閣僚協議（東京） ☆①現状を一方的に変更するための力の使用又は強制に強く反対する旨で一致、②防衛装備品及び技術の移転に関する協定交渉の実質合意を確認
	14.6	日豪防衛相会談（東京） ☆日豪・日米豪共同訓練の拡充などの日豪・日米豪防衛協力の強化を推進して行くことで一致
防衛当局者間の定期協議	11.2	統幕長訪豪
	11.2	空幕長訪豪
	11.6	豪空軍本部長訪日
	12.5	豪海軍本部長訪日
	12.6	陸幕長訪豪
	12.6	海幕長訪豪
	12.10	豪国防軍司令官訪日
	13.2	空幕長訪豪
部隊間の交流など	13.6	豪陸軍本部長訪日
	14.3	空幕長訪豪
	11.4	第12回日豪外務・防衛当局間協議
	11.11	第16回日豪防衛当局間協議
	12.8	第13回日豪外務・防衛当局間協議
部隊間の交流など	12.11	第17回日豪防衛当局間協議
	14.2	第18回日豪防衛当局間協議
	11.7	日豪共同訓練の実施（空）
	12.6	日豪共同訓練の実施（海）
	13.6	日豪共同訓練の実施（海）
	13.9	日豪共同訓練の実施（海）
	11.5	豪陸軍主催射撃競技会にオブザーバー派遣
	11.7	豪空軍機（F/A-18、C-17）の三沢基地訪問
	12.3	空自輸送機（C-130）のオーストラリアへの派遣
	12.9	豪主催多国間海上共同訓練「カカドゥ12」への参加
部隊間の交流など	13.2	空自空中給油・輸送機（KC-767）のオーストラリア派遣
	13.5	豪陸軍主催射撃競技会
	13.9	豪海軍艦艇の日本主催西太平洋潜水艦救難訓練への参加
		豪艦隊100周年記念国際観艦式、多国間共同訓練トリトン・センテナリー2013及びADMM プラス海上安全保障実動訓練への参加
	14.5	豪陸軍主催射撃競技会

日米豪3か国の協力	12.6	日米豪防衛相会談（シンガポール（第11回シャングリラ会合）） ☆日米豪防衛首脳共同声明を发出し、地域の安全・安定のための3か国協力を確認
	13.6	日米豪防衛相会談（シンガポール（第12回シャングリラ会合）） ☆日米豪防衛相共同声明を发出し、動的かつ柔軟な3か国防衛協力を促進することを確認
	14.5	日米豪防衛相会談（シンガポール（第13回シャングリラ会合）） ☆日米豪防衛相共同声明を发出
	11.1	日米豪安全保障・防衛協力会合（SDCF）
	13.2	日米豪安全保障・防衛協力会合（SDCF）
	11.7	日米豪共同訓練（海）
	12.2	日米豪共同訓練（空）
	12.6	日米豪共同訓練（海）
	12.9	日米豪共同訓練（海）
	13.2	日米豪共同訓練（空）
	13.5	日米豪射撃訓練（陸）
	13.6	日米豪共同訓練（海）
	14.2	日米豪共同訓練（空）
	14.5	日米豪共同訓練（陸）
	11.1	日米共同訓練「コープ・ノース・グアム」に豪空軍オブザーバー参加
	11.2	日米豪3か国ハイレベル協議（メルボルン）（空幕長、米太平洋軍司令官、豪空軍本部長）
	12.2	日米共同方面隊指揮所演習に豪陸軍オブザーバー参加
	12.12	日米共同方面隊指揮所演習に豪陸軍少将が米太平洋軍副司令官として参加
	13.2	日米豪3か国ハイレベル協議（メルボルン）（空幕長、米太平洋軍司令官、豪空軍本部長）
	13.7	第1回日米豪シニア・レベル・セミナー（ハワイ）（陸幕長）
	14.3	日米豪3か国ハイレベル協議（キャンベラ）（空幕長、米太平洋軍司令官、豪空軍本部長）
	14.7	第2回日米豪シニア・レベル・セミナー（ハワイ）（陸幕長）

資料49 最近の日韓防衛協力・交流の主要な実績（過去3年間）

防衛首脳などの ハイレベルの会談など	11.1	日韓防衛相会談（ソウル） ☆北朝鮮問題、日韓防衛協力・交流などについて意見交換
	11.6	日韓防衛相会談（シンガポール（第10回シャングリラ会合）） ☆北朝鮮問題、日韓防衛協力・交流などについて意見交換
	11.7	海軍参謀総長訪日
	11.10	合同参謀議長訪日
	11.11	日韓防衛次官会談（韓国）
防衛当局者間の定期協議	13.11	日韓防衛次官会談（韓国）
	14.3	日韓防衛次官会談（インドネシア）
防衛当局者間の定期協議	11.7	第19回日韓防衛実務者対話（審議官レベル協議）
	13.3	第20回日韓防衛実務者対話（審議官レベル協議）
部隊間交流など	11.7	西部航空方面隊司令官訪韓
	11.9	日韓指揮幕僚課程学生交流（韓国）（空）
	11.10	鶏龍軍文化祭りへの陸自中央音楽隊参加
		日韓中級幹部交流（日本）（空）
	11.11	日韓搜索救難共同訓練
	11.11	西部方面総監訪韓
	11.11	日韓指揮幕僚課程学生交流（韓国）（海）
	11.11	海自哨戒機P-3Cの訪韓（海）
	11.11	日韓中級幹部交流（空）
	12.3	日韓中級幹部交流（韓国）（空）
	12.3	日韓初級幹部交流（韓国）（陸）
	12.4	第2作戦司令官の訪日（陸）
	12.11	日韓指揮幕僚課程学生交流（韓国）（海）
		日韓中級幹部交流（日本）（空）
	12.12	日韓初級幹部交流（日本）（陸）
	13.4	日韓中級幹部交流（韓国）（空）
	13.9	韓国海軍艦艇の日本主催西太平洋潜水艦救難訓練への参加
		日韓指揮幕僚課程学生交流（韓国）（空）
日米韓3か国の協力	13.10	日韓指揮幕僚課程学生交流（韓国）（海）
	13.10	日韓下士官交流（日本）（陸）
	13.12	日韓搜索・救難共同訓練（海）
		日韓中級幹部交流（日本）（空）
	14.3	日韓中級幹部交流（韓国）（空）
	12.1	日米韓防衛実務者協議
	12.6	日米韓防衛相会談（シンガポール（第11回シャングリラ会合）） ☆日米韓防衛相会談プレス声明を发出。地域の安全保障情勢について認識を共有するとともに日米韓3か国の防衛協力の価値を再確認
	12.6	日米韓共同訓練（海）
	12.8	日米韓共同訓練（海）
	13.1	日米韓防衛実務者協議
日米韓3か国の協力	13.4	日米韓初級幹部交流（韓国）（陸）
	13.5	日米韓共同訓練（海）
	13.6	日米韓防衛相会談（シンガポール（第12回シャングリラ会合）） ☆日米韓防衛相会談共同声明を发出。地域の安全保障情勢について認識を共有するとともに、日米韓3か国の防衛協力を拡大することで一致
	13.10	日米韓共同訓練（海）
	13.12	日米韓共同訓練（海）
		日米韓初級幹部交流（日本）（陸）
	14.4	日米韓初級幹部交流（韓国）（陸）
	14.4	日米韓防衛実務者協議
	14.5	日米韓防衛相会談（シンガポール（第13回シャングリラ会合）） ☆日米韓防衛相会談共同声明を发出。北朝鮮を含む地域の安全保障情勢について認識を共有するとともに、日米韓3か国が引き続き緊密に連携していくことで合意
	14.7	日米韓参謀総長級会談

資料50 最近の日印防衛協力・交流の主要な実績（過去3年間）

首脳、防衛首脳などの ハイレベルの会談など	11.11	日印防衛相会談（東京） ☆両国の防衛協力・交流、海上安全保障および地域情勢などについて意見交換 （「共同プレス発表」を发出）
	11.12	日印首脳会談（デリー） ☆海上安全保障分野での協力拡大を確認
	13.5	日印首脳会議（東京） ☆日印共同声明を发出し、海自とインド海軍間の定期的な訓練やUS-2にかかる二国間協力に向けた作業部会の設置を決定
	14.1	日印防衛相会談（デリー） ☆両国の防衛政策、日印二国間の防衛協力・交流ならびに地域および地球規模の安全保障課題などについて、幅広く率直に意見交換 日印首脳会談（デリー）
	11.2 12.10 12.11 13.2 13.5	陸幕長訪印 第2回日印次官級「2+2」対話（東京） 第3回日印防衛政策対話（東京） 空幕長訪印 海幕長訪印 陸幕長訪印
防衛当局者間の定期協議	11.5	第8回日印安全保障対話、第7回日印防衛当局間協議
部隊間の交流など	11.8 12.1 12.6 13.12	日印訓練演習オブザーバー（日本）（陸） 日印訓練演習オブザーバー（インド）（陸） 第1回日印共同訓練（海） 第2回日印共同訓練（海）

資料51 最近の日中防衛協力・交流の主要な実績（過去3年間）

首脳、防衛首脳などの ハイレベルの会談など	11.1 11.6	第12回日中安全保障対話（防衛・外務次官級協議） 日中防衛相会談（シンガポール（第10回シャングリラ会合）） ☆両国の防衛当局間で冷静に対話を進め、日中防衛交流を安定的に推進することが「戦略的互恵関係」の基盤となり、両国の信頼・友好関係の強化と防衛政策などの透明性の向上につながるとの認識で一致
	11.7 11.12	☆防衛当局間の海上連絡メカニズムの確立に向け、可能な限り早期に第3回実務者協議を実施することで一致 第9回日中防衛当局間協議（次官級協議） 日中首脳会談（北京） ☆「戦略的互恵関係」の発展が重要との認識で一致。両国海洋関係機関と交流のプラットフォームとして「日中高級事務レベル海洋協議」を新たに立ち上げ
	12.6	日中防衛当局間の海上連絡メカニズムに関する第3回共同作業グループ協議
	11.12 12.3 13.4 14.4	海自艦艇「きりさめ」訪中 陸自中部方面総監訪中 第1回日中防衛高級事務レベル協議 海幕長訪中（西太平洋海軍シンポジウム（青島））

資料52 最近の日露防衛協力・交流の主要な実績（過去3年間）

首脳、防衛首脳などの ハイレベルの会談など	11.6	防衛大臣と露副首相の会談（シンガポール（第10回シャングリラ会合）） ☆様々な防衛交流を通じて相互理解および信頼関係の強化を図ることがきわめて重要であることで一致
	12.9	日露首脳会談（ロシア（ウラジオストクAPEC）） ☆安全保障・防衛分野での日露の協力を強化していくことで一致
	13.4	日露首脳会談（モスクワ） ☆外務・防衛閣僚級協議（「2+2」）を立ち上げることで合意 防衛当局間および部隊間交流の拡大やテロ・海賊対策を含む新たな協力分野を模索することについて一致
	13.11	日露防衛相会談 ☆今後の日露防衛協力・交流や双方の防衛政策について意見交換
	13.11	日露外務・防衛閣僚協議（「2+2」） ☆アジア太平洋地域における安全保障情勢を踏まえた日露双方の安全保障・防衛政策、多国間の枠組みにおける 同地域における協力、同地域におけるミサイル防衛システムの展開などについて意見交換
	14.2	日露首脳会談（ソチ）
	12.6 12.8 13.8 14.2	統幕長訪露 空幕長訪露 海幕長訪露 陸幕長訪露
	12.4 12.9	第6回日露安保協議 第11回日露防衛当局間協議
部隊間の交流など	11.9 12.8 12.9 13.7 13.12 14.3	第12回日露捜索・救難共同訓練 露海軍艦艇の訪日 第13回日露捜索・救難共同訓練 東部軍管区地上軍代表団の訪日 第14回日露捜索・救難共同訓練 陸自北部方面総監の東部軍管区訪問

資料53 最近の東南アジア諸国との防衛協力・交流の主要な実績（過去3年間）

首脳、防衛首脳などのハイレベルの会談など	ブルネイ	12.2 12.5	防衛事務次官ブルネイ訪問 ブルネイ国防副大臣訪日
	カンボジア	13.8	日カンボジア防衛相会談（バンドルスリブガワン） （第2回ADMMプラス）
	インドネシア	11.1 11.1	防衛大臣政務官インドネシア訪問 日インドネシア防衛相会談（東京） ☆会談に先立ちインドネシア側から寄贈されたスディルマン將軍像の除幕式を実施。会談ではARF災害実動演習、地域における安全保障協力、日インドネシア防衛協力に関し、意見交換
		11.6	日インドネシア防衛相会談（シンガポール（第10回シャングリラ会合）） ☆日インドネシア防衛協力、地域情勢などについて意見交換。災害救援や海洋安全保障の分野において両国で緊密に協力し、日インドネシア防衛協力を深化させていくことで一致
		11.6	日インドネシア首脳会談（東京） ☆防衛大臣間協議の定期開催、外務・防衛当局間の政務・安保協議の開催、防衛分野での協力で一致
		11.9	空幕長インドネシア訪問
		11.11	海幕長インドネシア訪問
		12.2	防衛事務次官インドネシア訪問
		12.6	防衛副大臣とインドネシア国防大臣との会談（シンガポール（第11回シャングリラ会合）） ☆ADMMプラスにおける協力や防衛協力覚書について意見交換
		12.9	インドネシア空軍参謀長訪日
		13.1	陸幕長インドネシア訪問
		13.6	日インドネシア防衛相会談（シンガポール（第12回シャングリラ会合）） ☆防衛分野における協力の進展で一致
		14.4	防衛大臣政務官インドネシア訪問
		14.6	空幕長インドネシア訪問
	ラオス	12.3	日ラオス首脳会談 ☆安全保障・防衛分野における交流の推進を確認
		12.6	防衛事務次官とラオス国防副大臣との会談（シンガポール（第11回シャングリラ会合））
	マレーシア	11.1	防衛大臣政務官マレーシア訪問
		13.1	空幕長マレーシア訪問
		14.4	日マレーシア防衛相会談
		14.6	海幕長マレーシア訪問
	ミャンマー	12.2	防衛事務次官ミャンマー訪問
		14.4	防衛事務次官ミャンマー訪問
		14.5	統幕長ミャンマー訪問
	フィリピン	11.1 11.9	防衛大臣政務官フィリピン訪問 日フィリピン首脳会談 ☆日比共同声明を発出し、両国関係を戦略的パートナーシップに位置づけることで一致。共同声明では海幕長とフィリピン海軍司令官の相互訪問、海自・比海軍間の幕僚協議の実施など、両国の防衛当局間の交流および協力の推進で一致。
		11.11	海幕長フィリピン訪問
		12.4	フィリピン海軍司令官訪日
		12.6	統幕長フィリピン訪問
		12.6	防衛副大臣フィリピン訪問（パシフィックパートナーシップ2012視察など）
		12.7	日フィリピン防衛相会談 ☆防衛協力・交流に関する意図表明文書に署名 ☆日フィリピン防衛協力・交流、地域情勢などについて意見交換。
		12.9	フィリピン参謀総長訪日
		13.5	空幕長フィリピン訪問
		13.6	フィリピン海軍司令官訪日
		14.6	陸幕長フィリピン訪問
	シンガポール	11.1	防衛事務次官シンガポール訪問
		11.2	陸幕長シンガポール訪問
		11.6	日シンガポール防衛相会談（シンガポール（第10回シャングリラ会合）） ☆東日本大震災への対応の教訓反省について、シンガポールから強い関心が示され、こうした情報について地域各国と共有し、地域の災害対処能力を向上させていくべきであるとの認識で一致
		12.6	防衛副大臣とシンガポール国防大臣との会談（シンガポール（第11回シャングリラ会合）） ☆ADMMプラス防衛医学EWGの共同議長国として協力することを確認
		12.7	日シンガポール次官級会談
		12.10	日シンガポール防衛相会談 ☆二国間訓練およびWPNSの枠組みのもとで行われる訓練を含む多国間の訓練や後方支援に関する協力で一致。 2013年のブルネイでのADMMプラスにおける防衛医学EWGとHA/DR-EWGの演習への支持を表明
		13.1	空幕長シンガポール訪問
		13.6	日シンガポール防衛相会談（シンガポール（第12回シャングリラ会合））
		13.9	シンガポール海軍司令官訪日
		13.12	防衛副大臣のシンガポール訪問
		14.2	空幕長シンガポール訪問
		14.5	防衛大臣政務官シンガポール訪問
		14.5	日シンガポール防衛相会談（シンガポール（第13回シャングリラ会合））
	タイ	11.1	防衛大臣政務官タイ訪問
		11.1	防衛事務次官タイ訪問
		11.6	海幕長タイ訪問
		12.1	防衛大臣政務官タイ訪問
		12.11	タイ陸軍司令官訪日
		13.1	陸幕長タイ訪問
		13.1	空幕長タイ訪問
		13.9	日タイ防衛相会談（バンコク） ☆地域情勢および日タイ防衛協力・交流について意見交換
		13.10	タイ空軍司令官訪日

首脳、防衛首脳などのハイレベルの会談など	東ティモール	11.10 12.3	東ティモール副首相訪日 東ティモール首相兼国防・治安大臣訪日
	ベトナム	11.6	日ベトナム防衛相会談（シンガポール（第10回シャングリラ会合）） ☆日ベトナム防衛協力、南シナ海を含む地域情勢などについて、意見交換。双方は、タイン大臣の本年中の早期訪日を実現し、両国の防衛協力を深化させていくことで一致
		11.9	空幕長ベトナム訪問
		11.10	日ベトナム防衛相会談（東京） ☆海上安全保障の問題を含む国際および地域の安全保障情勢について意見交換を実施 ☆ハイレベルの相互訪問や防衛次官級協議の定例化を含め日越の戦略対話を強化していくことで一致 ☆防衛協力・交流覚書に署名
		11.12	ベトナム海軍司令官訪日
		12.1	防衛大臣政務官ベトナム訪問
		12.5	統幕長ベトナム訪問
		12.6	日ベトナム次官会談（シンガポール（第11回シャングリラ会合））
		12.6	ベトナム防空・空軍司令官訪日
		12.11	第1回日ベトナム防衛次官級協議（ハノイ）
		13.4	ベトナム総参謀長訪日
多国間での安全保障対話における二国間会談など		11.7	第7回PACC（シンガポール（統幕長級会談は以下のとおり）） インドネシア陸軍参謀総長、シンガポール陸軍司令官、タイ陸軍司令官、ベトナム人民軍総参謀長
		11.9	第3回日ASEAN諸国防衛当局次官級会合（東京（次官級会談は以下のとおり）） カンボジア国防長官、インドネシア国防次官、マレーシア国防次官、ミャンマー国防副大臣、フィリピン国防次官、ベトナム国防次官
		11.10	第14回CHOD（ハワイ（統幕長級会談は以下のとおり）） マレーシア国防軍司令官 シンガポール国防軍司令官 第20回国際シーパワーシンポジウム（ニューポート（海幕長級会談は以下のとおり）） フィリピン海軍司令官
		12.6	第11回シャングリラ会合（シンガポール（統幕長級会談は以下のとおり）） フィリピン国軍参謀総長、シンガポール国軍司令官
		12.9	第13回西太平洋海軍シンポジウム（クアラルンプール（海幕長級会談は以下のとおり）） マレーシア海軍司令官、シンガポール海軍司令官、インドネシア海軍参謀総長、フィリピン海軍司令官
		12.11	第15回CHOD（シドニー（統幕長級会談は以下のとおり）） タイ、マレーシア、ブルネイ、インドネシア、シンガポール、フィリピン
		13.3	第4回日ASEAN諸国防衛当局次官級会合（東京（次官級会談は以下のとおり）） ブルネイ国防次官、インドネシア国防次官、ラオス国防次官、マレーシア国防次官
		13.5	IMDEX2013（シンガポール（海幕長級会談は以下のとおり）） シンガポール海軍司令官、インドネシア海軍参謀総長
		13.7	第8回PACC（ニュージーランド（統幕長級会談は以下のとおり）） 米陸軍参謀総長、オーストラリア陸軍本部長、ニュージーランド陸軍司令官、タイ陸軍司令官
		13.12	国際海洋安全保障シンポジウム（ジャカルタ（海幕長級会談は以下のとおり）） インドネシア海軍参謀総長、米海軍作戦部長、パキスタン海軍参謀総長など
防衛当局者間の定期協議	カンボジア	12.2	第2回日カンボジア防衛当局間協議 米海軍作戦部長、豪海軍本部長、フィリピン海軍司令官、カナダ海軍司令官、ニュージーランド海軍司令官、チリ海軍司令官
		13.5	第2回日カンボジア外務・防衛当局間協議 第3回日カンボジア外務・防衛当局間協議
	インドネシア	11.11	第1回日インドネシア外務・防衛当局間協議、第4回日インドネシア防衛当局間協議
		13.7	第2回日インドネシア外務・防衛当局間協議、第5回日インドネシア防衛当局間協議
	フィリピン	12.3	第5回日フィリピン外務・防衛当局間協議、第5回日フィリピン防衛当局間協議
		13.5	第6回日フィリピン外務・防衛当局間協議、第6回日フィリピン防衛当局間協議
	シンガポール	11.11	第12回日シンガポール防衛当局間協議
	タイ	11.9	第10回日タイ外務・防衛当局間協議、第10回日タイ防衛当局間協議
		13.3	第11回日タイ外務・防衛当局間協議、第11回日タイ防衛当局間協議
	ベトナム	11.12 12.12	第7回日ベトナム防衛当局間協議、第2回日ベトナム戦略的パートナーシップ対話 第3回日ベトナム戦略的パートナーシップ対話
部隊間の交流など	マレーシア	11.7	第3回日マレーシア防衛当局間協議
		12.11 13.10	第4回日マレーシア防衛当局間協議 第5回日マレーシア防衛当局間協議
	ミャンマー	13.11	第1回ミャンマー防衛当局間協議
	の東 お南 交よ 流ア なジ どア 多 国 間 諸 で 国	11.2	米タイ主催コブラ・ゴールド11への参加（タイ）
		11.3	日インドネシア主催第2回ARF災害救援実動演習（ARF-DiREx2011）への参加（インドネシア）
		11.7	ブルネイ国際観艦式に護衛艦「しまかぜ」および救難飛行艇US-2が参加
		12.2	米タイ主催コブラ・ゴールド12への参加（タイ）
		12.2	日星部隊間交流（日本）（陸）
		13.3	米タイ主催コブラ・ゴールド13への参加（タイ）
		14.2	米タイ主催コブラ・ゴールド14への参加（タイ）

資料54 最近の日英防衛協力・交流の主要な実績（過去3年間）

首脳、防衛首脳などの ハイレベルの会談など	11.4	国防政務官（装備・支援・技術担当）訪日
	11.6	日英防衛次官会談（シンガポール（第10回シャングリラ会合））
	11.10	☆東日本大震災の対応や今後の日英防衛協力などについて意見交換
		日英防衛相会談（東京）
	12.4	☆防衛協力・交流について協力関係が深まっているとの認識で一致し、さらに発展させるべく、新たな日英防衛協力の策定作業を開始することで一致
		日英首脳会談（東京）
	12.6	☆政府間の日英情報保護協定の交渉開始、防衛協力覚書署名への支持、共同開発および共同生産のための適当な防衛装備品などの特定などを決定
		防衛副大臣と英国防閣外大臣との会談（シンガポール（第11回シャングリラ会合））
	13.1	☆防衛交流に関する覚書の取り交わし、装備、技術を含む各分野での協力の発展に向け取り組むことを確認
		日英次官会談（ロンドン）
	13.6	☆装備分野、サイバー分野を含めた今後の日英防衛協力などについて意見交換
		日英防衛相会談（シンガポール（第12回シャングリラ会合））
	13.7	☆日英間の防衛協力・交流の進捗や地域情勢について意見交換
		国防政務官（装備・支援・技術担当）訪日
	13.9	防衛大臣政務官英国訪問
	14.5	防衛大臣政務官英国訪問
	14.5	日英防衛相会談（シンガポール（第13回シャングリラ会合））
		☆日英間の防衛協力・交流の進捗や地域情勢について意見交換
防衛当局者間の定期協議	11.3	第1海軍卿兼英国海軍参謀長訪日
	11.8	空軍参謀長訪日
	12.2	海幕長訪英
	12.6	陸幕長訪英
	13.12	第1海軍卿兼英国海軍参謀長訪日
	14.3	英陸軍参謀総長訪日
	14.4	英国防参謀総長訪日
	14.7	空幕長訪英
部隊間の交流など	11.2	第11回日英外務・防衛当局間協議、第7回日英防衛当局間協議
	13.1	第12回日英外務・防衛当局間協議、第8回日英防衛当局間協議
	13.12	第13回日英外務・防衛当局間協議、第9回日英防衛当局間協議
	11.10	日英部隊間交流（日本）（海）
	12.2	日英部隊間交流（英国）（陸）
	12.2	日英部隊間交流（日本）（陸）
	13.7	日英部隊間交流（日本）（空）
	13.11	日英部隊間交流（日本）（海）
	14.5	日英部隊間交流（日本）（海）
	14.7	日英部隊間交流（英国）（空）

資料55 最近の欧州およびその他の諸国との防衛協力・交流の主要な実績（過去3年間）

防衛首脳などの ハイレベルの会談など	ベルギー	14.3	統幕長ベルギー訪問
	フランス	11.10	日仏首脳会談
			☆日仏情報保護協定を締結
		12.6	防衛副大臣とフランス国防大臣との会談（シンガポール（第11回シャングリラ会合））
			☆装備、技術分野における今後の協力の可能性を検討することで一致
		13.6	日仏防衛相会談（シンガポール（第12回シャングリラ会合））
			☆日仏間の防衛協力・交流の状況や地域情勢について意見交換
		13.8	海幕長フランス訪問
		14.1	日仏防衛相会談（パリ）
	ドイツ	14.1	☆地域情勢や日仏間の防衛協力・交流について意見交換
			日仏外務・防衛大臣会合
		14.3	☆地域情勢や日仏安全保障・防衛協力について意見交換
		14.6	統幕長フランス訪問
	イタリア	11.2	日仏防衛相会談（シンガポール（第13回シャングリラ会合））
			☆地域情勢や安全保障政策について意見交換
		12.2	陸幕長ドイツ訪問
		12.2	海幕長ドイツ訪問
		13.4	ドイツ陸軍総監訪日
	イタリア	14.3	ドイツ海軍総監訪日
		11.2	海幕長イタリア訪問
		12.6	イタリア国防大臣訪日
			☆防衛交流・協力の意図表明文書に署名するとともに、日伊間の協力を新たな段階に発展させるべく協力して行くことで一致
	イタリア	13.5	防衛副大臣イタリア訪問
		14.3	統幕長イタリア訪問
		14.5	防衛大臣イタリア訪問
	スペイン	13.1	日スペイン次官会談
	ポーランド	13.3	日ポーランド防衛相会談
	ノルウェー	12.5	防衛大臣政務官 ノルウェー訪問
	スウェーデン	12.5	防衛大臣政務官 スウェーデン訪問
	トルコ	11.2	海幕長トルコ訪問
		12.7	防衛事務次官トルコ訪問
			☆防衛協力・交流の意図表明文書に署名
	トルコ	13.3	日トルコ防衛相会談
	カザフスタン	12.7	防衛事務次官カザフスタン訪問

防衛首脳などのハイレベルの会談など	カナダ	11.5 11.8 12.6 14.3	カナダ海軍参謀長訪日 日加次官級「2+2」対話 日加次官会談（シンガポール（第11回シャングリラ会合）） 日加次官級「2+2」（オタワ）
	モンゴル	12.1 12.11 13.8 13.11 14.4 14.6	日モンゴル防衛相会談（モンゴル） ☆日モンゴル防衛協力・交流の覚書に署名 ☆次官級会合や幕僚長レベルのハイレベル交流などの防衛交流の推進で合意 ☆国連PKOなどにおける協力関係強化の重要性で認識を共有 日モンゴル次官級協議（モンゴル） 統幕長訪問 日モンゴル次官級協議（日本） 日モンゴル防衛相会談（日本） 陸幕長訪問
	ニュージーランド	11.2 11.10 13.5 13.7 13.8 14.6	統幕長ニュージーランド訪問 ニュージーランド陸軍司令官訪日 ニュージーランド空軍司令官訪日 陸幕長ニュージーランド訪問 日ニュージーランド防衛相会談 日ニュージーランド防衛相会談（シンガポール（第13回シャングリラ会合））
	ネパール	11.1	防衛大臣政務官ネパール訪問
	バーレーン	12.4 12.5	日バーレーン防衛交流に関する覚書に署名 防衛大臣政務官バーレーン訪問
	パキスタン	13.2	海幕長パキスタン訪問
	中東	11.7 12.5 12.11 13.2 13.3 14.2	防衛副大臣ジブチ共和国訪問 防衛大臣政務官イスラエル・ノルウェー・スウェーデン訪問 防衛大臣政務官ジブチ・ヨルダン・イスラエル訪問 サウジアラビア海軍司令官訪日 サウジアラビア国防副大臣訪日 海幕長UAE・サウジアラビア・オマーン訪問
	多国間	11.7 11.10 12.9 13.5 13.9 13.12 14.4	第7回PACC（シンガポール） 第20回国際シーパワーシンポジウム（ニューポート） 第13回西太平洋海軍シンポジウム（クアラルンプール） IMDEX2013（シンガポール） 第8回PACC（ニュージーランド） 国際海洋安全保障シンポジウム（ジャカルタ） 第14回西太平洋海軍シンポジウム（青島）
防衛当局者間の定期協議	カナダ	12.4	第7回日カナダ外務・防衛当局間協議、第8回日カナダ防衛当局間協議 第8回日カナダ外務・防衛当局間協議、第9回日カナダ防衛当局間協議
	フランス	11.7 12.1 13.2	第14回日フランス外務・防衛当局間協議、第14回日フランス防衛当局間協議 第15回日フランス外務・防衛当局者間協議 第16回日フランス外務・防衛当局間協議、第15回日フランス防衛当局間協議
	ドイツ	11.11 12.9	第13回日ドイツ外務・防衛当局間協議 第11回日ドイツ防衛当局間協議
	イタリア	12.9 13.6	第1回日イタリア防衛当局間協議 第2回日イタリア防衛当局間協議
	パキスタン	12.8	第6回日パキスタン防衛当局間協議
	NATO	11.10 12.5 14.2	第11回日NATO高級事務レベル協議 第12回日NATO高級事務レベル協議 第13回日NATO高級事務レベル協議
	スウェーデン	11.12 12.12	第1回日スウェーデン防衛当局間協議 第2回日スウェーデン防衛当局間協議
	ノルウェー	13.2	第1回日ノルウェー防衛当局間協議
	パキスタン	12.8	第6回日パキスタン防衛当局間協議
	モンゴル	13.1	第1回日モンゴル外務・防衛安全保障担当当局間協議 第1回日モンゴル防衛当局間協議

資料56 安倍内閣総理大臣の第13回シャングリラ会合における基調演説（概要）

平成26年6月1日

基調講演「アジアの平和と安定よ永遠なれ」

安倍内閣総理大臣は、世界の成長センターたるアジア太平洋地域が、その潜在力を十分に発揮し、平和と安定を確固たるものにするためにも、「法の支配」が特に重要であることを強調。主要なポイントは以下のとおり。

- 1 海における「法の支配」の徹底の観点から、3つの原則「①法に基づく主張、②「力」を用いない、③平和的解決」を提唱。南シナ海情勢におけるフィリピンとベトナムの対応を支持し、2002年の行動宣言（DOC）の精神と規定に立ち返りつつ、関係国が一方的行動をとらないよう約束すべきことを提案。また、日中両国が合意した不測の事態回避のための連絡メカニズムを実施に移すよう中国側に呼びかけた。

- 2 東アジア・サミット（EAS）を地域の政治・安全保障を扱うプレミア・フォーラムとして強化するため、常設委員会の設置を提案。また日本として、ODAの戦略的活用（巡視艇の供与、専門家の派遣など）、自衛隊による能力構築支援、「防衛装備移転三原則」による防衛装備協力を組み合わせ、海を守るためのASEAN諸国自身の能力をシームレスに支援していくことを表明
- 3 日本自身の取組として、「積極的平和主義」と「安保法制の再構築」の検討状況について、国連PKOにおける「駆けつけ警護」の事例に触れつつ説明
- 4 最後に、開発援助、平和構築、女性支援、人的交流等、様々な分野での日本の取組に触れつつ、日本の平和国家としての歩みは決して揺るがないこと、日本は地域のパートナーとともに「平和と繁栄への道」を歩んでいくことを明言

【外務省HPより抜粋】

資料57 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律の概要

1 法律の目的

我が国の経済社会及び国民生活における船舶航行の安全確保の重要性並びに国連海洋法条約の趣旨にかんがみ、海賊行為の処罰及び海賊行為への適切かつ効果的な対処のために必要な事項を定め、海上における公共の安全と秩序の維持を図る。

2 海賊行為の定義

「海賊行為」……船舶（軍艦等を除く）に乗り組み又は乗船した者が、私的目的で、公海（排他的経済水域を含む）又は我が国領海等において行う次の行為。

- (1)船舶強取・運航支配 (2)船舶内の財物強取等 (3)船舶内にある者の略取 (4)人質強要 (5) (1)～(4)の目的での①船舶侵入・損壊、②他の船舶への著しい接近等、③凶器準備航行

3 海賊行為に関する罪

海賊行為をした者は次に掲げる刑に処する。

- (1) 2(1)～(4)：無期又は5年以上の懲役。人を負傷させたときは無期又は6年以上の懲役。人を死亡させたときは死刑又は無期懲役
- (2) 2(5)①・②：5年以下の懲役
- (3) 2(5)③：3年以下の懲役

4 海上保安庁による海賊行為への対処

- (1) 海賊行為への対処は海上保安庁が必要な措置を実施する。
- (2) 海上保安官等は警察官職務執行法第7条の規定により武器使用するほか、現に行われている2(5)2)の制止に当たり、他の制止の措置に従わず、なお2(5)2)の行為を継続しようとする場合に、他に手段がないと信ずるに足りる相当な理由のあるときには、その事態に応じて合理的に必要と判断される限度において、武器使用が可能。

5 自衛隊による海賊行為への対処

- (1) 防衛大臣は、海賊行為に対処するため特別の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て海賊対処行動を命ずることができる。承認を受けようとするときは対処要項を作成して内閣総理大臣に提出（急を要するときは行動の概要を通知すれば足りる）。
- (2) 対処要項には、海賊対処行動の必要性、区域、部隊の規模、期間、その他重要事項を記載。
- (3) 内閣総理大臣は、承認をしたとき及び海賊対処行動が終了したときに国会報告を行う。
- (4) 自衛官に海上保安庁法の所要の規定、武器使用に関する警察官職務執行法第7条の規定及び4(2)を準用。

資料58 国際平和協力活動関連法の概要比較

項 目	国際平和協力法	旧イラク人道復興支援特措法 (09(平成21)年7月31日失効)	旧補給支援特措法 (10(平成22)年1月15日失効)
目 的	○ 国際連合を中心とした国際平和のための努力への積極的な寄与	○ 国家の速やかな再建に向けたイラク国民による自主的な努力を支援し、促進しようとする国際社会の取組への主体的・積極的な寄与 ○ イラク国家の再建を通じて、わが国を含む国際社会の平和および安全の確保に資すること	○ 国際的なテロリズムの防止・根絶のための国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与 ○ わが国を含む国際社会の平和および安全の確保に資すること
自衛隊法の規定	○ 84条の4(6章)に規定	○ 自衛隊法附則に規定	○ 自衛隊法附則に規定
主要な活動	○ 国連平和維持活動 ○ 人道的な国際救援活動 ○ 国際的な選挙監視活動 ○ 上記活動のための物資協力	○ 人道復興支援活動 ○ 安全確保支援活動	○ 補給支援活動
活動地域	○ わが国以外の領域(公海を含む。)(紛争当事者間の停戦合意および受け入れ国の同意が必要)	○ わが国領域 ○ 外国の領域(当該外国およびイラクにおいては施政を行う機関の同意が必要)(注1) ○ 公海およびその上空(注1)	○ わが国領域 ○ 外国(インド洋沿岸国などに限る)の領域(当該外国の同意が必要)(注1) ○ 公海(インド洋などに限る)およびその上空(注1)
国会承認	○ 自衛隊による平和維持隊本体業務の実施について、原則として、事前に国会付議(注2)	○ 自衛隊による対応措置について、その開始した日から20日以内に国会付議(注2)	(注3)
国会報告	○ 実施計画の内容などについて遅滞なく報告	○ 基本計画の内容などについて遅滞なく報告	○ 実施計画の内容などについて遅滞なく報告

(注1) 現に戦闘が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域に限る。

(注2) 国会が閉会中などの場合は、その後最初に召集される国会において、速やかに、その承認を求めなければならない。

(注3) 法律上、①活動の種類および内容を補給のみに限定。②派遣先の外国の範囲を含む実施区域の範囲についても規定していることから、その活動の実施にあたり、重ねて国会承認を求めるまで必要ないと考えられるため、国会承認にかかわる規定は置かれていない。

資料59 自衛隊が行った国際平和協力活動

(1) イラク人道復興支援特措法に基づく活動

(2014.6.30現在)

	派遣地	派遣期間	人 数	主な業務内容
陸上自衛隊	イラク南東部など	04.1～06.7	約600人	・医療、給水、公共設備の復旧整備など
	クウェートなど	06.6～06.9	約100人	・物品の後送に必要な業務
海上自衛隊	ヘルシャ湾など	04.2.20～ 04.4.8	約330人	・陸自の現地での活動に必要な車両などの海上輸送
航空自衛隊	クウェートなど	03.12～09.2	約210人	・人道復興関連物資などの輸送

(2) テロ対策特措法に基づく協力支援活動など

	派遣地	派遣期間	人 数	主な業務内容
海上自衛隊	インド洋	01.11～	約320人	・各国艦船への補給など
航空自衛隊	在日米軍基地など	07.11	—	・物品の輸送

(3) 補給支援特措法に基づく補給支援活動など

	派遣地	派遣期間	人 数	主な業務内容
海上自衛隊	インド洋	08.1～10.2	約330人	・各国艦船への補給など

(4) 海賊対処行動(海上警備行動としての派遣を含む。)

	派遣地	派遣期間	人 数 (平成26年 6月時点)	主な業務内容
海上自衛隊(水上部隊)	ソマリア沖・アデン湾	09.3～	約400人	船舶の護衛、ゾーンディフェンスなど
海上自衛隊(航空隊)	ソマリア沖・アデン湾 ジブチ	09.5～	約120人	アデン湾の警戒監視など
陸上自衛隊(航空隊)			約70人	活動拠点およびP-3Cの警備など
現地調整所	ジブチ	12.7～	3人	水上部隊および航空隊が海賊対処行動を行うために必要なジブチ共和国関係当局などとの連絡調整

(5) 国際平和協力業務

			派遣期間	人 数	延べ人数	主な業務内容
PKO	国連カンボジア 暫定機構 (UNTAC)	停戦監視要員	92.9～93.9	8人	16人	・集めた武器の保管状況の監視および停戦遵守状況の監視 ・国境における停戦遵守状況の監視
		施設部隊	92.9～93.9	600人	1,200人	・道路、橋などの修理など ・UNTAC構成部門などに対する給油・給水 ・UNTAC構成部門などの要員に対する給食、宿泊または作業のための施設の提供、医療
PKO	国連モザンビーク 活動 (ONUMOZ)	司令部要員	93.5～95.1	5人	10人	・ONUMOZ司令部における中長期的な業務計画の立案ならびに輸送の業務に関する企画および調整
		輸送調整部隊	93.5～95.1	48人	144人	・輸送手段の割当て、通関の補助その他輸送に関する技術的調整
人道	ルワンダ難民救援	ルワンダ 難民救援隊	94.9～12	260人		・医療、防疫、給水活動
		空輸派遣隊	94.9～12	118人		・ナイロビ（ケニア）とゴマ（旧ザイール、現コンゴ民主共和国）の間で、ルワンダ難民救援隊の隊員や補給物資などの航空輸送 ・能力上の余裕を活用して難民救援を実施している人道的な国際機関などの要員、物資の航空輸送
PKO	国連兵力 引き離し監視隊 (UNDOF)	司令部要員	96.2～09.2	1～13次要員：2人	38人	・UNDOF司令部におけるUNDOFの活動に関する広報・予算の作成ならびに輸送・整備などの業務に関する企画および調整
			09.2～13.1	14～17次要員：3人		
		輸送部隊	96.2～12.8	1～33次要員：43人	1,463人	・食料品などの輸送 ・補給品倉庫における物資の保管、道路などの補修、重機材などの整備、消防、除雪
			12.8～13.1	34次要員：44人		
人道	東ティモール 避難民救援	空輸部隊	99.11～00.2	113人		・UNHCRのための援助物資の航空輸送 ・能力上の余裕を活用し、UNHCR関係者の航空輸送
人道	アフガニスタン 難民救援	空輸部隊	01.10	138人		・UNHCRのための援助物資の航空輸送
PKO	国連 東ティモール 暫定行政機構 (UNTAET) (02. 5.20からは 国連 東ティモール 支援団 (UNMISSET))	司令部要員	02.2～04.6	1次要員：10人 2次要員：7人	17人	・軍事部門司令部における施設業務の企画調整および兵站業務の調整など
		施設部隊	02.3～04.6	1、2次要員：680人 3次要員：522人 4次要員：405人	2,287人	・PKO活動に必要な道路、橋などの維持・補修など ・ディリなど所在の他国部隊および現地住民が使用する給水所の維持 ・民生支援業務
人道	イラク難民救援	空輸部隊	03.3～4	50人		・UNHCRのための援助物資の航空輸送
人道	イラク被災民救援	空輸部隊	03.7～8	98人		・イラク被災民救援のための物資などの航空輸送
PKO	国連ネパール 政治ミッション (UNMIN)	軍事監視要員	07.3～11.1	6人	24人	・マオイスト、ネパール国軍の武器・兵士の管理の監視など
PKO	国連スーダン・ ミッション (UNMIS)	司令部要員	08.10～11.9	2人	12人	・軍事部門の兵站全般に関するUNMIS部内の調整 ・データベースの管理
PKO	国連ハイチ 安定化ミッション (MINUSTAH)	司令部要員	10.2～13.1	2人	12人	・MINUSTAH司令部において、施設活動の優先順位を決定するなどの施設関係業務の企画調整、軍事部門の物品の調達・輸送などの兵站全般に関する企画調整
		施設部隊	10.2～13.1	1次要員：203人 2次要員：346人 3、4次要員：330人 5、6次要員：317人 7次要員：297人 撤収支援要員：44人	2,184人	・瓦礫除去、道路補修、軽易な施設建設など
PKO	国連東ティモール 統合ミッション (UNMIT)	軍事連絡要員	10.9～12.9	2人	8人	・東ティモール内各地の治安状況についての情報収集
PKO	国連 南スーダン 共和国 ミッション (UNMISS)	司令部要員	11.11～	3人	15人	・軍事部門の兵站全般の需要に関するUNMISS部内の調整 ・データベースの管理 ・施設業務に関する企画および調整
		派遣施設隊	12.1～	1次要員：約210人 2～4次要員：約330人 5、6次要員：約400人	1,995人	・道路などのインフラ整備など 【5次要員以降は下記の業務も追加】 ・施設部隊が行う活動にかかるUNMISSなどとの協議および調整 ・後方補給業務などに関する調整
		現地支援 調整所	12.1～13.12	1次要員：約30人 2～4次要員：約20人	90人	・施設部隊が行う活動にかかるUNMISSなどとの協議および調整 ・後方補給業務などに関する調整

- (注) 1 このほか、海上自衛隊（カンボジア、東ティモール）および航空自衛隊（カンボジア、モザンビーク、ゴラン高原、東ティモール、アフガニスタン）の部隊が、輸送、補給面などでの支援活動を実施
2 ルワンダ難民救援については、このほか先遣隊23人を派遣した。

(6) 国際緊急援助活動

		派遣期間	人 数	主な業務内容
ホンジュラス国際緊急援助活動 (ハリケーン災害)	医療部隊	98.11.13～98.12.9	80人	・ホンジュラス共和国における治療および防疫活動
	空輸部隊		105人	・本邦からホンジュラスまでの間の医療部隊の装備品などの航空輸送 ・米国からホンジュラスまでの間の装備品などの航空輸送
トルコ国際緊急援助活動に必要な物資輸送（地震災害）	海上輸送部隊	99.9.23～99.11.22	426人	・トルコ共和国における国際緊急援助活動に必要な物資（仮設住宅）の海上輸送
インド国際緊急援助活動 (地震災害)	物資支援部隊	01.2.5～01.2.11	16人	・援助物資の引き渡しおよび援助物資に関する技術指導
	空輸部隊		78人	・援助物資および支援部隊などの輸送
イラン国際緊急援助活動に必要な物資輸送（地震災害）	空輸部隊	03.12.30～04.1.6	31人	・援助物資の航空輸送
タイ国際緊急援助活動 (地震・津波被害)	派遣海上部隊	04.12.28～05.1.1	590人	・タイ王国およびその周辺海域における被災者の捜索および救助活動
インドネシア国際緊急援助活動 (地震・津波災害)	統合連絡調整所	05.1.6～05.3.23	22人	・国際緊急援助活動などにかかる統合調整 ・国際緊急援助活動などにかかる関係機関、外国軍隊などとの連絡調整
	医療・航空援助部隊		228人	・援助物資などの航空輸送 ・医療・防疫活動
	海上派遣部隊		593人	・陸上自衛隊の国際緊急援助隊の海上輸送 ・陸上自衛隊の国際緊急援助隊の活動への支援 ・援助物資などの輸送
	空輸部隊		82人	・援助物資などの航空輸送
ロシア連邦カムチャッカ半島沖国際緊急援助活動	海上派遣部隊	05.8.5～05.8.10	346人	・ロシア潜水艇の救助
パキスタン国際緊急援助活動（地震災害）	航空援助隊	05.10.12～05.12.2	147人	・援助活動に関する航空輸送
	空輸部隊		114人	・陸上自衛隊の国際緊急援助隊の航空輸送
インドネシア国際緊急援助活動 (地震災害)	医療援助隊	06.6.1～06.6.22	149人	・医療・防疫活動
	空輸部隊		85人	・陸上自衛隊の国際緊急援助隊の航空輸送
インドネシア国際緊急援助活動（地震災害）	医療援助隊	09.10.5～09.10.17	12人	・医療活動
	統合連絡調整所		21人	・インドネシア共和国関係機関、関係国などとの調整
ハイチ国際緊急援助活動 (地震災害)	医療援助隊	10.1.18～10.2.16	104人	・医療活動
	空輸部隊		97人	・国際緊急援助隊などの航空輸送 ・当該航空輸送の復路において国際緊急援助活動の救助活動として行うハイチ共和国とアメリカ合衆国間の被災民に関する航空輸送
	統合連絡調整所		33人	・ハイチ共和国関係機関、関係国などとの調整
パキスタン国際緊急援助活動（水害）	航空援助隊	10.8.20～10.10.10	184人	・人員・援助物資などの航空輸送
	統合運用調整所		27人	・パキスタン関係機関、関係国などとの調整
	海上輸送隊		154人	・陸上自衛隊の国際緊急援助隊の海上輸送
	空輸部隊		149人	・陸上自衛隊の国際緊急援助隊の航空輸送
ニュージーランド国際緊急援助活動を行う要員および物資の輸送（地震災害）	空輸部隊	11.2.23～11.3.3	40人	・国際緊急援助隊などの航空輸送
フィリピン国際緊急援助活動 (台風災害)	現地運用調整所	13.11.12～ 13.12.13	1,086人	・フィリピン共和国関係機関、関係国などとの調整
	医療・航空援助隊			・医療・防疫活動、人員・援助物資などの航空輸送
	海上派遣部隊			・人員・援助物資などの輸送
	空輸部隊			・人員・援助物資などの航空輸送
マレーシア航空機消息不明事案に対する国際緊急援助活動（捜索）	現地支援調整所	14.3.11～14.4.28	137人	・マレーシア関係機関、関係国などとの調整
	海国際緊急援助飛行隊			・捜索を含む救助活動
	空国際緊急援助飛行隊など			・捜索を含む救助活動

(注) 1 イラン国際緊急援助については、運航途中で機体に故障が発生したため、復旧要員を別途シンガポールに派遣

2 インドネシア国際緊急援助の統合連絡調整所の人数には、陸・海・空自衛隊から同調整所に派遣され業務を行った者（11人）も含む。

資料60 国際機関への防衛省職員の派遣実績

(2014. 6.30現在)

派遣期間	派遣機関名	派遣実績
97.6.9～02.6.30、04.8.1～07.8.1	化学兵器禁止機関（OPCW）査察局長（オランダ・ハーグ）	陸上自衛官1名（将補）※
97.6.23～00.6.25	化学兵器禁止機関（OPCW）査察員（オランダ・ハーグ）	陸上自衛官1名（1尉）
02.10.1～07.6.30	化学兵器禁止機関（OPCW）査察局運用・計画部長（オランダ・ハーグ）	陸上自衛官1名（1佐）
05.7.11～09.7.11	化学兵器禁止機関（OPCW）査察員（オランダ・ハーグ）	陸上自衛官1名（3佐）
09.1.9～13.1.8	化学兵器禁止機関（OPCW）査察員（オランダ・ハーグ）	陸上自衛官1名（3佐）
13.8.27～	化学兵器禁止機関（OPCW）査察員（オランダ・ハーグ）	陸上自衛官1名（1尉）
02.12.2～05.6.1	国連平和維持活動局（国連PKO局）軍事部軍事計画課（ニューヨーク）	陸上自衛官1名（2佐）
05.11.28～08.11.27	国連平和維持活動局（国連PKO局）軍事部軍事計画課（ニューヨーク）	陸上自衛官1名（2佐）
11.1.16～14.1.15	国連平和維持活動局（国連PKO局）軍事部軍事計画課（ニューヨーク）	陸上自衛官1名（2佐）
13.9.18～	国連平和維持活動局（国連PKO局）軍事部部隊形成課（ニューヨーク）	陸上自衛官1名（2佐）

※ OPCW査察局長については、07.8.1付での自衛官退官後も引き続き09.7まで勤務した。

資料61 調達装備品などの調達額の推移

(単位：億円)

年度	区分	国内調達額 (A)	輸 入			合 計 (E = A + D)	国内調達額 の比率 (%) (A / E)
			一般輸入額 (B)	有償援助額 (C)	小 計 (D = B + C)		
20 (08)		19,382	1,153	642	1,795	21,177	91.5
21 (09)		18,219	1,290	620	1,911	20,130	90.5
22 (10)		17,611	1,023	551	1,574	19,185	91.8
23 (11)		21,746	1,471	589	2,060	23,806	91.3
24 (12)		20,672	1,216	1,372	2,588	23,259	88.9

(注) 1 「国内調達額」、「一般輸入額」および「有償援助額」は、それぞれ「装備品など調達契約額調査」の当該年度結果による。

2 有償援助額とは、日米相互防衛援助協定に基づき、米国政府から調達した装備品などの金額である。

3 数値は、四捨五入によっているので、計と符合しないことがある。

資料62 武器輸出三原則等

○「武器」の輸出は、外国為替及び外国貿易管理法（昭和24年法律第228号）（注）及び輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）により経済産業大臣の許可が必要。

（注）現在は、外国為替及び外国貿易法。

1 武器輸出三原則

佐藤内閣総理大臣、昭42. 4. 21、衆・決算委
（要旨）

外国為替及び外国貿易管理法及び輸出貿易管理令についての政府の運用方針として、具体的には、次の場合は、武器輸出は認められないこととされている旨を明らかにしたもの。

- 1) 共産圏向けの場合
- 2) 国連決議により武器等の輸出を禁止されている国向けの場合
- 3) 国際紛争の当事国又はそのおそれのある国向けの場合

2 武器輸出に関する政府統一見解

三木内閣総理大臣、昭51. 2. 27、衆・予算委
（全文）

(1) 政府の方針

「武器」の輸出については、平和国家としての我が国の立場からそれによって国際紛争等を助長することを回避するため、政府としては、従来から慎重に対処しており、今後とも、次の方針により処理するものとし、その輸出を促進することはない。

- 1) 三原則対象地域については、「武器」の輸出を認めない。
- 2) 三原則対象地域以外の地域については、憲法及び外国為替

及び外国貿易管理法の精神にのっとり、「武器」の輸出を慎むものとする。

- 3) 武器製造関連設備（輸出貿易管理令別表第一の第109の項など）の輸出については、「武器」に準じて取り扱うものとする。

(2) 武器の定義

「武器」という用語は、種々の法令又は運用の上において用いられており、その定義については、それぞれの法令等の趣旨によって解釈すべきものであるが、

- 1) 武器輸出三原則における「武器」とは、「軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるもの」をいい、具体的には、輸出貿易管理令別表第一の第197の項から第205の項までに掲げるもののうちこの定義に相当するものが「武器」である。
- 2) 自衛隊法上の「武器」については、「火器、火薬類、刀剣類その他直接人を殺傷し、又は、武力闘争の手段として物を破壊することを目的とする機械、器具、装置等」とであると解している。なお、本来的に、火器等を搭載し、そのもの自体が直接人の殺傷又は武力闘争の手段として物の破壊を目的として行動する護衛艦、戦闘機、戦車のようなものは、右の「武器」に当たると考える。

（注）平成3年11月の輸出貿易管理令の一部改正により、(1) 3) の「第109の項」及び(2) 1) の「第197の項から第205の項」は、「第1項」に変わっている。